

- (1) alchemy
- (2) alcohol
- (3) alembic
- (4) algebra
- (5) alkali
- (6) almanac
- (7) azimuth
- (8) elixir
- (9) zenith
- (10) nadir
- (11) Philosopher's stone

け観測用器械も大に進歩したり。⁽¹⁾アルケミー・アルコール・アレンビク・アルゼブラ・アルカリ・アルマナック等の如きはアラビア語の冠詞アルの原形の残れるものなり。其の他アズイマス・エリクシル・ゼニス及びナデル等の語も皆アラビア語より來れり。⁽²⁾中にも煉金術は彼等の最も苦心せし所にして二個の物を得んことを期せり。一は所謂「哲學者の石」と稱せらるゝものにして一切の金屬を黄金に化し得べき力を有するものとせり。他の一はエリクシルとて不老長生の靈劑を發見せんとせしなり。其の目的は達し得ざりしかども、之が爲に化學上の分析を試みて物質の成分を研究して幾多の元素・化合物を發見せり。アルコール・硝酸・硫酸の如きも偶然發見せられ、火薬も彼等の研究に成れる者なり。アルケミストは獨逸の王族の寄附金によりて十七世紀まで研究をつゞけたりといふ。又醫學に於ては、古代希臘の學問を祖述したるに過ぎざれども、醫療・藥劑の研究に新生面を開き、舍利別・乳劑・塗藥・軟膏・大黃等は彼等に依つて發明せられ使用せられたり。

- (12) Ibn Batuta

アラビ人は、九世紀以後、中世を通じて支那若しくは南洋方面に旅行せし者少からず。其の旅行記は中世の亞細亞研究に最も貴重なる史料となれり。中にもイブン・バツタは十四世紀に亞弗利加のタンジエルより北アフリカ海岸に沿ひ、埃及・パレスチナ・メソポタミアを経て南露西亞・コンスタンチノールに至り、更に東に轉じて中央亞細亞より印度及び支那に至り、

- (1) Ibn Haukal
- (2) Edrisi(Idrisi)
- (3) minaret
- (4) Alhambra
- (5) Alcazar
- (6) Palermo
- (7) Arabian Nights

元の順帝の依囑を受けて爪哇・スマトラ・錫蘭島を巡り北京に復命して更に西歸せり。其の他イブン・ハウカル⁽¹⁾（十世紀の人）エドリシ⁽²⁾（十三世紀の人）等は地理學者・旅行家として有名なり。

サラセンの美術 サラセンの美術はビザンチン・波斯の感化を受くること多く、波斯藝術とビザンチン藝術とを混和して新たなアラビア藝術生れたり。建築はビザンチンの模倣に過ぎざれども、柱頭に飾れる複雑なる穹窿狀はサラセン獨特の者なり。又イスラムの教義は、動物又は人間の形を裝飾とするを禁ぜしかば、線の配合によりて幾何學的模様を案出せり。回教寺院はビザンチン建築に學ぶ所多く、大體、方形の大建築に圓屋根を有し、其の周圍に附屬せる建物多きこと及び高く尖れる塔の空中に聳ゆることは其の特色とする所なり。塔には小鐘あり、僧侶之を撞いて祈禱時刻を告ぐるなり。又内部裝飾の華麗絢爛なるは其の誇とする所にして、柱頭及び壁に施せる繪模様の如きはサラセン美術の粹と云ふべし。殿内に泉水を設くるも沙漠に發生したるサラセン建築の特徴なるべし。サラセン建築は寺院と宮殿によつて代表せらる。寺院はダマスクス・コルドヴァ・カイロ等にある者、宮殿はグラナダのアルハンブラ、セザイルのアルカザル及びシ、リー島のバレルモにある者最も名高し。中にもアルハンブラ宮殿には有名なる獅子庭あり。

サラセンの文學 アラビアの小説及び詩は當時の基督教國のそれに優れり。中にもアラビア

ン、ナイトは、所謂千一夜の光景を示せる者にして、アラビア人の生活・習慣を知る好資料たり。

第五章 シャールマーニユの帝國統一

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| (5) chancellor | (1) Verona |
| (6) Venantius Fortunatus | (2) Boëtius |
| (7) Brunhild | (3) Amalswintha |
| | (4) count |

帝國の再興 西帝國を亡したる蠻人の諸王は、帝國の制度を破壊せんことを欲せず、寧ろ帝の地位を踏襲して支配し裁判し徵稅せんとせり。中にも東ゴート王テオドリクは最も完全なる模倣者たり。王はヴェロナ⁽¹⁾に王宮を築き侍從を置き官吏・將校・收稅吏を統率して其の君主となれり。ゴートの侯伯の下に軍隊を組織して王に事へ、伊太利人は帝國臣民として平和を樂み、王は水道・劇場・浴場を修覆し、ヴェロナに王宮、ラヴェンナに新寺院を營みたり。又修辭學の學校を再興せしが、ラテン最後の詩人たるボエチウス⁽²⁾は此の時に出でたり。テオドリクの死後、將帥等は皇后アマルスウィンタに迫り、皇子をして羅馬教師の手より離れてゴートの習慣によりて狩獵若しくは戰鬪することを教へしめたり。かくしてゴート人は次第に羅馬人に敵視せられ、王國は間もなく亡びたり。

フランクのメロヴィス王朝 フランク王クロヴィスは東羅馬皇帝より統領貴族と名づけられ、ツールに於て紫衣を著け王冠を戴き、羅馬帝國の風に倣ひて統治せんとせり。其の後嗣も王位に坐して羅馬名の官吏⁽³⁾に圍繞せられたり。伊太利の詩人ヴェナンチウス、フオルツナツスはフランクの王庭に招聘せられ、ブルンヒルドの結婚に際して詩に詠じ、誇大に

稱賛して其の美麗なること女神の如しとせり。⁽¹⁾ キルペリック王は自らラテンの詩を作り又新字 alóthw 等を創作し、侍臣に命じて學校用書に新文字を入れしめたり。王の使者コンスタンチノーブルより衣服・裝飾品、金の徽章等を齎すや、王は之を陳列して觀賞せり。又王自ら工藝品を製作し己の作に係る黄金の大盃を示し、自負して曰く「この金盃はフランク國民の誇りとするに足るものなり。余能ふべくんば尙多くの物を作らん。」と。

されど、彼等はいかゝる古代文化の模倣に久しく満足する能はざりき。フランク人はゴート人の如く野蠻にして帝政を組織するに適せず、王は戰士を「我が黨⁽²⁾」と呼び、レウドは屢、王を左右せり。五三四年ブルグンドの地を侵略するに臨み、王之を欲せざりしを見て、レウド、王に言つて曰く「吾々兄弟と共にブルグンドに出征せずんば、吾人は汝を棄て彼等に従はん」と。王已むなくレウドを率ゐて之を征せり。其の後、一戰士、グントラム、王に言つて曰く「余は汝の兄弟の腦を切りし鋭き戰斧を以て汝の腦を碎かん」と。グントラム大に恐れ、或る日、寺院に集れる信者に向つて曰く、汝等已に余の兄弟を殺せり。請ふ余を許せよ」と。かゝる蠻勇の戰士は、捕虜・分捕品を得んが爲に王をして出征するを諾せしめたり。又彼等は税を輸する義務心なかりき。六世紀の半ば頃、テウデベルト、アウグスツスの號を唱へ、己の肖像を彫れる金貨を鑄造せしめ、宰相バルテニウスをして羅馬の法に従ひて收税せしめしが、王死

- (1) Chilperic
(2) leudes
(3) Guntram
(4) Theudebert

(1) Parthenius

- (1) Tréves(Trier)
(2) Fredegonde
(3) Chlothar
(4) Salic Laws

するに及び、フランク人謀叛し、バルテニウスをトリエル寺に殺したり。⁽¹⁾ (Gat. v. d.) 後三十年、キルペリックは人民の財産を調査し、帳簿を作り、土地及び奴隸の所有者に税を課せしが、翌年國中に洪水・火災・疫病等の災難起り、王の二子死し、王自身も危く死せんとするや、フランク人は神はキルペリックの徵稅せしを罰せる者と信じたり。皇后フレデゴンドは己の子の病に罹れるを見、己の特種財産たる市稅目錄を燒棄せしめんとせしに、夫王之を躊躇せしが、皇后曰く「何故躊躇するか、之を燒かば設令吾が二子死すとも、吾々は永久に罰を免れ得べし」と。(Gat. v. d.) 六一四年には、僧正及びレウド等、クロタール王をして凡ての税を止めしめたり。かくて國家統一の理想は挫折したり。

蠻人の法律 フランク王は、七世紀には獨逸全土に君臨せしかども、廣大なる領土の事として各地方の人民は各異なる國語・習慣を有し、共通の法律さへ無かりしかば、一國民として融合する所なかりき。かくて舊羅馬帝國の人民は羅馬の法律を守り、蠻人は其れを「各部族固有の舊習慣を守れり。是等蠻族の習慣は屢、ラテン語にて蒐集せられ、之を「蠻人の法律」と名づけたり。⁽⁴⁾ サリック法・リプアリア法・アレマンニ法・フリシア法・バヴァリア法の如き皆是なり。是等の習慣には種々の事項混合し、財産及び其の相續權等をも規定すれども、多くは盜賊若しくは暴行等に關する罰則なり。其の一二の例を擧ぐれば左の如し。

- (5) Law of the Ripualians
(6) Law of the Alemanni
(7) Law of the Frisians
(8) Law of the Bavarians

- (1) Vendetta
(2) Wergeld

個人間の争は犯罪を構成せざりき。國家は之を審問することなく、殺害せられし時は被害者の家族之を復讐すべきものとせり。故に暴行は二家族間の争闘を起す原因となれり。今もコルシカ島にヴェンデッタ(仇討)をなす習慣あり。この家族間の争闘を止めんが爲に、國家は犯罪者をして被害者の一族に償金を出さしめ、血醒き仇討をなす権利を棄てしむ。かくて償金に關する規定を詳細に規定せり。之をヴェルゲルドといふ。若し其の人死せし時は全額を償ふべく、負傷に留まる時は其の一部分を支拂はしめ、其の金額は負傷の程度に應じて之を定む。若し頭を撲ち出血する時は金十五シルリング、頭を撲ち三本の骨出でたらば三十シルリング、脳味噌出でたらば五十シルリングを償ふ。一肢を失ひ又は鼻斬らるれば百シルリング、傷つけられし四肢尙離れざらば四十五シルリング、斬り離さるゝ時は六十二シルリング、拇指斬らるれば四十五シルリング、弓を彎く第二指斬らるれば三十五シルリング、第三指は十五シルリング、第四指は五シルリング、第五指は十五シルリングを科す。

かくて裁判所は各部落の習慣に従ひて之を判決す。九世紀頃のリオンの僧正曰く、「五人の犯罪人を判決するに五人各異なる習慣によれること稀ならず。」と。

カールス王朝 メロヴィス朝の諸王は、臣民を統御することを過てり。王は土地を將士に頒與し、將士は奴隸を有して廣大の領土を耕さしめしが、驕傲にして王命に従はず、王は孤立無

- (1) Duke of Frank
(2) Major Domus
(3) Pipin the Short
(4) Zacharius

援の姿となれり。王國の東に廣大なる領土と多くの戰士とを有する一大地主あり。「フランク侯」と號す。カールス王朝の祖なり。メロヴィス王朝の宮宰となり、遂に全フランク國の君主たる實權を握るに至れり。後五十年、フランク侯、ピピンは羅馬法王ザカリウスに向つて虚位を擁する者と實力あるものとの何れが王たるべきかを問ひしに、法王之に答へて曰く「王の實權を有する者王と稱すべし」と。ピピンよつて自らフランク王と稱す (Pipin Rex)。カールス王朝時代茲に始まる。ついで羅馬法王ステファン二世フランクに至りてピピン及び王后に聖油を灌ぎて之を神聖にせり。

此の時に當り、伊太利は外、ランゴバルド人の北方を侵略するあり、内、東羅馬皇帝の伊太利君主を以て自ら居り、偶像破棄の令を發して之を厲行せんとするあり。羅馬法王は未だ無勢力にして人民の尊敬を受くるに至らず、レオ三世の如きは一揆の爲に撃破せられ、僅に身を以て逃るゝ有様なりき。されば法王の有力なる保護者を切望すること久しかりき。

是より先、七五四年羅馬法王ステファン二世はロンバルディア王に苦しめられ、ピピンに援を求むるや、ピピン、羅馬法王を德とし、兵を率ゐて伊太利に入り、ロンバルディア人を驅逐し、七五六年其の獲たる地を羅馬法王に獻じ、其の印としてラヴェンナ・リミニ諸市の鍵を送れり。是法王領の始なり。是に於て羅馬法王は東羅馬皇帝と抗争し得る實力を有するに至れり。

シャルルマーニュの功業 ピピンの子シャルルマーニュと云ふ。フランク語

シャルルス大帝の意なり。大帝は蠻人中の最大偉人にして西羅馬帝國滅亡の後、始めて大統一の理想を實現したり。大帝は初めカールマンと並び立ちしが、七七一年獨裁君主となりてより征戦四十餘年、サラセン人・アヴァール人・サクソニア人・スラヴ人を征して、東はエルベ川より西はエプロ川に及び、今の佛蘭西・獨逸・北伊太利及び西班牙の一部を領せり。ロンバルディア王デシ德里ウスの羅馬法王を苦しむるや、大帝は法王の請に應じてロンバルディア王國を攻めて之を亡せしかば、七九五年羅馬法王レオ三世はセント、ペートル寺の鍵と羅馬帝の旗を大帝に送り、且吏を羅馬に出して市民を統治せんことを請へり。大帝答へて曰く「忠誠を以て汝と結托するは余の望む所なり。余は衷心より羅馬教會を防禦せん。」と。八〇〇年、大帝、羅馬に至り、クリスマスの日、セント、ペートル寺に參籠せしに、法王は金冠を彼に加へたり。大帝の友、アインハルドの記する所によれば「これ大帝の豫期せざりし所にして、全く羅馬法王自身の發意によれる者なり。若し之を豫期せば恐らくは大帝は寺内に入らざりしならん」と。されど、大帝は羅馬皇帝の稱號を受くるを諾せり。大帝は多くの場合に皇帝の服をつけず、フランクの服を用ひ、紐を著けたるリンネルのズボンと、帯にて結べる毛の上衣と大外套を着けたり。この時より、羅馬法王及び僧侶は西羅馬皇帝として大帝を尊び、大帝は教會を保護せり。

(1) Desiderius

(2) Einhard

かくて羅馬法王及び皇帝は世界の二大勢力となりて僧侶・人民を支配するに至れり。

統一の傾向 大帝はゲルマニア諸國を統治して中世初期の動搖を安定ならしめ、西羅馬皇帝と稱して君臨し、或る意味に於て古羅馬帝國を復活し、他面に於てはゲルマニア民族の地位と將來の運命とを解決したり。されど大帝の理想とせしゲルマニア・ラテン兩民族の完全なる調和は遂に永く繼續せず、大帝の歿後、間もなく三分せられて今の佛蘭西・獨逸・伊太利の國民的基礎をなせり。

かくて政治的統一の目的は達せられざりしかども、文化上に於て中世歐羅巴の基礎をあげり。道路橋梁の修繕、運河の計畫、國防の完備、航海業の獎勵、度量衡の整理、弊制の改革等擧げて數ふべからず、中にも東サラセン帝ハルン、アル、ラシッドと好を通じ、イエルサレム靈廟の管理權を自己の手中に收めたるは特筆すべき事なりとす。大帝は古代文化を復興すると共に從來の宗教萬能より離れて俗人的文化を培養し、建築の如きも壯大なるアーヘン大寺の外、アーヘン・ナイメーヘン・インゲルハイム等に宮殿を造營して數多の圓柱とモザイクと繪畫とによつて之を裝飾したり。

地方政治 地方政治は數多の州に分ち各州を以て政治上・軍事上・財政上・司法上あらゆる統治の單位となせり。もとゲルマニア民族傳來のガウ制度即ち民族的基礎に依れる地方區劃と古

(1) Aachen(Aix-la-chapelle)

(2) Nymwegen(Nijmegen)

(3) Ingelheim

代羅馬の都市領の區劃とを參酌せるものにして其の長官を侯伯といふ。大なる州の長官を侯と稱し、帝室領の長官を帝領伯、邊境地の長官を邊境伯と稱せり。

從來フランク王國の地方長官は其の地に土着して其の職を世襲せしかば、君主に對して隱然一敵國の觀ありしが、大帝は其の勢力を殺ぐことを努め、宮廷の官吏をして中央集權の發揮に盡力せしめ、特に巡察使を派して民政を視察せしめたり。大帝は更に五月議會を開き全國の侯伯僧侶等を會して政治の得失を論ぜしめたり。大帝の法律に「侯伯をして自由の民を壓制せしむる勿れ。強迫又は詭計を以て貧民の貨財を取らしむる勿れ。」と。

僧侶 僧正・僧侶は廣大なる領土を有する貴族の如し。大帝の時、帝の治下に歸し、毎年の會議に出でて政治を議せり。かくて侯伯・戰士等と同等となりしが、通例教育あるを以て法律を書くことを掌れり。

各市に侯伯と僧正とあり、大帝は侯伯と僧正とをして同様に政治をなさしむ。大帝令して曰く「侯伯は僧正を助け、僧正は侯伯を助け、各人其の任務を盡せよ。」と。僧正は盜賊・反逆人を破門し、侯伯は僧正に不從順なる者を禁壓せり。其の結果、大帝は全國教會の長として、僧正・僧侶を召集し會議に議長たりき。大帝、法王に言つて曰く「教會領に於て、外、不信心者の侵入を防ぎ、内、信仰心を篤からしむるは余の義務なり。」と。大帝は政治上の力を宗教上の

- (1) Fürst
- (2) pfalzgraf
- (3) Markgraf
- (4) Missi Dominici

(5) Maifeld

- (1) Lateran
- (2) Fulda

それと截然區別する所なかりき。後に於ける宗教・政治の混亂は實にこの時に兆し、數百年間兩者間の争を起すに至れり。又僧侶と侯伯の協同政治は大帝の時、已に至難の問題たりき。八一一年、大帝は先僧侶・侯伯の職を分ち、如何なる部分を僧正に任じ、如何なる職務を侯伯に授くべきかを議定して、適當の區劃を定めんとせしが、此の問題は啻に大帝によりて決せられざりしのみならず、中世紀の諸帝によつても遂に解決せられざりき。羅馬ラテラン寺院にある^{モザイク} 嵌石細工の畫にチャールス大帝と法王レオ三世とが、使徒ペートルの左右の手より、一は旗を一は袈裟を受くるを示せるは、政教兩權の對立を表現する者にして、中世紀に於ける皇帝・法王の争の基づく處を知るべき興味ある史料なり。

軍隊 帝國內の地主はゲルマニアの習慣に従ひてすべて戰士となり、大帝は戰士の長として全軍を指揮せり。大帝は戰意を決する時は、人民を一定の地に召集せしむ。人民は召集の命あれば直に之が準備をなさざるべからず。⁽¹⁾ (畫の中に命令達すれば翌日出發せざるべからず) 若し之を怠る時は罰金を科せらる。僧徒も俗人の如く來り集まる。⁽²⁾ フルダの僧に與へし書に曰く「六月二十日武装して集まるべし。甲冑をつけ兵糧を整へ、騎士は楯・槍・劍・弓・矢筒等を持つべし。兵車には斧・錐・手斧・鐵・シャベル、其の他の器械を積むべし。又三ヶ月分の食糧及び六ヶ月分の被服・武器を準備すべし。」と。戰士は自費にて凡てを準備す。指揮者は鐵を甲へる馬に乗れり。鐵甲・馬はもとバ

ルチア人の用ひし者にして四世紀頃の羅馬騎兵に略、相似たり。武装は戰士の自由なりし故、成るべく危険の少き者を採用せり。弓手はもはや見え、九世紀の末には、鐵甲を着けたる騎兵のみとなれり。

文學・學校 大帝の法典は政府にて定めし凡ての勅令を集めたるものなり。勅令は其の時々の必用によりて隨時發布せられし者にして、全帝國に適用せられたり。其の中には中世紀の習慣となれる者あり。

大帝大に文學を好み、之を以て基督教と離るべからざる者とせり。七八七年、僧正・僧侶に令して曰く「凡ての人をして信心深からしめよ。神の助によりて文學を學ばしめよ。神を愛する者は必ず正しく話し且書すべく、文字を知らざる者はバイブルを讀み得ざるべし云々」と。かくて各僧庵に學校を立てしめ、宮廷にも學校を設け、帝親しく之に莅み、子弟をしてラテン語を讀み且書くことを學ばしめたり。帝又學者を招聘し、宮廷に一の學會アカデミーを設けたり。アルクインはホラチウスと呼ばれ(2)アベラルドはオーガスチン、アンギルベルトはホーマー(4)、テオヅルフはピンダルスと呼ばれ、大帝自身はダヴィッドと稱せられぬ。彼等はラテンの詩を作り、讀み且暗誦したり。アルクインの著述の一節に曰く「文字は何の爲に必用なるか、歴史の保存者なり。言語は何ぞ、思想發表の機關なり。詞は何より起るか、舌よりなり。舌は何か、空氣を

- (1) Aleuin
(2) Abelard
(3) Angilbert
(4) Theodulf

打つフレン柵なり。空氣は何か、生命の保存者なり。生命は何か、幸福の享樂、絶望の悲み、死の前提なり。」と。

是等學者の著述をば反覆暗記せしが、蠻人はあまりに模倣的にして創作を忘れたり。古代の學者を模倣するは彼等のアンビションなりき。永久的には成功せざりしかども、大帝・僧侶・學者によりて爲されし處は無効にあらざりしなり。凡そ二百年の間、ガリアには模倣文學の外、何物もなく一の新著書あらず、一の記録さへなかりき。條約・辭令・遺言等は凡て蠻人化せられしラテン文にて書かれ、今日之を解釋するに頗る困難なるほどなり。大帝以後に至り、ラテン文は正しく書かれ、文字は印刷文字の如く正確となれり。

大帝の歴史上に於ける位置 ゲルマニア民族の大移動、羅馬帝國の崩壊は全歐を無政府状態たらしめ、小國の割據は全歐を戦亂の禍中に投じたるが、大帝は不世出の才を以て大統一の理想を抱き、八〇〇年帝冠を戴くに至るまで、征戰實に五十餘回、遂に古羅馬帝國の再興を大成したり。されど統一の傾向既にフランク建國の始に崩ざし、クロヴィスは羅馬に倣へる一大帝國の再現を夢み、基督教に改宗して教會との關係を親密にし、理想の實現に一步を進め、(1)ダゴベルトは、アウグスツスの號を稱へ、己の名と肖像を刻せる金貨を鑄造せしめたるが、其の後、大帝の出るまで、統一の企圖は頓挫したり。

- (1) Dagobert

大帝は羅馬帝國の再興、古代文化の復活を圖ると共に、他面に於てランゴバルドを平定して教會を救ひ、教會と握手して政教兩權の協力を計り、是より帝號を稱する時は「神祐により」又は「神の恩恵により」の句を加へて皇帝の尊嚴を増したり。歐洲の動搖不安時代は茲に去つて、僧俗對立の時代來り、安定沈靜の時代を現出せり。

帝國の地理的・民族的相異 帝國の大部分は北方斜面と西方斜面とに分れ、北方斜面には幾多の河川、北流して海に注ぎ、廣大なる平原にして今尙森林は其の五分の一を蔽へり。其の地、農業に適し、金・銀其の他の貴金屬を産せず、僅に石炭・鐵を産するのみ。西方斜面は土地肥沃にして盛に葡萄を産し、東北にあるライン河は自然にこの兩斜面を限る。後のドイツ及びフランス是なり。この地理的相異ある外、民族性を異にし、歴史を異にするを以て到底久しく同一國民たり得ざりしなり。

帝國の分裂 八一四年チャールス大帝死するや、長・次子夭折したるを以て末子ルイ一世後嗣となりて全領を統轄せしが、間もなく帝國の四分五裂せるは歴山大王の死後に於ける王國の瓦解に似たり。所謂オデッセイの強弓は弱手の蠻人に堪へざりし所なり。初めフランク族には父死すれば領土を其の子に均分する習慣あり、ルイ一世は帝領を長子ロタール、次子ピピン、三子ルイに分與せしが、幾ならずして後妃の腹にチャールス生れたるを以て、先約を違へ末子

(5) Hugh Capet

- (1) Verdun
(2) Mersen
(3) Carolingian Dynasty
(4) Conrad

チャールスにも帝領の幾分を分與せんとし、三子之を否みたるより、父子の間に交戦起れり。偶々次子ピピン死し、ルイ一世も八四〇年に死したるが、尙戦闘をつゞけ、八四三年に至りヴェルダン條約を結びて和せり。長子ロタール一世は中部フランクを領して帝號を襲ひ、三子ルイは東フランク、四子チャールスは西フランクを領することゝなれり。ロタール一世は長子ルイ二世にイタリアを與へて帝號を稱せしめ、二子及び三子にアルプス山北の地を與へしが、二子及び三子、間もなく夭折せしかば、ルイ二世の二叔ルイ・チャールスは此の機に乗じ、其の所領を得んとして紛争を起し、終に八七〇年、メルセン條約を結び、ライン・ローマ兩河間の地を東西フランクに兩分したり。東フランク王は九一年カールス王朝絶ゆるに及び、諸侯はフランコニア侯コンラッド一世を擁立して選舉王國となり、西フランクは九八七年カロリニング王朝絶えてユージュ、カペー家、王位につけり。後の獨逸・佛蘭西是なり。

古代文化の終滅 チャールス大帝は西歐の凡ての民族を統治せし最後の君なり。古代の絶對的・統一的政府はこゝに終を告げ、社會は唯粗野なる村落に住する戰士・僧侶・農夫及び農奴等より成り、古代の市府生活は終熄したり。歐洲の住民は、劇場・浴場・道路を作るを止めて頻に寺院を建つるに至り、古代技術は絶滅したり。

ラテン語は學者のみの語となりて死語と化せり。獨逸・佛蘭西・英吉利・伊太利・西班牙には夫

れ、新國語話され、所謂古代の文學は終を告げたり。

歐羅巴は基督教に改宗し、阿弗利加及び亞細亞の一部はイスラム教徒となり、古代の宗教はこゝに絶滅せり。

ゲルマニア民族は到る處に固有の習慣、固有の裁判令を宣布し、政府・社會・技術・國語・法律・宗教等凡て新しき形式を採り、古代文化は遂に消滅せり。

第六章 ノルマン族の活動

北方人種 八世紀以後、サラセン人の東西兩端を攪亂することは止みたれども、歐羅巴は更に他民族の活動の舞臺となれり。ノルマン人の侵入即ちこれなり。⁽¹⁾ ノルマンはもとノースマン即ち北人の義なり。ゲルマニア族の一派にして、早くより丁抹・瑞典・那威に住せる故、スカンデナヴィア人とも云ふ。英蘭にてはデーン人と呼べり。⁽²⁾ 主に丁抹より渡航したればなり。

ノルマン人は九世紀より十一世紀に亘りて全歐に活躍せしが、其の原因は主として經濟的・政治的事情に存す。抑、スカンデナヴィアの地たる、内地は山岳多くして平地少く、海岸は屈曲多くして港灣に富み、氣候寒冷にして土地不毛なり。故に住民は農業を營む能はず、夙に海上生活を營み、風浪を物ともせず、漁業・海賊を業としたり。人口増殖して生活困難となるに及んで、狭小なる郷土を去り波濤を踏破して他國を侵略せしは自然の勢なり。加ふるに長子相續の制度なることを以て次男以下は自力を以て産を起さざるべからざりしより、敢爲の氣象に富めるノルマン族は寧ろ風浪と戦つて海上に死するを以て痛快事とし、風帆を揚げて海上を横行せり。

海上王 かゝれば、ノルマン人は船隊を作りて海賊を業とし、首長を戴きて海上王とし、屋蓋の下に棲むを恥ぢ、常に舷を枕とし、酒瓶を座右に離さず、或は城塞を犯し、商船を掠め、或

- (1) Norman
- (2) Northman
- (3) Danes

は王國を征服し、家畜・財寶を掠奪せり。九、十世紀間にバルト海上を支配せしは實にヴァイキングなりき。ヴァイキングとは其の俗、常用の長舟をヴァイク(1)即ち港灣に遺棄するを以て呼べる名なり。一八八〇年南那威のゴクスタット(2)に於て、ヴァイキングの船、長さ七十八呎なるを發掘したり。蓋し海上王の死骸を船中に納めて埋葬したりしものなり。故に其の副葬品によりて當時に於ける生活状態の概要を知り得べし。ノルマン人若し一たび海岸を侵掠する時は、直に之を足場とし、新團體陸續來着して次第に廣大なる植民地を作り。かくて、己自身の習慣・風俗・思想を棄て、其の移住せる土地の風俗・習慣を採用し、露國に入る者は露人となり、佛國に止まる者は佛人となり、世界歴史の上に多大の功績を遺せり。強音のノルスマンが柔かなるノルマンと發音するに至りし如き、其の變遷の跡を見るに足るべし。

イスランド・グリーンランド發見 イスランドには、九世紀頃より移住し、後凡百年にしてグリーンランドを發見して茲に植民せり。イスランド人が、一八七四年に移住一千年祭を舉行せるによりても其の起源を知り得べし。かくてイスランドはスカンデナヴィア文學の中心となれり。初めノルマン人は詩及び傳説を口より耳に傳へたりしが、十三世紀の中頃、之を記録蒐集せり。之をエツダ(3)といふ。一はエルダー、エツダ即ち韻文にして、一はヤンガー、エツダ即ち散文なり。ゲルマニア民族の有せる最古の文學の一にして、最も興味ある重要な記念物なり。

- (1) Viking
- (2) vik
- (3) Gokstadt
- (4) Edda
- (5) Elder Edda
- (6) Younger Edda

り。之に由りてノルマン人の勇悍にして冒險的なりし氣象を知り得べし。

ノルマン人は、十一世紀の頃にはヴァインランド(1)に達したり。ヴァインランドは傳説的地名にして、其の地點明らかならざれども、ニューイングランドの一地點なるべしといはる。されば新大陸發見の名譽はノルマン人の負ふ所なり。

露西亞侵入 那威人が大西洋に航して諸島嶼に植民せし間に、瑞典人はバルト海を横ざり、其の東海岸に至りてフィン人・スラヴ人と競争せり。スラヴ人は彼等と呼ばれてルス(2)といへり。其の長ル(3)リック、遂にスラヴ人を征服し、八六二年、露西亞帝國を建てノヴゴロド(4)(即ち新都の義)に都したり。ロシアはルスの地の義なり。彼等は舊俗を棄て、其の地の習俗に化せり。

ガリア移住 北佛の地はチャールス大帝の晩年、已にノルマン人の侵掠を蒙り、セイヌ川を遡りて巴里を包圍せしは、大帝の死後僅に三十年(5)なり。西フランク王チャールスはノルマンの酋長ロロと和約を結び、忠實に事へ改宗をなすを條件としてセイヌ川下流一帯の地を與へたり。911. A. D. ノルマンディー公これなり。セイヌ河岸のルアンは其の首都たり。ノルマン人は間もなく、フランスの言語・風俗・宗教を採用せしが、又能く固有の美點を保持し、佛國武士中最も勇敢にして中世紀騎士の典型たりき。ノルマン人のフランク移住は管に佛蘭西史に於てのみならず、歐羅巴史に於て最も重大なる出來事なりとす。佛蘭西人のローマンチック(6)の

- (1) Vinland
- (2) Finns
- (3) Rus
- (4) Rurik
- (5) Novgorod
- (6) Russia
- (7) Charles the Simple
- (8) Rollo
- (9) Rouen
- (10) romantic

情緒は海賊の冒險的精神に負ふ所大なりとす。十一、二世紀の頃、十字軍の策源地は實にこの地方なりしなり。ノルマン人は初め異教徒なりしを以て、僧侶をも襲撃せり。彼等常に曰く「僧侶等に槍の供物を寄進せん。」と。されど、一たび改宗するや、最も信心深き人民となれり。是等海賊は特殊なる社會を組織し、當代の他の種族に比すれば、遙に能く訓練せられ、上長の命令を恪守したり。首長は部下を愛し、又能く正義を行へり。ノルマン人の建てたるノルマンデー公國內にては、私闘は嚴禁せられ、凡ての人々の守るべき法律あり、裁判官あり、黄金の指環を一年間樹枝に掛くるも之を盗む者なかりしといふ。かくてノルマン人は數百年間祖先の風を存し、銅髮・麗顔にして冒險心に富み、勇敢なりき。

南伊太利征服 ノルマン人は更に進んでイベリア半島を巡りて地中海に入り、南伊太利を平定して茲に地歩を占め、遂にシ、リ島に百年の治世を開けり。其の酋長をロベルト⁽¹⁾、ギスカルドといふ。十一世紀の後半、法王より南伊太利及びシ、リ島を得て之に君臨し、サレルノに醫科大學を起して醫學研究の端を開けり。初め茲に來着せし際は、粗暴なる海賊の風を失はざりしが、伊太利に來りて始めてサラセンの文化に浴して之と同化せり。ロベルトは更に法王ニコラス二世の囑を受け南伊太利に據れるサラセン人を討伐してアブリア⁽³⁾・カラブリアの地を平らげ、之と同時に、弟ロージャー一世は、シ、リ島よりサラセン人を驅逐せり。ロベルト

- (1) Robert Guiscard
(2) Salerno
(3) Apulia
(4) Calabria

(5) Roger

はビザンチン遠征を志し、アドリア海の東岸ツラツツォを陥れてサロニカ附近に達せしが、伊太利に叛亂ありしを以て一たび歸國せり。當時羅馬法王、獨帝ヘンリー四世と政教兩權の覇を爭ひしが、ロベルトは叛亂を平げて後、法王を助けてヘンリー四世と戦ひ、グレゴリー七世を南伊太利のサレルノに救へり。再び兵を發して東征し、コルフ島附近に於てビザンチン及びヴェニス⁽⁴⁾の海軍を破れり。されど間もなくロベルトはケファロニア島に病死せり。時に年七十。東方の勢力を地中海より驅逐せしは儘にノルマン人の功にして西歐諸國の確立に與つて力ありと云ふべし。

又ロージャー一世のシ、リ島のバルモ⁽⁵⁾に營める宮殿は、サラセン文化の影響を受くること大にして、西洋諸國の建築と趣を異にす。その他、學問・藝術に於ても著しく東方文化の感化を受けたり。要するに地中海に活動せるノルマン人の東西文化の融合に貢獻する所大なりしは否むべからざるなり。

デーン人の英蘭征服 デーン人は、八世紀の末、英蘭の海岸に現はれたり。嘗に民家を侵掠せしのみならず、異教徒なりしを以て、基督教の寺院・僧庵を焼き、忽ちにして英蘭の大半は其の手に落ち、頑強に抗せし英蘭人は、或は奴隸とせられ、或は海外に放逐せられたり。エグベルト王の孫アルフレッド大王⁽⁶⁾ (871-901) 出るに及び、デーン人と戦ひて能く之に勝ちたれど

- (1) Durazzo
(2) Salonika
(3) Corfu
(4) Cephalonia

(5) Palermo
(6) Alfred the Great

も、國外に驅逐すること能はず、兩者戦に倦みデーン人の長グトルムは基督教に改宗してイングランドの東北部を興へられたり。有名なるウエドモア和約(980)これなり。大王は始めて成文律を作り、裁判は公正嚴格なりといはる。又始めてアングロ、サクソン史を選ばしめ、學問を奨勵し、羅馬より學者を宮廷に招き、又自らラテンの諸書を英譯したり。

アルフレッドの死後百年間は、其の子孫絶えず、デーン人と戦ひて、其の侵掠を防ぎ、この頃デンゲルドといへる國防税を課せり。これ國民納税の始なり。されどノルマンの新團體陸續來着し、デーン人漸く勢力を得、一〇一六年に至り、丁抹王カヌート大王遂に英蘭王となり、丁抹・スカンデナヴィアをも併領せり。カヌート大王は王位にあること十八年、善政を施し、内治を改良せり。デーン人の英蘭に君臨すること前後二十六年にして、舊王統エドワード懺悔王再び王位に上れり。(1092. A. D.)

英王エドワードの死するや、ウイタンはエドワードの子ウエセックス伯ハロルドを選立せり。ウイタンは「ウアイスマンの會」の義なり。今の上院は其の遺物なり。ノルマンディー公ウイリアム之を聞き、宣言して曰く「從兄エドワードは余を繼嗣と定め、ハロルドも之を承認せり。然るに今ハロルド即位せり。篡奪者にあらずして何ぞ、若し聽かずんば、武力を以て之を争はん。」と。法王アレクサンドル二世はウイリアムを輔けて聖旗を彼に送り、ハロルド亦これに備ふる所ありき。一〇六六年ウイリアム六萬の兵を率ゐてヘイスチングスに上陸し、チャールス大帝の歌、ローランドの歌を唱へつゝ進軍し、大に英蘭の軍を破り、遂に倫敦に入り、クリスマスの日ウエストミンスターに於て戴冠式を擧げたり。

ノルマンの勝利 ウイリアムはヘイスチングスの戦後、敵軍の土地を沒收して、己の兵士に與ふること約の如くせり。是よりノルマン人は地主たり紳士たりき。之を「ノルマンの勝利」といふ。されど、ウイリアムは佛國諸侯の王を蔑にせるを見、此の弊を來さざらんが爲に、一二の例外を除きては廣大なる領土を興へず、若し面積廣大にわたる時は幾多の飛地を興へて叛亂するに不便ならしめたり。又ウイリアムは土地を興ふるに方り、諸侯をして王に對して永く大君として忠實に臣事すべきを誓はしめ、一〇八六年には凡ての諸侯をソールスベリーに會し、王に對して忠誠を盡すべきを誓はしめたり。之を「ソールスベリーの誓約」といふ。是封建制の一大變革なり。是まで武士は直屬の君主即ち諸侯にのみ忠實なるを以て諸侯は武士を率ゐて王と抗戦するを常とせしが、是に至りて英王の權威は遍く諸侯・武士に徹底せり。又ウイリアムは諸侯の貨幣を作り、法律を制定することを禁ぜしかば、英國の諸侯は大陸に於けるが如く互に反噬を事とすることなく、英國民は戦亂の渦中に投ぜらるゝことなかりき。又新來の人民はサクソンの風俗・習慣を卑しめ、フランス語を話して武士的生活をなし、少青年をノル

- (1) Guthrum
(2) Wedmore
(3) Anglo-Saxon Chronicle
(4) Dane-geld (Dane money)

- (5) Canute
(6) Edward the Confessor
(7) Witan (Witenagemot)
(8) Harold
(9) Meeting of the Wise Men
(10) House of Lords

- (1) Roland
(2) Westminster
(3) Norman Conquest
(4) Salisbury

マンチーに送りて佛語を學ばしめ、學校にては佛語とラテン語とのみを用ひたり。是より三百年間、佛語は王・宮廷・貴族・裁判所等の用語となれり。

ウィリアムの功績中最も大なる者は登記簿を調製せしことなり。王は政治・軍事共にノルマンディー侯國に於けると同様の方法を用ひ、領國內の事情を詳知せんが爲に、バロンを選定して巡察せしめたり。また各所有主の土地の面積、封土、村落、自由民の數、森林の面積、牧場、水車の數並びに其の價格を調査して記録せしむ。之をドメスデー、ブックといふ。かゝる事は政事上最も重要なことなれども、中世紀に於てはノルマンディー及びイギリスに於て實行せしのみ。後、王は凡ての自由民(士武)をして敵國に對しては自ら其の土地・人民を防護せざるべからざるを宣言せしめ、英の凡ての武士を王の軍隊に入らしめたり。王國をば州に分ち、十二世紀より各州に奉行を派遣せり。王は重要事件を決せしめんが爲に會議を開けり。會議は王に關係せる事件を裁決す。この裁判所を「王の裁判所」といふ。又歳出入等を検査する判官を「編(等上)の裁判官」といふ。編の布を覆へる机に坐すればなり。宮内官、王の裁判官、奉行等は皆王より任命せらる。是等の諸官は、王の名に於て、最高の諸侯に命令し、又王廷に引致し若しくは死刑に處する權利を有す。佛國內(ソルマ)に於ける如く、相互に戦ふを禁じ、英國にては、正義の口實の下に敵を攻撃する者は何人と雖も國內の平和を破る者として處刑せらる。全歐

- (1) Domesday Book
(2) shire (county)
(3) sheriff
(4) King's bench

- (5) exchequer
(6) councillors

洲中何れの國民と雖も、かく迄に訓練せられず、何れの王と雖もかく迄服従せられざりしなり。

英國は大なる領域に分たれ、農奴及び農夫に耕作せらる。各領地は莊園と名づけられ、一の村落をなす。佛國にては領主をバロン(4)といひ、英にてはロードといふ。ロードは幾多の莊園を有す。最大なるロードは五六百の莊園を有し、アール(5)(伯)の稱號を受く。されども、その莊園は諸處に散在し、佛國に於けるが如く一の侯伯にして一州を併領することなし。故に英の侯伯は頗る富裕なるにも係らず、佛國に於けるが如く、一方の君主として之を統治し又は謀叛すること能はざりき。武士は初め多數にして其の數六萬人に及び、十一世紀頃は各一の莊園を有せり。然るに、王は互に相戦はしめざらんが爲に、戰爭に對する興味を失はしめしより、遂には戰爭を苦痛とするに至れり。是に於て王は地主をして武装せしむる必用を生じ、税を納むる者には武士たるを得る特權を與へんとし、一二七八年に十二バウンド以上の納税者は凡て武士の稱號を得べしと命ぜり。されど此の稱號は佛國に於けるが如く喜ばれず、多くは州に留まりて單に自由民たらんことを欲せり。佛にては紳士たらんには必ず武士たらざるべからざりしが、英にては金を有すれば紳士たり得べし。故に十五世紀にはジェントリーとヨーマンとの間には財産の多寡の外、何等の區別なかりしなり。

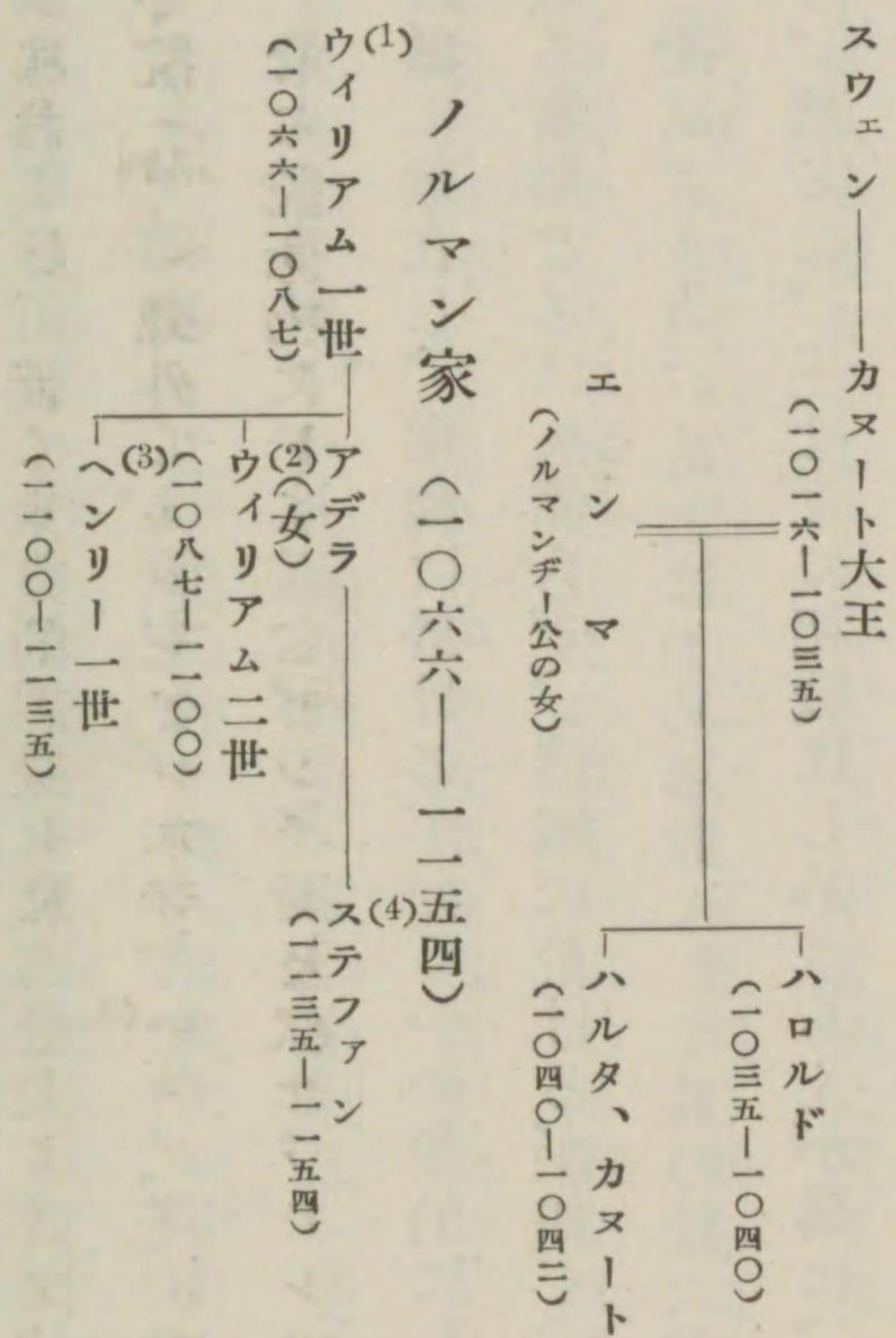
- (1) villein
(2) farmer
(3) residence
(4) Baron

- (5) Earl
(6) gentry (country gentlemen)
(7) yeomen (small proprietor)

要するに、ノルマンの英蘭征服の結果は 〔一〕中央集權的王国となれること 〔二〕從來のサクソン諸侯は廢せられて、ノルマンの貴族之に代り、是より禮儀を正しく教化を重んずるに至り、英の社會生活に新要素を加へたること 〔三〕英蘭をして歐羅巴大陸との關係を親密ならしめ、爲に美術・科學の進歩を見るに至れること等、其の著しき者なり。

デンマーク王家 (一〇一六—一〇四二)

(丁 抹王)



ノルマンの文化 ノルマン人は西歐の沿海地方到る處に侵入移住し、彼等の舊俗を棄て、能く其の地の文物・制度と調和するに努め、獨特のノルマン文化を産み出せり。中にもシ、リ

- (1) Martorana
- (2) Eremite
- (3) Monreale
- (4) Cexalu

島にあるパレルモ市にはノルマン時代の建築今猶存せり。王宮の一部をなせる禮拜堂はロージャ一二世時代の建築に係り、鍾乳洞の如き懸垂狀の天井と床竝びに壁に張りつめたるモザイク模様とは、能く東方的趣味を漲らせたり。又パレルモ市のマルトラナ寺院(モザイク畫)、エリミテ寺院(圓屋)郊外のモンレアレ本寺、チェファル本寺の如き、孰れもノルマン文化の盛時を偲ばしむる記念物にして、ビザンチン及びサラセンの文化と西歐文化とを融合したるものなり。

第七章 封建制度

封建制度の由來 中世紀を特徴づけるものは封建制度並びに之に伴ふ幾多の文化事實なりとす。この制度の發生せる原因は主として中世初期の不安なる時代相に由來するものなれども、其の成立の事情には幾多の錯綜せる關係あるべければ、簡単に説明し得ざるべし。今其の主な起源を尋ねるに、

第一、西羅馬帝國衰へて公權微弱となるや、地方官若しくは大地主は擅に收税・募兵並びに宗教の權を行使して公權を濫用するに至れり。地方に騷亂起り社會の秩序亂るゝに及び、生活の不安を感じたる自由民は地方大官又は大地主等に土地を寄進し、之が保護を受けて主従關係漸く生じたり。

第二、權門・勢家の莊園は羅馬時代より各地に散在し、殊にガリア地方に最も多かりき。是等莊園の間に自由民の所有せる小地區あり、自衛の不可能なりし爲、之を莊園の領主に寄附し改めて恩貸地として耕作するに至れり。茲に所有主の直營せる私有地と恩貸地との別を生じたり。前者は完全なる私有財産なるに反し、後者は土地の收益權のみを與へられたるものなり。かくして時勢の進むに伴ひ、私有地漸く減少して恩貸地益々増加し、大地主即ち豪族は土地人民

を私有するに至り、國家の權力は次第に薄弱となりたり。

- (1) Gefolge (vassal)
- (2) Magyars

第三、以上は羅馬帝國の末葉に於ける帝權の衰微に伴ひて自ら發生したる史的現象なるが、その他、封建制度の成立に重要な原因をなせるものは、ゲルマニア民族の軍隊組織なりとす。元來ゲルマニア族の社會には自由民と不自由民との二階級あり、自由民は凡て軍役に服する義務あり、中に就き王侯・貴族は自由民の或る者を特に從士として之を養成する風あり。從士は主君の左右に屬して軍役に服せざるべからず、從つて其の所有せる土地人民を主君の庇護の下におき、茲に主従の關係を生ずるに至れり。ゲルマニア族の大遷移時代に、各自が國家を建設し、諸般の制度を整ふるに従ひ、この從士制度は益々發達したり。即ち新に新領土を領有するや、恩貸地として之を從士に與へて使用せしめたり。かく主君は封土を施與し、從士は君主に忠誠を盡すによつて主従の關係は益々親密となりたり。

第四、封建制度を促進せしめたるは如上の内因にあらざして寧ろ外因即ち外寇の侵入にありしなり。

サラセン民族は東方及び南方より、ノルマン民族は北方及び西方より侵入し、マジヤール人はドナウ河下流地方に來侵せしかば、ゲルマニア民族の諸國家は、いたく脅威を感じ、自己を防護せんことに苦心し、之が爲に封建制度の發達を促進せしめたり。殊にフランクが騎兵を採

- (1) chivalry
- (2) feud (fief)
- (3) Feudalism
- (4) suzerain

用せしは西班牙方面より侵入せるサラセン騎兵に學べるものにて、チャールス、マルテルはツールの戦にサラセンの輕裝騎兵に惱まされ、チャールス大帝に至つて其の長所を採つて軍事上の變革を企てたり。大帝は頻に勅令を發して騎兵の數を増せり。蓋し廣大なる區域に亘つて攻撃的活動を爲すには行動の敏活ならざる歩兵は用に堪へざればなり。九世紀以後に至り、騎兵の價值益々認められ、騎兵制度は、獨・英を始として、徧く全歐に採用せられたり。シヴァリーの名辭が佛語に本づくによつても其の起源を知り得べし。

- (5) liege
- (6) lord
- (7) senior
- (8) vassal

封建制度全歐に普及するや、都府も寺院も封建組織の中に入り、僧正・僧侶も領主となりて兵を養ふに至れり。僧庵が有力なる領主の保護を受くる時は、僧侶は兵となる代りに、領主及び其の族の爲に斷食其他の神事を營むを例とせり。要するに、封建制度は不安定・不確實なる社會状態の裡にありて安靜を求めんとする人心の要求に應じて生じたるものなり。

- (9) liegeman
- (10) retainer

封建時代の社會組織 封建制度は社會及び政治の特別なる形式にして、八、九世紀頃に採用せられ、十二、三世紀に至つて完全に發達せり。此の時代は封土(フイフド)が社會組織の根本をなせるを以て之を封建制即ちヒューダリズムと呼べり。而して其の封土を與ふる者をスエゼレン・リッジ・ロード又はセニオル(君主)といひ、之を受領せる者をヴァッサル・リッジマン又はレテナー(臣隸)といふ。元來封土は所有權なくして使用權のみを有する者なるを以て其の初め

一代限りなりしが、君主に忠實なる者は世襲することを許され、遂に法定上、世襲を公認せられ一變して采邑(フイフ)となれり。采邑は世襲的武士に對する名稱にしてラテン語フエオヅムより轉訛せるなり。フエオヅムはフエ即ち報酬とオド即ち所領の二字結合したる語にて、君主が所領(領地)を貸與したる報酬として忠誠の義務を盡すなり。かくて君臣の關係親密となり、封土の世襲的となりたる以上は、己の封土を割きて之を信任せる者に采邑として與へ、新に君臣の關係を結びて忠誠を誓はしむること己の其の君主に對するが如し。されば世襲主義は實に封建制度の主要條件なりとす。

- (1) fief
- (2) feodum
- (3) fe (fee)
- (4) od

封建制度の理想的組織は井然たる階級制度たらしむるにあり。即ち上は最高の君主より下は最下の臣隸に至るまで、互に君臣の關係を以て連鎖の如く相連るを原則とするなり。唯皇帝派と寺院派との間に、多少の異説あるのみ。皇帝派は地球上の凡ての王は皇帝の臣隸にして皇帝は神に直屬する臣隸なりとし、寺院派は法王は神に直屬する臣隸にして帝王は法王の臣隸なりとせり。王は忠實に皇帝に事へ、事ある時は身命を致して惜まざるなり。この條件の下に、王は皇帝より封土としての領土を受くるなり。故に王若し皇帝に不忠なる時は、封土は直に沒收せられ、他の臣隸、代りて王となるべし。獨逸の王侯が屢々皇帝より其の地位と領土とを奪はれしが如き、此の原則を適用せる者なり。又羅馬法王が英王ジョンをして其の全土を獻ぜしめ、

更に封土として之をジョンに與へしは寺院派の理想を實現せし者なり。かくて王は皇帝より受けし土地を同じ條件の下に之を部下の重臣に封土として頒與し、重臣は更に之を己の臣隸に與ふるなり。而して最下の臣隸は一家族を支ふるに足る丈の封土を與へられて直接の君主(最下の君主)にのみ忠誠を盡すべく、其の君主は數十人若しくは數人の臣隸を有するに留まるべし。されば、皇帝は諸王をして直接に忠誠を誓はしむれども、陪臣・陪々臣に對しては殆ど命令權なきなり。中世紀に於て、地方の小諸侯連盟して王に抗戰する場合の如き、諸侯の臣隸は王軍を破り、王族を捕斬するを以て、寧ろ忠誠の道を十全に盡せるものとなせり。

王は皇帝より封土を受くると同時に、封土内にある凡ての人民に對して君權を委任せられ、王國內にては最高の命令者・立法者・裁判官たり。而して己の封土を更に其の重臣に分與するに方りても、同様に其の封土内の君主權を分ちてその臣隸に委任したり。故に各階級の臣隸は何れも己自身の封土内にては君主權を行使せり。但し上位の君主が封土を其の臣隸に分與する時多少君主權に制限を附して己ほどの全權を有せざらしむることあり。佛國にては十世紀頃、七萬人の封土所有者ありしが、中につき、貨幣を作り、税を徴し、法律を作り、裁判をなす權を與へられし者は、一百乃至二百に過ぎざりき。

この組織を運用するに方りては、理論上秩序整然として綱を擧ぐれば目自ら擧るが如くなるべし。今、王、出兵を要すとせば、王は直屬の臣下即ち諸侯に若干の兵を出して王を助くべきを命ずるのみ。諸侯王命を受くるや、更に之を直屬の臣下に令して若干の兵を率ゐて己の前に集らしめ、直屬の臣下は更に己の臣隸をして兵を出さしむ。かくて最下の君主は數人乃至數十人の騎士を率ゐて直屬せる君主の前に出で、最後に各諸侯は幾萬千の兵を率ゐて王の前に集合するなり。故に王は一令を諸侯に下せるのみにて直に所要の兵を得べし。されど、實際は頗る複雑にして甲より乙、乙より丙、丙より丁に傳達せらるゝ間、多大の時間と手數とを要し、一號令の下に敏捷に集合すること能はざるなり。

以上は固より理想上の組織にして各國にては略々之に近き組織を有せりと云ふに過ぎざるなり。

武士 ゲルマニア民族には、元、自由民と賤民との區別あるのみなりしが、後、階級制度起るに及びて、武士・僧侶及び平民(即ち農民と少數の商工業者)等の階級を生ずるに至り、チャールス大帝の頃、自由民は凡て兵士となれり。西班牙人の回教徒に追はれてラングドックに移住するや、ルイ、ド、デボネール、彼等に土地を與へて曰く「凡ての他の自由民の如く兵士たれ。」と。當時、軍事に服して自ら武裝を辨じ得ざる者は眞の自由を得る能はざりき。ラテン語のミレス(兵士)はナイト若しくはシヴァリー(騎士)と全く同意義となれり。彼等は劍と長槍とを持ち、木を

- (5) chivalry (1) Languedoc
(2) Louis de débonnaire
(3) miles
(4) knight

以て作り、皮にて覆へる楯を携へ、戦の時は鐵鎖の陣羽織を着せり。騎兵は特種の訓練を要するを以て次第に軍人の專業となるに至れり。十一世紀の終には、鐵を以て作れる甲冑を用ひ、頸より脛に達せり。之をハウベルクと云ふ。頭には銅・鐵の冑を着け、鼻は鼻板⁽²⁾を以て保護せり。かく完全となり重さも加はりたれば、遠距離に行く時は從士をして之を持ち運ばしむ。この從士をスクワイア又エクレリーといふ。エクレリーはもと楯を運搬する者と云ふ意味なりしなり。

十一世紀の頃には、武士は世襲となり、武士の子のみ武士となるべき權利を有す。武士の女子は武士以外の者と結婚せず、武士はもはや職業にあらずして家の品位を示す者となれり。單に自由民と稱するを以て満足せず、自ら紳士⁽⁵⁾即ち貴族と稱す。而してスクワイアとなる者は武士の子弟に限られ、遂にナイト・スクワイアは貴族と同意義となれり。

武士の中には王よりの恩賞及び父母の遺産として、廣大なる封土を有する者あり。小なるは一村若しくは數村、大なるは數郡若しくは一國を領せり。バロン・セニオル⁽⁴⁾又はサーといふ。もと富人の義なり。獨逸語ヘル、羅甸語ドミヌスといふ。ダムは羅甸語ドミナ⁽⁹⁾(の女性)より出づ。彼等は多數の武士を有し、戦時には一隊の長として旗を有せり。故にバネレット⁽¹⁰⁾といふ。

主従の關係 チャールス大帝の頃は、戰士は其の首長に忠誠を誓ふの習慣あり。この宣誓に

- (1) hauberk
- (2) nose-piece
- (3) squire or equerry
- (4) seignor

- (5) sir
- (6) herr
- (7) dominus
- (8) dame

- (9) domina
- (10) banneret

よりて、主従の關係は終生離るべからざる者となり、主長は戰士を忠實なる友又は余の家臣⁽¹⁾といひ、戰士は主長を主君と呼ぶ。戦時には、家臣は常に主君に従ひ食卓をさへ共にせり。即ち家人にして而も戦友なり。主君は戰士を養ひ、武器・衣服並びに乘馬を與ふ。是忠實に對する報償なり。』

封土を與ふる習慣は、佛國にては八世紀の終より始まる。後間もなく家臣は凡て土地を授けらるることとなり、自ら武具其の他一切を辨ずるに至れり。家臣死する時は、其の子は父と同様の權利を得て封土を己の子孫に傳へ、君に對して殆ど獨立の有様となれり。故に、主君は前よりも一層嚴重なる宣誓をなさしめ、且封土の相續を認むる旨を宣せり。この式をホメージ⁽¹⁾と云ふ。ラテン語、Homo 即ち人といふ語義より出で、君の人即ち臣隸として忠誠を盡すべきを誓ふものなり。此の時、臣隸たる者は甲冑刀劍を帶して主君の前に跪づき、兩手を主君の兩手の内におき「爾後主君の家臣として忠誠・援助・參與の三事を盡すべきを誓ふ。忠誠は君主を害せず、背叛せず、夫人並びに子女を苦しめざるを言ひ、援助は主君の爲に戦ひ主君を堅固の城寨に置き又は主君に金を寄進するを云ひ、參與は主君の顧問となりて意見を進め、殊に主君の法廷に立ちて争訟を聴くの義務を云ふ。中につき援助は最も重大なる義務にして常に出征の準備をなさざるべからず。但し一年間、通例四十日以下たるべし。戰場にありては、主君を防禦

- (1) homage
- (2) fidelity
- (3) aid
- (4) counsel

し、主君馬を失へば己の馬を以て代へ、主君捕虜として入牢すれば自ら代りて捕虜とならざるべからず。又主君に快樂を與へ主君の旅行の時は隨伴せざるべからず。家を相續せし時、若干の金額を主君に献ずる義務あり。其の額は一年間の全収入を出すを例とす。主君非常の出費を要する時、例へば主君の長子ナイトとなる時及び長女結婚する時、又は主君の捕虜となれる時の如きは、金員を献じて主君を助けざるべからず。

又主君は封土の記號として一塊の土又は石若しくは條枝を臣隸に與へて封土の支配權を授く。之をインヴェスチチュアと云ふ。家臣若し主君に不忠實なるか又は不正の行ある時は封土を奪はる。之をフォアフエチチュアといふ。

僧侶 僧侶は神の臣隸として尊敬せられたるのみならず、富裕なるを以て頗る有力なりき。

當時、寺院に金又は土地を寄附する時は、罪を購ひ精神を救濟する者と信ぜられ、僧侶は神に祈願して寄進者の罪を赦したり。一一四五年セント、ステファン寺に寄進せし者の言に曰く「余はセント、ステファン寺に世襲の土地を寄進す。之によりて神及び神の臣隸は余を永久に救ふべし。」と。僧侶は時としては大君主より一州の一部若しくは一村を寄進せらるゝことあり。されば、或る寺院の如きは、數十村、數百村を有し、一の大主君となれり。かくて寺院も封建制度の組織中に入り、主君と臣隸との關係、其の間に起り、大僧正の如きは大領主として地位權

- (1) investiture
- (2) forfeiture
- (3) St. Stephen

勢は世の侯伯に劣らず、下級の僧侶は臣隸として侯伯に事へたり。以上の侯伯・武士・僧侶は凡て地主なり。

農民 九世紀の頃、戦争絶えざるや、凡ての土地所有者即ち自由民は次第に軍隊に入りて武士となれり。此の故に、土地は侯伯・僧侶及び武士等、領主の手に歸せり。是等領主は幾多の地區に分つて何々領と稱せり。今の村落はもとウィル(1)即ち領土の義より起れるによつても、其の起源を知るに足る。其の領土に住せる農民をヴィレイン(2)といふ。ヴィレインはウィルの民即ち領民の義なり。ヴィレインは土地所有者にあらず、唯之を耕作するのみ。彼等の中には農夫として地主の爲に耕作に従事し、稍、自由なる者あり。之を自由民(4)といふ。或は羅馬時代の奴隸の子孫にして引き續き奴隸として使役せらるゝあり、之を農奴(5)といふ。されど農奴はもはや羅馬時代の奴隸と同じからず、家族を有し、住宅を構へ、原野を有せり。彼等の主人は決して彼等を賣りて領土より之を離れしむること能はず、又其の妻子・家屋又は祖先より譲り受けし原野より彼等を引き離すこと能はず、領主は變ることあれども、農奴は決して移轉することなし。恰も其の地に根づきたる樹木又は土臺石の如し。故に農奴の社會に於ける位置は自由民より劣れるにあらざるなり。

中世紀の土地には二種の別あり、一は領主(王侯・武士・僧侶等なり)が耕す所の農夫をして其の生産を所

- (1) villages
- (2) ville
- (3) villa (domain)
- (4) francs (freemen)
- (5) serf

得せしむる者にして、土地の大部分を占め、一は領主の家の附近にある土地にして、農夫は地主の爲に單に耕作し收穫するのみなり。後者にありては農民は領主より住家の附近に土地を所有するを許さる。通例三十エーカーを超えず。農民は世襲的にして領主より其の土地を取り上げらるることなけれども、之が爲に重大なる負擔を與へらる。領主と農民との關係は大約左の如し。

(一) 領主に借地料・税(農奴の税)を納むる外、麥・燕麥・卵・家禽等の産物を時々支拂はざるべからず。されば農民の所得は家族をして餓死せしめざる程度に止まる。

(二) 領主の土地を耕し、種蒔・草取・收穫より藁扱き・倉入れ等、一切の事をなさざるべからず。領主の爲の勞働は通例、一週間二日若しくは三日なりとす。

(三) 領主の所有に屬する水車にて麥粉を挽き、領主の竈にてパンを焼き、其の壓搾品にて葡萄酒を作り、以て其の使用料を拂はざるべからず。

(四) 農民は全然領主の裁判權に服す。其の裁判權は主として罰金徵收の權にして領主に取りては少からざる収入となれり。農民若し罪を犯せば領主より罰金を徵收せられ若しくは死刑を宣告せられて其の土地を沒收せらる。領主は裁判權を賣り又は諸子に分與せり。通例領主は權力の印として其の地に絞首臺を立つ。之を「民の絞首臺」といふ。罪人のこゝに

(1) folk-gallow

掛けらるるは權威の著大なる表現なり。若し二人の領主、一村の裁判權につきて争を生じたる時は、乙の家臣來りて、甲の絞首臺に掛りし罪人を取りて己の絞首臺に掛け、互に奪ひ合ふが如きこと屢起れり。領主、罪人を憫めば其の死體を遺族に與ふ。罪人不在ならば、藁人形に罪人の衣服を着せしめて絞首臺にかく。

(五) 農民は全然領主に隷屬す。議會に出席する權利なく、彼等自身の事を相談せんが爲に集會することさへ許されざりき。若しこれを犯す時は重き税を科せらる。領主は彼等の唯一の裁判官たり。十三世紀の佛國法律家曰く「領主よ、汝、農民より法外の税を取らば盜賊に異ならず、汝は精神的害を受くべし。汝と農民との間に立てる裁判官は唯神あるのみ。」と。農民は古代の奴隸に比して稍自由なりしかども、眞の自由民にあらず、武士は彼等が武器を有せざるを以て之を侮り、ヴィレインといふ詞は一の侮蔑を意味し怯懦を表徴するに至れり。

中世紀の戰爭 武士は相互に戦ふことを常習とし、習慣は遂に法律となれり。各武士は戦ふ權利を有す。他人より侮辱を受け又は領地の争起る時は、武士は手套又は毛外套の毛二三本を抜きて敵手に送る。是挑戦の宣言なり。兩敵手の臣下若しくは家族は其の欲すると欲せざるとに係らず、戰爭に参加せざる可からず。かくて敵の領地に入りて農夫を捕へ、家屋を焼き城塞を

(1) custom

- | | | |
|----------------------|---------------------|-------------------|
| (9) Count de Bourges | (5) Count de Poitou | (1) Orderic vital |
| (10) Count de Nantes | (6) Count de Maine | (2) Brémule |
| (11) Hugues | (7) Count de Blois | (3) Fouque |
| | (8) Touraine | (4) Geoffrey |

圍み又は賠償金を得んが爲に敵を捕へて入牢せしむ。戦闘は一のゲームとなり職業となれり。甲冑を着けたる人には戦争は些の危険なかりしなり。オーデリック、ヴィタルは一一一九年、英佛兩國間に行はれたるブレミユルの戦を記して曰く「百四十人の武士は勝利者の手に捕へらる。されど余の知れる所にては、九百人の従軍者中、唯三人殺されしのみ。實に彼等は同職なる武士を愛して互に助け、成るべく殺さずして之を捕虜にせんとせり。」と。武士は戦に勝ちて農夫・商人より税を取るを利益と考へたり。故に戦争は後には追剥ぎ・強盗と變じたり。戦争をなす権利は十五世紀までつゞきたり。武士はこの権利を抛棄するを欲せず、これによりて生活したり。アンジュ伯フックが如何に彼の伯父ジェフリーの行爲を稱賛せしかを見れば、思ひ半ばに過ぎん。其の言に曰く「余の伯父は其の父の生時より武士として隣國と戦ひ、一たびはポアツ伯、一たびはメイヌ伯を虜にせり。彼は又彼の父とも戦ひ敗れて降りしが、彼の父はゲルマニアの舊習に従ひ、彼をして己の面前に來らしめ、背に鞍を負ひて匍匐せしめたり。父の死後アンジュ伯となりブローア伯と戦ひツレーヌを陥れ、伯と一千人の武士とを捕虜とせり。後又彼に背けるノルマンディー公、ウィリアム・ブルジュ伯・ポアツ伯・ナント伯・ユীগ伯及びメイヌ伯等と戦へり。其の武名を轟したる故を以てマルテル(鎧)と綽名せらる。彼の目的とする所は正義にありき。彼は又敬虔にして臨終の前夜、武士をやめて、聖ニコラス寺の僧となれり云々。」と。

れり云々。」と。

城塞 弱肉強食の時代には、武士自ら居宅を防守せざるべからず。十世紀頃は、城塞頗る簡單にして、木柵を廻らし乾濠を穿つに過ぎず。中央は土地を高くし、茲に主君の居宅を構ふ。恰も一の木造塔の如く其の入口の戸は平地より高さこと數呎、城濠を渡したる傾斜せる板を傳はりて僅に入るを得べし。敵の爲に高樓を焼かれざらんが爲に、獸類の皮を以て外面を覆へり。城壁の中、高臺の麓に廣き建物あり、臣下の宿舍・廐・倉庫等に充てたり。十一世紀に至りては、更に壁を廻らし、石造の館即ちドンジョン(1)を建てたり。拉丁名を取りてカステル(2)といふ。十二三世紀の城塞は塔を以て防守せる石壁にして、四周は深き濠又は絶壁を以て圍まらる。多くは急峻なる丘陵を利用して斷崖の上に築城せしかど、河沼に沿ひ人工を以て築造せること我が平城(3)の如き者亦少からず。城内に本丸・二丸・三丸を設け、又本丸に城主の邸宅と天主閣とあること我が國の如く、二丸には武士住居せり。敵の之を攻むるや、先、城濠の前面に於て箭眼ある城壁を設けて射撃し、ついで鎖にて繋げる吊橋によりて城濠を渡り、進んで柵に來り、茲に始めて城壁の下に迫る。城壁は頗る厚く、防禦者は城壁の内面にある廣場に位置して矢を射、石を投下し又は弩を用ふ。城内には主君・武士の外、婦人・奴隸の住居・廐舎・倉庫・寺院あり、佛蘭西(3)のドンジョンは十一世紀に成り、高さ四十メートル、直徑二十

- (1) donjon
(2) castel or Chateau
(3) Beaugency

四メートルあり。①コンシエの塔は十三世紀に建設せられ、高さ六十四メートル、直徑三十一メートルあり。館中には大饗應室あり。又主君の寢室、家族の室、寶庫・記録室あり、城塞の絶頂には望臺ありて四方を觀望し得べし。下に二段の地下室あり、梯子にて降るべし。陰鬱なる暗室にして罪人を茲に入る。敵に包圍せらるゝ時は城塞に立籠り、一段一段と下に降りて防禦す。主君は城塞に住し、世人は其の城名を以て呼べり。武士は亦住宅と領土とを有し、其の領土の名を族名とす。

此の時代は輜重の準備なかりし故、戦争は短期間に限られ、攻城の具亦不完全にして、強襲をなすこと至つて稀なりしかば、狭小なる城廓にてもよく之を防守するを得たりしなり。

甲冑・武器 甲は十一世紀頃までは極めて簡單にして鎖りの胴甲を着け、冑は頭と鼻の上とを被ひしのみ。十二三世紀に至りて稍進歩し、鎖り甲は膝に垂れ、籠手・脛當を用ひ、冑も頭及び顔の全部を覆ひて眼の處に孔を穿てり。更に進んで十四五世紀に至れば、甲冑は共に磨きたる板金にて作り、頭・胴・四肢を覆ひ、外觀極めて壯麗なり。是に至りて甲冑は一種の裝飾となり、武士次第に衰へて傭兵の制度行はれ、歩兵其の價値を發揮するに至れり。

武器は中世紀初期の歩兵は短き槍と楯とを携へしが、騎兵主力となりて後は、長さ一丈の槍を右に持ち、左に楯を携へたり。刀は直刀にして重く、重量を利用して投ぐるこゝろあり。長刀

の外、短劍・斧又は短き弓を用ふ。楯は多く圓形又は橢圓形なりしかども、後にはハート形を用ふ。材料は初め木に革又は金を張りしが、後には鋼鐵を以て作り、楯の面に武士の紋章を描くを例とせり。弓の外、弩をも用ひ、機械力を以て弦を張れり。

攻城用の櫓は木製の高櫓に革等を張り、滑車の作用によつて敵の城壁に押し進み、櫓の上より城壁に梯子を渡して城内に亂入せり。擲弾機は多勢にて綱を引き、彈機仕掛にて石又は材木を投げ飛ばすを例とす。要するに、攻城の機械は概して發達せざりしかば、堅固なる城塞に對しては長圍の策を用ひたり。

武士の教育 武士は封建の花と稱せられ、勇敢にして禮節に嫻ひ神を信じて教會を保護し、強を挫き弱を助け殊に婦人を尊重するを本分とせり。封建制度に在りては武士は一の特權にして嚴格なる儀式の下に武士となるを得。この原則は絶對にして王と雖も生れながらにして武士たること能はざるなり。武士の教育は七歳より始まり、初めページ(扈從)となり、十四歳にしてスクワイア(若黨)となる。ページは城中にありて貴婦人に事へ、宗教の儀式及び禮節を學び、稀に戰場に出づ。スクワイアとなれば馬に乗り、槍・劍の術を學び、また梯子に登る練習をなす。城内は恰も武士の學校の如し。常に主君の甲冑を運び、馬を飼養し主君に甲冑を着せ、其の食卓に侍し、其の寢室を整ふ。當時は他人に給仕するを最大名譽とし、スクワイアは

武士に、侯伯は王に給仕せり。二十一歳に達すれば、嚴肅なる儀式を行ひて武士の列に入る。初めは儀式簡單にして武士は楯・鎧・槍等を新參者に與へ、拳骨を以て頸を打つ。之をアッコレイドといふ。新武士は鎧に跨りて乗り廻す。時としては城前に人形を立て、槍を以て之をつくことあり。この儀式をダツピングといふ。僧侶は新武士に教訓す。式の壯麗なること、近世の小説に記する所の如し。新武士は主君の前に跪きて宗教・貴女を保護し、弱者を助け同僚の武士に忠實なるべきを誓ひ、劍を與へらる。主君は肩を劍にて軽く打ちて曰く「セント、ミケール、セント、ジョージの名に於て汝を武士となす。大膽なれ。忠實なれ。」と。是等は十五世紀に至りて衰へたり。スクワイアは武士となる權利あれども、武士となるには、甲冑を買ひ、スクワイア及び奴隸を使用する費用なかるべからざるを以て、資金乏しき者は一生スクワイアにて終ることあり。

残忍の俗 中世紀の貴族は、其の教育・道義心に於ては殆ど農夫に優れる所あらず、大部分は書を讀むを知らず、飲みかつ食ひ、狩獵・戰爭を事とする外、何事をもなさず、粗暴にして間、獐猛の行あり、獅心王と綽名せられしリチャードは武士の典型たりしが、二千五百人のサラセン人を殺戮せり。又佛王フィリップ二世と戦ひし時、十五人の武士を旨とし、唯一人のみは一眼を存し、之を案内者として佛王に送れり。佛王も亦リチャードの武士十五人を旨とし、婦

- (1) accolade
(2) dubbing

- (1) Eustache de Bertrail
(2) Barcelona
(3) Raoul de Cambrai
(4) Bernier

人を案内者として送り歸さしむ。蓋し世人をして勇氣と強さとに於てリチャードに劣らず、又リチャードを恐れざるを知らしめんが爲なりき。又一一九九年英王の女婿ノルマンデー公ユスタシユ、ド、ベルトレール、英王の人質の一人の目を抉れり。其の父なる貴族、復讐せんが爲に、英王に請ひて孫女即ちユスタシユの女を交付せられ、其の目を抉り、鼻を切り取れり。かゝる蠻行は、十四五世紀まで屢行はれたり。されど戰爭に際しては勇敢なる行爲をなし、詩人をして嘆賞せしめ、後世をして敬慕せしむる者あり。其の出陣するや、送別の辭は「勇敢なれ」の一語に盡きたり。大膽にして忠實に、卑怯未練の行なく、誠實にして食言せず、他人より嗤笑せらるゝを恥辱とせり。實に大膽・忠君は武士の主なる徳なりき。武士は臆病と云はれんよりは寧ろ死するを勝れりとせり。武士は忠君と守信とを第一とし、主君に宣誓せし所に背くを以て最大なる不名譽とし、主君に對する謀叛となせり。バルセロナの諺にも「口を以て欺き、手を下して謀叛し、之が爲に城を奪はるるは最大なる罪なり。」といへり。中世紀の詩はこの思想によりて感化せられたり。ラウル、ド、カンブレールの家臣ベルニエール、主君より侮辱を蒙りし時、他の武士より汝は尙忠誠に事へ得るかと問はれしに答へて、「彼はユダヤ人より兇惡なり。されど我が君なり。」と。聽く者曰く「汝の言、理あり。」と本居宣長の「君はよし、君にあらずも、我は臣、臣の道を盡さであらめや」との徳は亦此の時代の西歐武士の思想たりし

なり。

封建政府 九世紀頃より王は服従を要求する實力なく、僧俗何れも己自身の領土を支配し、武士・僧侶は小君主となり、農夫・奴隸は其の臣民たりき。されば武士・僧侶は農民に命令し、徴税し、自在に彼等を拘引し、罰金又は死刑に處し、絞首臺を設け、執達吏を有し、隣人に對して宣戰し、又屢、貨幣を鑄造せり。十三世紀の法律家は「各バロンは其の領内の君主なり。」と云へり。各領内は小國家にして、隣村の者(他の領土)を外國人と呼べり。當時、西歐には幾千の小君主ありて、其の小なるは一箇町村を領するに過ぎず、稍、大なるはバロンといひ、一州を領する者は公・侯・伯等の稱號を用ひたり。彼等の祖先はチャールス大帝の下にありては、純然たる官吏として王事に力めたりしが、十世紀頃に至りては、王權薄弱となりて彼等の勢力を殺ぐ力なかりしかば、遂に世襲の侯伯として、其の封土を領有するに至れり。是に至つて、封土をば恰も所有地の如く、之を賣り、入質し、又は分配し、併合し、男子なくして女子他に嫁する時、夫の家の領土に之を編入したり。かくて各地主は其の領土内に君主權を行ふに至れり。其の結果、所有權と君主權とを混同し、中世紀の全政策は一種の家族政策にして、各君主は現今の農夫の如く、其の領土を監視し、諸子に讓與したり。

佛國の各君主中、其の位地最も高き者は王なり。王は最高の稱號を有し、他の小君主をして

忠實に事へしめられたれども、最強の力あるにあらず、ノルマンディー公・ツールーズ伯の領土は王領よりも廣大なりき。是等の大領主は單に儀式的に忠實を誓ひしのみにて、その實力は王と戦ふに足り、宣誓を破るを敢へてし得べし。一一一〇年フランドル伯ロバート、英王ヘンリーと條約を結ぶに方りて曰く「若し佛王ルイ、ノルマンディーにてヘンリー王を攻撃せば、ロバートは唯十人の武士を率ゐてルイに屬し、他の五百人の武士はヘンリー王に屬せしめん。若しルイ、ロバートを促して英國に進撃すとも、ロバートは成るべく少數の兵を携ふべし。」と。王も他の地主の如く、己自身の領土を従へ得たりしのみ。佛國をして凡て王に服従せしめんが爲には、次第に一州より他州に及び、數百年を費して漸く成功したり。

裁判 中世紀の人民は成文律を有せず、何事も祖先の爲し、如くに之をなせり。之をカストーム(1)といふ。カストームは記録せず、單に傳說的なり。十三世紀に於てすら疑義起りしが爲に、最年長者を集めてカストームを問ひたりといふ。各村落に各、異なるカストームありて一樣ならず、時代によりても相異ありき。⁽²⁾ポーマノアル曰く「佛國內にて、二領國が同一の習慣を用ふるは曾て見ざる所なり。」と。されど、同じ地方にては、大體類似の習慣に従へり。最大なる差違は北部佛蘭西と南部佛蘭西とにあり。即ち大體、南部は羅馬法、北部は獨逸の習慣に據れり。中世紀の人民は、習慣を愛して之を尊重し、之を背く者を不正としたり。

(1) custom
(2) Beaumanoir

封建時代は階級制度の時代なるを以て、裁判を以て各人共通の権利を認めず、或る階級に伴ふ特權なりとせり。裁判所は高級武士より組織せられ、原被兩造より同數を出して法官となり、裁判長は法廷を整理し且宣告を與ふるのみ。裁判の方法も至つて不完全なりき。武士は體面を重んじ自ら事を處決する能力ありとし、決闘を以て正當の裁判法となせり。この場合には、裁判官は唯之を監視するのみ。決闘には嚴重なる儀式あり、時・場所並びに武裝等一定の規程によらざるべからず。中世紀には、判決は確定不動の者にして控訴は認められざりしが、決闘は判決を翻へす力ありしなり。領土の争、貸借等の事に關しても、この方法によれり。十三世紀にカスチラ王アルフォンソは羅馬法を國內に施行すべきか否かを決するにつきて、決闘を爲さしめ、一の調査をもなさずして決したり。決闘は武士の裁判所に於てのみならず、市町村又は農民の裁判所にも用ひられたり。パリにては僧侶の裁判所にさへ之を用ひたり。對手は楯と杖とを以て立てり。自ら闘ひ得ざる者は代人を出して之をなさしむ。されば、當時は決闘の選手を以て職とする者出でたり。或る人、羅馬法王エウジェニウス三世に向つて決闘裁判は正當の方法なるか否かを問ひしに、法王答へて曰く「汝の習慣に従へ」と。其の人心に浸潤せしこと此の如し。

決闘は武士のみに許されたる名譽にして婦人には行はれず、又農民に對しても屢禁令を發

- (1) duel
(2) Alphonso
(3) Eugenius

したり。時としては婦人若しくは弱者は勇士を選んで代理として出場せしむることあり。中世紀には犯罪を告白せしめんが爲に拷問を用ひ、しかも拷問は頗る殘酷を極めたり。

ゲルマニア族はもと數多の分派ありて、各、風俗習慣を異にせる故、法律も自ら相違せり。中にもフランク人の間に行はれたるサリック法⁽¹⁾・リア法⁽²⁾最も有名なり。サリック法はクロヱイス時代即ち五世紀末に定められたるものと云はれ、リア法はサリック法を改修せるものにしてダゴベルト一世殂落(688 A. D.) 前に制定せられたりといはる。

- (1) Salic law
(2) Ripualian law
(3) Dagobert
(4) Crossbow
(5) Venerie
(6) Falconrie

封建時代末期の武士 一 狩獵・奢侈 封建時代には、武士相互に戦ひしが、十四世紀には、王有力となりしかば、武士の互に闘ふを禁じたり。これと同時に甲冑を改變せり。鎖り鎧はクロッスボアの矢に貫かれ、防禦に十分ならざるに至りしかば、平滑の鐵にて造り、胴甲・腕甲・腿甲を着け、目庇^{マヒサン}ある兜を着く。十四世紀より十六世紀まで用ひらる。貴族は武士の生活をつべけ、何事をもなさず、たゞ狩獵を事とせり。狩獵は法則を守りて行ひ、一種の技術となれり。犬にて狩するをヴェネリーといひ、鷹にて獵するをファルコンリーといふ。犬は狐狼等を、鷹は鳥類を狩する時に伴ひ、紳士・淑女は馬に乗りて狩獵せり。

貧しき武士の二男以下は俸給を得て諸侯に事へ、戦功によりて身を立てんとし、富める武士は王若しくはブルグンド侯の如き大領主の廷に仕へたり。武士は初め質素なる兵士として生活

し、奢侈を戒めたりしが、十四世紀には温雅なる生活をなし、歡樂に日を送れり。彼等は奢侈を競ひ、寶石を飾り、男は長き嘴の靴を穿ち、女子は一呎も高き圓錐狀の帽を冠れり。或る貴族は三千頭の栗鼠の皮を以て一の外套を作り、オルレアン侯は袖に七百の眞珠をつけたりといふ。宮廷には煩瑣なる作法・習慣あり、今や武士の修養は大膽に戦ふにあらずして、己の装を凝らし貴女に對する應對を閑雅鄭重になす道を講ずるにあり。

三 試合及び演武會 武士の遊技に試合及び演武會あり。試合は兩人甲冑を着け類なき槍と刃なき劔を以て戦ふこと恰も希臘の神聖競技の如くなれども、時としては激烈なる争闘となり、互に殺戮して血を流すこと羅馬のグラヂアトルの如くなることあり。演武會は多數の武士兩隊に分れ、廣野に出でて戦ひ、勝利者は、捕虜を得、償金を拂はしめて放還せり。一二四〇年ケルン附近にて行へる演武會にては六十人の武士戦死したり。十四世紀以後は木の槍又は類なき槍、鈍き刀を以て戦へり。試合は鞍上不動の姿勢にて敵手の突きを受くるのみ。演武會は一大儀式にして詳細なる規定あり、其の前夜に競技に加はる資格あるか否かを檢す。選手は貴族の出なるを要す。中級の婦人と婚する者は拒絶せらる。格闘は柵によりて圍まれたる平野にて行はる。兩隊は喇叭の合圖にて前進を始む。貴女は柵の圍りの階上にあり。ハンケチ又はリボンを投げて聲援す。判士ありて勝敗を審判し、勝者は貴女より賞品を授與せらるるを名譽とせり。

- (1) Joust
- (2) Tournament
- (3) Köln

- (1) Bayard

三 饗宴 王侯結婚する時、又は其の長子ナイトとなる時、或は王侯の友を接待する時は、盛大なる祝祭をなし、觀る者をして驚嘆せしむ。行列は市内を巡り、邸内には綠色のアーチを立て美麗なる帳帷を掛け、廣場には酒の噴泉、蜂蜜又は薔薇水の噴水を設く。數日間、王侯の門は開かれ、牡牛の丸焼は厨にあり。祝祭式は數時間に亘り、後、毬投げ・假裝舞蹈等の餘興あり。當時の記録はかゝる大祝祭の記事を以て充さる。最も著名なるは一四五四年に於けるブルグンド侯の大祝祭なり。祝祭は三段に分たれたり。第一段は寺院の鐘を鳴らし大合奏をなす。第二段は多くの觀覽物あり、二十八人の音楽家、聖歌を奏し、其の間に巨象サラセン人に導かれて入り來れり。象の背上に塔をおき、塔の中より黒・白の衣を着けたる比丘尼出現せり。土耳其人の來襲を防がんが爲に、僧侶等、援を侯に求むるを諷せる者なり。舞蹈會ありて十二人の貴女、眞紅の衣を着けて貞操を表示する舞蹈を爲せり。第三段には一大演武會を行へり。

日常生活の行事は概ね此の如し。封建時代末葉の諸侯は殆ど其の領土を統治せんことを努めず、歡樂に日を消し、人民は之を以て王侯の公事なりと信じたり。武士の典型と稱せらるる、⁽¹⁾ペイヤール・フランシス二世の如き皆十六世紀の人なり。之が爲に費用を要すること莫大なりしかば、遂に人民に重税を課し又は土地を官沒するに至れり。

- 1) L'archiprêtre
- 2) Rodrigue de Villandrando
- 3) Mirror of chivalry

武士の強暴 王侯は忠勤を誓ひし武士の助に頼らざれば戦争する能はざるに、武士は四十日間従軍するを義務としたり。されば王侯が武士を永く留め置かんには報酬を仕拂はざるべからず。佛王フィリップ二世此の制を創めしが、十四世紀には各王侯は凡て俸給を與へて軍隊を作り、俸給を各團體の長に仕拂ふに至れり。戦争永續する時は、王侯は團體の長と商議し、その長は自ら部下の兵を選べり。團體の長は其の必要の兵を得んが爲に、貧しき武士又は二男以下の戦争・冒険を好める者を採用せり。貴族の外、市民も之に加はる。この團體は俸給を支拂ふ者の爲に戦ふを以て、一陣より他陣に轉じ、王侯若し報酬を支拂はざる時は之と交戦することさへあり。團體は償金を得る目的を以て敵の城を圍み、敵を捕虜として成るべく殺傷せざらんことを期せり。又都市に迫りて税を出さしめ、聽かずんば火を放つべしと脅威し、農夫よりは家畜財産を奪ふを事とせり。農夫若し金を隠蔽する時は、之を白状せしめんが爲に火焰の中に懸け、又は箱の中に閉ぢ籠め、頸に繩をかけ足跡に火をつけなどせり。地方の兵士は十八世紀の終までかゝる事をなせり。かくて戦争は營利の業となり、團體の首長は頗る富裕にして宛然王侯の如し。十四世紀のラルシブトル⁽¹⁾、十五世紀のロドリック、ド、ヴィランドランドの如きは是なり。是等は半ば兵士、半ば賊なり。

獨逸の武士も亦次第に墮落せり。「武士の鏡」の著者記して曰く「今の武士に三種あり」

- (1) Robber-knights
- (2) Schwarzburg
- (3) Günther
- (4) Berlichingen
- (5) Gäetz
- (6) Law of the fist (Faustrecht)

財産・地位・名譽なく山中にありて掠奪を事とする者 〔三〕 貴族の封土内に領地を有する者 〔三〕 忠實にして王侯の爲に國敵と戦ふ者は是なり。中にも第二者は財産あるに係らず、盜賊又は不正の方法によりて財産の増殖を計れり。彼等は黄金を飾り美服を着け、城中に殺人者・盜賊を置き、常に分捕をなす。決闘を申込み時は、申込状、敵手に達せざる前に、行いて敵を襲撃せり。西獨逸にかゝる武士最も多かりき。之を「ラッバー、ナイト」といふ。又品位ある武士にても富人より金を徵發する目的を以て、市府に對して宣戦せり。一三四年皇帝に選ばれしシュワルツブルグのギンテルは城寨を攻撃し諸侯を捕虜とし、其の償金によりて富有となれり。有名なるベルリヒンゲンのゲッツは終生ニュルンベルヒ市を攻め、市民より獲たる償金を以て収入とせり。帝權の衰ふるや、公開裁判所も閉鎖せられ、唯ウエストファリアのみ存續し、特殊の裁判は秘密に行はれ、僅に暗殺の刑に限りて公開裁判を執行したるのみ。故に當時は獨逸には拳骨法の外、法律なしと云ひて可なり。

弓矢隊 十字軍の時、基督教徒はクロスボーを使用せり。矢を臺の上に置き、之を引きて射るなり。強力を以て短き矢を放射せる故、頗る有效なり。射距離は約二百歩以内とす。城中にありて敵を防ぐに適す。伊太利には之を職業として王侯に事へたる團體あり。尤も有名なるをジェノア、クロススポーメンとす。十四世紀に英王の軍隊にては、水松の木を以て作れる長さ

二呎の大弓を用ふる一隊編成せられ、二百メートルの射距離にて人を射殺せり。十分間に六回發射し得べし。最も有名なる射手はウエールスより出でたり。クロッスボーメン及び射手は歩兵にして鐵甲を着けず、何れも貴族にあらず、多數は冒險者又は傭兵なり。英の射手は農夫なりき。英王は之を以て戰線に立たしめしが、百年戰役に屢勝を制せしは之が爲なり。

- (1) Luzern
- (2) Schwytz
- (3) Hallebarde
- (4) Landsknecht (Lansquenets)
- (5) No money, no swiss

ルツェルン湖附近の山地人殊にシウイツツ人は十三世紀の末年には勇敢を以て知られ、十四世紀に至つて最も著はれ、屢オーストリアの騎士を破り、シウイツツの名は遠近に轟き、瑞西全體に弘まれり。十四世紀の終には、ハレバルドと名づくる斧と槍と鈎とを兼用せる新武器を執り、隊形を保ちて前進し、敵を撃破せり。其のブルグンド侯の大軍を破るや、其の名全歐に聞え、王侯は金を拂ひて之を傭ひたり。同時に獨逸にてはランヅクネヒト(兵農)組織せられ、亦長槍を用ひ、其の防禦力は鐵甲に勝れり。この團體は特種の旗を有し、各其の長を選びて之に従順なるべきを誓ふ。各團體は一小社會をなし、妻子を率ゐる貨車を携へて分捕品を運べり。兵士罪を犯せば、團體より裁判官出でて裁判す。之を刑する時は、長槍の列間を過ぎらしめて刺殺せり。結婚する時は妻を團體の列前に出さしむ。何れの王侯に事ふべきかは旗下に集まれる團體によりて決定せらる。

瑞西兵及ランヅクネヒトは戰爭を一の職業とせり。金錢の爲の外は戰はず。諺に「金なき

れば瑞西兵なし」といへり。されども、善く戰ひて、誠實に責任を盡せり。王侯は屢數年間を約して傭ひしが、俸給を支拂はざることあれば、團體は國內を掠奪して生活せり。

騎士の弱點

中世紀の初、數世紀は武士の外、一兵なく市人を武裝せしめて戰爭に参加せしめたり。之をサージエントといふ。歩兵なり。是等市人は訓練せられず、各自思ひ／＼に武裝せる民兵たるに過ぎず、職業的兵士は即ちナイトにして、馬上に於ての外、戰ふこと能はず、騎兵のみは軍隊を組織せり。然るに、十四世紀より、武士は屢組織立てる歩兵と戰ふに至りしが、常に敗北せり。クレシー・ポアチエ・アゼンクールに於て英軍に破られ、モルガルトン・ゼンバハ・グランソン・モーレーに於て瑞西軍に破られ、ニコポリ・ヴァルナに於てジャニザリーに破られ、ガン・ブリュージュの市民によりてさへ破られたり。かく銃砲の發明前、二百年に於て、既に英國の歩兵、土國のジャニザリー、瑞西の長槍兵に破られたりしなり。騎兵が銃・彈丸の攻撃に逢ひて敗北すべしとは豫想し得たりし所なれども、歩兵が如何にして貴族より成れる最も勇敢なる最も經驗ある武士の一隊に勝ち得たるかは當時の人の了解し得ざりし所なるべし。されど、之を説明するは頗る容易なり。武士は大膽なる兵士なりしかども、軍隊としては價値なかりき。鐵甲によりて敵の殺害を受くる危険は防ぎ得べけんも、落馬することを免るゝ能はず、一旦落馬せば、恰も死人と同じく殆ど活動し得ざりき。又武士は個人々々として戰は

- (1) sergeants
- (2) Agincourt
- (3) Morgarten
- (4) Sempach
- (5) Granson
- (6) Moret
- (7) Nikopoli
- (8) Varna
- (9) Ghent (Gand)
- (10) Bruges

んが爲に武装せり。故に連合して戦ふに方りては全然無能力なりき。且、かゝる重甲兵は平原にありては活動し得べけんも、溝渠・丘陵・沼澤等あらば、もはや一步も進むこと能はず、此の間に輕捷なる歩兵群集して之を滅さんこと易々たるのみ。又武士は少數の一團にて戦ふに慣れ、協同的動作をなす訓練をなさず。随つて軍隊として有機的活動を爲すを知らず、主君は武士と共に各個々々に戦へるのみ。將軍として號令するを知らず、又將軍に従順ならしむるを得ず。クレシーの戦に、佛王の命を受けし射手は、戦線の前にありしが、武士は之を怒り「我が途を妨ぐる下司共を殺せ。」と叫びて遂に之を殺せり。活動を妨ぐる甲冑を着け、訓練に缺けたる武士は、無益なる試合に勝を得るを名譽とし、實戰場を演武會の如く心得、攻撃すべき機會ありしに係らず、戦争の規定に従ひて活動せんとせり。一三四六年英王ポアシー⁽¹⁾に於て頼むべき援軍なく、而も敵に暴露せらるゝや、佛王フィリップ六世はこの窮地にある王を見逃し、挑戦狀を送りて某日某所に決戦せんことを提言せり。エドワードはこの機會を利用して免るゝことを得たり。又佛の一武士は敵に對して或る距離より決して退かざるを誓ひたり。實に彼等は、戦争は公事にしてゲームにあらず、大膽なるは最終の目的にあらず、勝利を得るに必用なる要素たるに過ぎざることを忘れたりしなり。

封建制度の利弊 封建制度は、中世歐羅巴に於ては採るべき最善の社會組織なりしなり。さ

(1) Poissy

(1) feudal anarchy

れど種々の缺點を有す。封建的無政府を現出して強固なる國民政府の成立を不可能ならしめしこと其の一なり。各國は獨立せる幾多の小國に分たれ、十世紀の頃、佛國に殆ど百五十の大主君^{オヴァイロド}あり、何れも主君として同等の權利と實力を有せり。而して是等大主君の土地は更に幾多の小主君に分配せられ、殆ど七萬の小封國に分れたりといはる。理論上、是等の小主君は上位の主君に従順なるべく、大主君は佛國王の臣隷たるべしと雖も、實際は國王よりも富裕にして且實力ありしなり。若し大諸侯にして、國王に反抗せることあらば、國王は到底己に服従せしむること能はず、王は是等貴族の權力を抑へて従順ならしめ、又は諸侯相互の戦争を和解せんとすとも、何等の權威なく何等の功果なかりき。かゝる有様にては、不秩序・無政府の状態は絶えざるべく、國民は常に不安を免るゝ能はざるは當然のことなり。

封建制度の第二の弊害は、社會は數階級に分たれ、嚴重なる世襲制度なりしことなり。之が爲に下級の人民は貴族即ち武士に壓迫せられて、文明の進歩發達は期すべからざるなり。

されど、封建制度の利益亦無きにあらず (二) チャールス大帝の死後、西歐文化を保護せしは封建制度なり。デーン人・サラセン人・ホンガリア人の攻撃を防止せしは實に武士及び封建の城寨なりとす。(三) 封建制度は特權社會の間に自頼心及び個人的獨立を愛する念を強からしめ、中世の末期まで獨立自由の精神を保持せり。諸侯は王の專制を認容せず、自由民として其

の權利を保有せり。英の諸侯がジョン王をして大憲章に署名せしめしが如き、武士・市民が能く大膽に王に抗して專制を行はしめざりしが如き、其の著しき例なり。〔三〕中世紀に於て學問・哲學が僧庵に保護せられし如く、詩・小説は諸侯の城内に於て養はれたり。城塞の門は常に講談師又は旅音樂家の爲に開かれ、武士は喜んで詩を誦し、樂を弄べり。かくして中世紀文學たる韻文・小説は發達せり。

封建制度衰微の原因 封建制度の衰微せし原因は種々あるべしと雖せ、重大なる原因は、

〔一〕王の之に反對せしこと、〔二〕十字軍、〔三〕市府の發達、〔四〕戰術の一變、火器の發明是なり。第一、王の之に反對せしは、諸侯暴横にして封建的無政府が中央集權制の樹立を阻害せるを以てなり。第二、十字軍は十二三世紀の間に起り、其の間、貴族即ち諸侯・武士は莫大の費用を要し、之が爲に益、貧困に陥り、且又多くの武士は此の間に戰死して其の土地は沒收せられ、封建制度の中堅は破壊せられたり。第三、市府は、此の間に巨利を獲て富裕となり、次第に金品を王侯に出して特權を得、遂に獨立自由の有様となれり。第四、火器の發明は武士をして益、無能ならしめて封建制度の衰滅を速かならしめたり。カーライル曰く「火器は凡ての人を同一の高さとせり。」と。

かくして封建制度は衰頹したりしかども、是政治組織として亡びたるに過ぎず、社會組織と

しては尙存在したりしなり。貴族は小主君としての實力と權威とを失ひたれども、尙特別の稱號を用ひ、特權を有し、社會に於ける特權を占め、又多くは大地主たりしなり。

第八章 中世の基督教會

アウグスチヌスの教會至上説 聖⁽¹⁾アウグスチヌスは「神の都」⁽²⁾(即ち神の國)を著はして、人類歴史の發展は神意の發現に過ぎずとなし、世界史の發展は神の人類救済の大慈悲心を演出する過程にして、現世の不安不幸もやがて歴史の進行の上に救はるべきものなりと云へり。實にアウグスチヌスは後世の厭世・隱遁の徒と異なり、教會の立場を擁護するを必用とし、神の國を歎美し、人は教會の門戸を通じて神の國に入り得べきを高唱せしなり。この見解に従へば、羅馬教會は神國實現の使命を帯びて地上に現はれたるものにして、此の世に於ける人間救済の唯一の機關たり。彼の教會至上説こそ中世教會發達の上に偉大なる影響を與へたりしなれ。羅馬教會の發展は實にこのアウグスチヌスの理想を實現せるものなり。

羅馬教會の發展 抑、羅馬教會の發展は、遠く西羅馬帝國の滅亡以前に萌せり。はじめ教會は帝國に倣ひ、階級的制度を採用して僧官を執事・司祭・僧正及び大僧正等に分てり。僧官の監督管區は分つて村落區・市區・首府區及び長老區の四級とし、其の首府區を治むるを大僧正、長老區を治むるを長老と呼べり。四世紀の末葉に、五つの長老區あり、羅馬・君府・アレクサンドリア・アンチオキア及びビエルサレム是なり。中にも羅馬は名譽・地位共に第一として世に重んぜられ、遂に羅馬法王の稱號を得るに至れり。羅馬長老の最高權を得るに至れるは大體左の事情に基けり。

〔一〕羅馬のセント、ペートル寺はもと使徒ペートルの墓地たり。ペートルは基督第一の門弟にして、基督より天國の鍵を與へられたりと信ぜらる。基督、ペートルに傳導せしめて曰く「余の子羊を養へ。余の羊を牧せよ」と。寺院の全羊群の牧養を委任せられたる者はペートルなり。斯くてペートル、羅馬に來り教會を立て、布教し、遂にネロ帝の爲に殺されたり。之を殉教の嚆矢とす。其の後、歴代の長老は自ら第一使徒の後繼者を以て任じ、高祖の名譽を辱しめず、寺院中最高の權威を保持するを力めたり。

〔二〕羅馬の地は羅馬帝國の首府として政治上の命令は凡て此處より發せられ、俗界一般の歸嚮する所なりしかば、宗教上の命令も他の地より發する命令に比して遙に重きをなせるは自然の勢なり。是を以て羅馬の長老は、他の僧正區・長老區を凌駕して優逸の位置を占むることを得たり。數百年間、永久市として歴史上に光輝を放てる羅馬市は、基督教の最高權の發動する所として最も適當なるべきなり。

〔三〕已にして蠻人の來襲は、羅馬長老の感化力と權威とを擴張すべき絶好の機會を與へたり。アッチラの羅馬に來襲するや、敬虔なるレオ、ゼ、グレイトは悍猛なるアッチラの心を和げて

- (6) archbishop
- (7) country
- (8) city
- (9) metropolitan
- (10) Patriarchate

- (1) Saint Augustinus
- (2) De Civitate Dei
- (3) deacon
- (4) Presbyter
- (5) bishop

(1) Constant City

北に歸らしめ、以て帝都羅馬市の危機を救へり。ついで四五年ヴァンダル王來襲するやレオは復ガイゼリックの許に至り、羅馬市を救はんことを請ひしに、ガイゼリックは「人民は之をレオに一任すべきも動産は戰士に屬するものなり。」とて、晝夜、掠奪を恣にして歸れり。羅馬市民を豺狼の如きヴァンダルの口より免れしめしはレオの功なり。かくて羅馬市の自然の防禦者たるべき皇帝の之を保護する實力なきに際し、レオは武力を用ひず、慈愛と敬虔とによりて能く蠻族を退去せしめ、羅馬教會の名譽と地位とは一段の高さを加へたり。

〔四〕帝國の權威衰微するに際して、已に羅馬長老の名譽と感化力とは増大を來せり。帝國の滅亡が一層羅馬長老の權威を高むべきは想像に難からず、西羅馬の東帝の手に落つるや、羅馬の長老は西歐に於て最主要なる地位となれり。君府は遠隔の地なるを以て、長老は次第に權力を占め、蠻人の首長と伊太利人との調停者となり、市・國家及び王の間に起れる争を裁決せり。殊に西歐の僧正・大僧正は絶えずアリア派の蠻族諸王との争を起し、羅馬長老に聲援を求めたり。之が爲に羅馬長老の權威次第に強大となれり。

〔五〕羅馬より派遣せる傳導僧は、西歐到る處に新教會を設けしが、是等の新教會は羅馬を母教會として慕ひ、感謝と尊敬とを以て之に事へたり。中にもアングロ、サクソンの如きは、羅馬の傳導僧之を改宗せしめ、永く羅馬の忠實なる臣子となり、ブリテン島の基督教徒は最も多く羅馬に巡禮したり。サクソン人更に大陸に布教するに及び、羅馬に對する尊敬と感謝の念とはサクソニン人と同様にゲルマニア人にも傳はれり。

〔六〕七世紀には、東方の長老區はサラセン人の手に落ち、之が爲に羅馬教會の地位に著しき變化を來せり。羅馬教會の競争者たりし三長老區は基督教國の地圖より除去せられ、唯君府の一長老區存するのみ。この不幸は羅馬長老をして最優等の地位に昇らしめ、門徒より羅馬法王と仰がるゝに至れり。

東方の諸教會 はじめ東方の諸教會は羅馬法王に屬せずしてコンスタンチノープル・イエール・サレム・アンチオキア及びアレクサンドリアの長老に従ひ、是等長老の上に皇帝ありて全寺院に長たること恰も近世の露國皇帝の如く、教義の疑問をも裁決したり。基督の性質に就て二派相争ふや、四八二年皇帝ゼノは勅令を發し、二派をして共通の形式を執らしめたり。ついで百五十年後に基督は一の性質を有するか、二の性質を有するかの議論起りしが、六三九年ヘラクリウス帝は勅を發して、「基督は唯一の意志を有すれども二つの性質を有す。」と宣し之に背く者を異教徒となせり。⁽²⁾ ネストリウス曰く、「基督は二つの性質あり、一は人間、一は神の性質なり。マリアは神の母にあらずして人としての基督の母なり。」と。この派はバビロンを中心とせるを以てカルデア教會といへり。⁽¹⁾ モノフィサイトの徒は之を駁して「唯一の性質即ち神の性質

- (1) Zeno
- (2) Nestrius
- (3) Chaldean church
- (4) Monophysites

あるのみ。」といへり。埃及・アルメニア・シリアの寺院はこれに屬す。之をジャコバイト派といふ。

コンスタンチノープルの正教は、唯小亞細亞及び歐羅巴の希臘人のみに行はれ、西教會とも一致せざりき。西教會はニケーア信條に神聖の精神は父より傳はるとあるにつけ加へて「子よりも傳はる」といひ、其の他多くの點に於て一致せざる所多かりき。西羅馬帝國亡びて後、羅馬法王及び伊太利の僧正は東羅馬皇帝を君主と仰ぎたれども、皇帝が寺院を支配し、信條又は教訓上の問題を決することを好まず、皇帝と羅馬法王との關係は漸く疎遠となり、遂に八世紀に至り教會史上の偶像破棄者の戦を見るに至れり。

教會の分離 紀元七一七年⁽²⁾レオ、東羅馬皇帝となりしが、帝は熱心なる偶像破棄者にして、寺院をして凡て偶像を破棄せしむ。當時基督の寺院には基督・マリア及び使徒の彫刻・畫像を安置して之を拜し、マホメット教徒の嘲笑を招くに至れり。七二八年レオ、勅令を發して偶像破棄を命ぜしに、羅馬法王グレゴリー二世は之を實行せざるのみならず、反つて皇帝を破門し、東羅馬皇帝と絶てり。東教會にては、八四二年、繪畫及びモザイクの肖像のみ之を用ふることを許し、かども、此の時、既に教會分裂の端をなして復融和する能はざりき。されど兩教徒の教義並びに祈禱等には、些少の相違あるに過ぎず。希臘教徒は神の精神は父(神)のみより得

(1) Jacobites

(2) Leo the Isaurian

(1) Ignatius

(2) Photius

(3) Basil

(4) Greek Church, (eastern church)

(5) Roman Catholic Church (western church)

べしとし、羅馬教徒は父及び子(耶蘇)より得べく、子は父と同一なりと信じたり。希臘教徒は聖餐にパンを用ひしが、羅馬教徒は醗酵せざるパンを用ひたり。又希臘教會にては僧の結婚を許し羅馬教會にては之を禁じたり。かくて東皇帝が、コンスタンチノープルの長老イグナチウスを廢し、外交家にして將軍たりし⁽²⁾フォチウスをして之に代らしむるに及び、羅馬法王ニコラスは廢せられしイグナチウスを助けフォチウス及び其の黨を破門せり。フォチウスはコンスタンチノープルに會議を開き、ラテン教義を異教として排斥し、ニコラスを破門せり。⁽³⁾東羅馬皇帝⁽³⁾バシル一世新に立ち、八六九年、宗教會議を開きフォチウスを廢せしが、八七九年新に會議を開き、改めて八六九年の會議を無効とし、羅馬法王は單に西方教會の長たるべしと宣せり。羅馬法王は、更にフォチウスを破門し、これより兩教會の分裂は決戰的となり、一〇五四年に至り羅馬法王レオ九世は使節を派して東教會に破門狀を交付せしめ、東教會之を拒絶したり。是より兩教會全く分離し、東教會はギリシア教會又はビザンチン派といひ、西教會はラテン教會又はローマ、カトリックといふ。希臘・露西亞・ブルガリア・セルビア・ルーマニア等は皆東教會に屬し、其の他の西歐諸國は西教會に屬せり。是より羅馬法王は東羅馬皇帝と絶ちたれども西方に起れる新勢力によりて得たる利益は、損失を償うて餘りありき。即ちフランスク王が法王の爲に凡ての敵を撃退し、土地を獻じて法王領の基礎をおきてより法王の勢力は

東皇帝と頡頏するに足り、法王の權勢漸く盛となり、中世紀を通じて西歐基督教國に雄視するに至れり。

世界統一の理想 中世紀の後代に遺せる文化運動の第一は世界統一の理想なり。唯一の信仰、唯一の權威、唯一の教會に至高の生命を求め、神より與へられたるものとしてこれを實現せんとせしは羅馬法王なり。唯一の皇帝、唯一の帝國を唯一の權威として世界に君臨せんとせしは獨逸皇帝なり。一は人心の教化を掌り、人類救済を具體化せんとし、一は現實生活の平和を維持し世界の安寧を將來せんとし、世界的精神は、教權・政權の對立となり、世間的・超世間的の二大分野に分れ、十一世紀に至りて烈しく相争へり。

羅馬法王 羅馬の僧正は夙に宗教界に頭角を顯はし、特にポンチフェクス、マクシムスの稱號を得しが、其の後、益々衆人の渴仰を得、グレゴリー一世 (590—604 A. D.) の頃より法王と稱せらるゝに至れり。法王は教父の義にして凡ての僧正に用ひられしかど、是より教父ペートルの地即ち羅馬の僧正にのみ用ひらるゝ尊稱となれり。かくて法王は十世紀の頃、他の僧正の如く俗人の支配に屬し、法王領はバロンの一族の財産となり、バロン家の婦人テオドラ及びマロツィアは法王を選立せり。或は十二歳にして立てる法王あり、或は後繼者に法王の位を賣れるものあり、その權勢一時衰へたり。

- (1) Pontifex Maximus
(2) Gregory
(3) papa
(4) Theodora
(5) Marozia

神聖羅馬帝國 中世紀の宗教的帝國は實は名のみ過ぎざりき。はじめ獨逸のフランコニア家オットー一世伊太利に出征して、羅馬法王を助け、九六二年帝冠を加へられて神聖羅馬皇帝と稱してより、歴代の獨逸皇帝は神聖羅馬皇帝と稱し、自ら「諸王の王」を以て任じたり。かくてヘンリー三世 (1089—1096 A. D.) 獨逸皇帝となるに及びては却て自ら羅馬法王を任命せり。羅馬教會派は俗人たる皇帝が羅馬教會の最高權たる法王を任命するを不當とし、一〇六一年のラテラン宗教會議に於て、法王はカーデナルによりて選出せらるべしと決議せり。かくて法王は外國君主より獨立するに至り遂には獨逸皇帝と争ふに至れり。

此の後、法王と皇帝との關係について、寺院派と皇帝派との間に論争久しく絶えざりき。これに關する當時の所説は大凡三つに分たる。第一説は法王・皇帝は各別に神の委任を受け、法王は精神界を支配し、皇帝は身體を支配すべしとせり。兩者共に神權を附與せらるるを以て、甲は乙を支配することなく、兩々相對立して神に事へ互に相助くべし。皇帝の特殊なる義務は社會の安寧・秩序を保持し、寺院を保護するにありと。此の説は人は人類なることを忘れたる説にして實行すべからざる空想なり。第二説は皇帝派の唱ふる所にして皇帝は政治に關しては法王に超越せりとなせり。此の説はバイブル及び歴史上に立脚點を置けり。其の説に曰く「基督が納税の義務を説けるは即ち政治權の超越せるを證するものなり。且バイブルに曰く「王に屬す

- (1) king of kings
(1) Lateran
(2) cardinal

る事は王に委せよ」と。況んや法王領はピピン及びチャールス大帝が征戰に得て之を法王に贈呈せしに於てをや。是法王をして皇帝の臣隷たらしむるものにあらずして何ぞ」と。第三説は寺院派の主張する所にして、俗人は精神界の權威に従屬せざるべからずとせり。バイブルに曰く、「精神界を支配するものは凡ての事を裁決す。されど、彼自身は他の何人にも裁判せられず。」と。又曰く、「余今汝を國民の上、王國の上におけり。之を植付くるも抜き去るも、破壊するも建設するも、培養するも皆汝なり。」と。是の説の根據とする所なり。此の徒は比喩を以て説明して曰く、「神は天に日月の光をおき、地に精神界・俗界の二力をおけり。月は太陽の光によりて輝ける如く、皇帝は法王の力によりて勢力を得べし。」と(インノセン三世の言)又曰く、「法王と皇帝とは恰も精神と身體との如し。精神の身體を支配する如く、精神界を支配する法王は俗權を有する皇帝を支配すべし。」と。かくて兩者間の調和、容易に行はれず、基督教國は今や寺院派・皇帝派の兩者に分れて相争へり。

グレゴリー七世 (1073-1085 A. D.) 寺院派の説を維持して法王權を伸張せしものはグレゴリー七世なり。名はヒルデブランドと云ふ。チャールス大帝以後、中世紀に於ける最大偉人なり。一〇四九年佛國のクルニー僧庵より拔擢せられて羅馬に來り、法王の顧問となり、五代の法王に事へたり。一〇七三年法王に選立せらるるや、寺院に蟠れる大問題は僧侶の結婚に關するこ

- (1) Hildebrand
(2) Cluny

となり。當時の僧侶は大部分結婚せしが、グレゴリーは僧侶をして家族の愛より分離せしめ、家族の係累を脱せしめて全勢力を教會に注がしめ以て寺院を完全に發達せしめんとし、僧侶の結婚を禁止し、多數の僧侶反對せしに拘らず、斷然之を厲行したり。

グレゴリーの第二の改革は、寺院の領土及び僧官を王侯の手より獨立せしめて之を法王の權下に屬せしむるにあり。當時封建制度全歐に行はれしかば、寺院も亦封建制度の渦中に入り僧正・僧侶は王侯の臣隷ヴァッサーとして忠實を盡すことを誓へること武士に異ならず、寺領は凡て王侯の封土と變じたり。されば教會、臣隷となれば王侯其の後繼者を任命し、僧正・僧侶をして寺院の收入の多寡に準じて納金せしむること武士のレリーフ(1)に同じ。この法則は凡ての寺院の領土及び僧官に準用せられしが、多くの弊害を醸し、僧官空位となる時は、最高の納金をなすものを任命し、爲に往々修養なき者又は不適任者を任命するに至れり。此の弊を救はんが爲に、グレゴリーは命令を發して僧正・僧侶の王侯より任命せらるるを禁止し、之に従はざる者は嚴罰に處すべしと宣せり。

破門と離門 グレゴリーの命令を厲行せしめんが爲に採用せし「宗教界の武器」は、破門及び離門なり。破門とは信者仲間より除名することを云ふ。破門の宣告に曰く、セント、ペートルより與へられたる神權によりて母教會の懷より汝を奪ふ。汝は其の町、其の郷土、其の家族よ

- (1) relief
(2) spiritual arm
(3) excommunication
(4) Interdict

り呪はるべし。信者は決して汝と食を共にせず、僧侶は汝の爲に供養せず、汝と交通せず、汝を葬むること灰に均しかるべし。」と。

又離門は破門に反抗せし王侯に對して行ふ者なり。離門は王侯自身のみならず、領土内の凡ての人民より聖餐を奪へり。王侯の領土全部に於ては、何人も結婚又は葬式を營むを得ず、凡ての寺院は鎖され、寺鐘は鳴らされず、人民は其の主君と共に斷食し、又悲みの表徴として毛髪を長く蓄へしむ。

以上二つの武器は、十一世紀以後、盛に僧侶に用ひられ、苟も寺院の法に背き又は僧侶の命に従はざる者あれば最後の手段として之を用ひ、以て人民を服従せしむることを力めたり。

⁽¹⁾ 任命權の争 グレゴリー七世の僧官任命權を獨逸皇帝ヘンリー四世(1056—1106 A. D.)の手より奪はんとするや、ヘンリーは強硬なる反抗を試み、急に宗教會議を開き法王の廢位を公にせり。グレゴリーよつて皇帝を破門せしが、不平の諸侯は之を機としてヘンリーに叛き、ヘンリーは天に呪はれたる人として擯斥せられ、帝權行はれず、國內擾亂せり。ヘンリーは大に窮し、自らカノッサ城に至り法王に陳謝して漸く許されたるが、獨逸國民は聞いて大に憤り、義兵を擧げてヘンリーを助けたり。ヘンリーは兵を率ゐて伊太利に侵入し、グレゴリーを捕へてサレルノに幽し、新にクレメンヌ三世を立てしが、グレゴリーは一〇八五年憤死せり。死に臨みて曰く、

「余正義を愛し不正を惡めり。余は爲に追放の厄に逢へり。」と。其の後、ヘンリー四世の子ヘンリー五世、父に叛きしかば、ヘンリー四世之を憤り、一一〇六年心臓破裂して死せり。されど、皇帝・法王の争猶やまず、ヘンリー五世も亦法王と争ひしが、一二二年遂にウォルムスの宗教會議によりて僧官任命權を決したり。抑、舊來の寺院法によれば、僧正はカノンにより住持はモンクによりて選出せられしが、中世紀、王侯の封土となりしより、カノン・モンクは、權威の標章たる十字杖及び寺院同盟の徽號たる指環を王に致し、王は己の意に適へる者を立つるに至れり。然るに法王ウルバン二世宣して曰く、「最高の名譽ある神權を有する者の手は、強奪と血とを以て汚されたる手に屈伏すべからず。」と。皇帝曰く、「僧正區・僧侶區は凡て帝の領土たり。故に之を支配する權を有す。」と。是法王・皇帝の争點なり。かくて約一百年間の後、ウォルム和約締結せられ、僧正・僧侶はカノン及びモンクに選出せられて十字杖と指環とを受くべく、皇帝よりは侯伯の如く、笏を授けられて俗權の委任を受くべきこととなれり。

法王權の發達 グレゴリー七世は多くの卓越せる後繼者を得たり。中にもアレクサンドル三世(1159—1181 A. D.)及びインノセント三世(1198—1216 A. D.)の時に至り、法王權は強盛を極めたり。

ウォルムス和議後、間もなくホーヘンスタウフェン家のコンラッド三世帝位に登りしが、こ

(1) canon
(2) Hohenstaufen

(1) Investiture
(2) Canossa
(3) Clemens (Clement)

の頃より帝國內に皇帝黨・法王黨の兩派對立して軋轢せり。フレデリック一世(バルバロッサ)とアレクサンドル三世との争最も激烈にして、皇帝遂に屈し、一一七七年皇帝は法王の脚下に跪伏するに至れり。ヘンリー四世の屈服後百年なり。チャールス大帝以後、第一の英主と云はれたるフレデリックにして尙斯の如し。況んや其の他の諸王に於てをや。英王ジョンの如きは法王インノセント三世に屈從して其の臣隸となり、英國史上に一大汚點を留めたり、初めカンタベリーの大僧正空位となるや、ジョンは己の親愛せる者を選立せしめしが、羅馬法王インノセント三世之を忌避し、其の友ステファン、ラントンが大僧正に任じたり。よつてジョンはラントンを英國に入らしめずと宣言し、法王に屬する財産を沒收せり。法王よりて全英國を離門し、ジョンを破門し、佛王フィリップ二世をして英王に對する十字軍を發せしむ。ジョン遂に屈し、官沒せる地を還し、ラントンの大僧正たるを認め、英蘭・愛蘭を法王に獻じ、一二一三年あらためて法王より封土として之を受け、法王の臣隸として毎年一千マルク、ステリングを貢せり。この納金は不規則なりしかども、エドワード三世の時まで續けり。

是に於て、法王權は絶頂に達し、全歐に亘れる基督教徒を支配せり。會議を開催し僧正を任免し、罪獄を斷じ、特免を行ひ、自ら壇上に坐して信徒をして其の脚に接吻せしむ。これまでは會議によりて決せられし規則の外、寺院法なかりしが、是より法王の命令は直に寺院の法律

- (1) Barbarossa
(2) Canterbury
(3) Stephen Langton
(4) mark sterling

となれること、恰も古代羅馬に於ける皇帝の命令は直に帝國の法律となれるが如し。伊太利の僧グラチアンは十二世紀以前の法王の命令を蒐集してデクレツムと名づけしが、十三世紀に至り、法王は其れ以後の法王の書簡を蒐集せり。是等は恰もユスチニアヌス帝の編纂せる羅馬法典に比すべき者なり。

教會廓清の聲 十一世紀には宗教界と政治界との權は劃然たる別なく、僧正・僧侶は宗教上の長たるのみならず、政治上の事にも干與せり。蓋し領土中に王侯・武士・農奴ありしのみならず、僧正は宮廷に入りて命令を草し、裁判を掌り、チャールス大帝以後は一州の知事に任せられたればなり。かくて王侯の臣隸となりて忠實を誓ひ、兵器を取りて軍に従ふこと、俗人と異らざるに至れり。加之十世紀頃より僧正・司祭は多く侯伯の子弟、ブリースト・モンクは農夫の子弟なりしかば、俗人の習慣を齎し、狩獵・飲酒・勝負事・格闘等に時を費せり。多くの者は結婚して己の子に僧職を襲がしめ、寺院の財産を賣買し、之を女の嫁入金とする者あるに至れり。讀み書きを知らず、祈禱を勤めず、寺院漸く腐敗墮落せしかば、心ある者は之を憂へて改革を企て、或る者は人里離れたる山中に寺院を建てて隱棲し、又他の者は嚴格なる訓練を再興せんとせり。教會廓清の二大中心はクルニー及びシトナリ(3)なり。何れも十一世紀に創立せられ、セント、ベネデクトの法に従ひ、勞働・從順・貧苦の三徳を行ひて時弊を救はんとせり。かくて

- (1) Gratian
(2) decretum
(3) Cluny
(4) Citeaux

- (1) Bernard de Clairvaux
(2) Treasury of indulgence

この團體に加はる者、全歐に遍く、十二世紀頃クルニの僧院には四百人の僧あり、末派の寺院數二千に及べり。かくてクルニ團體は黒衣の僧として、シトー派白衣の僧と相對抗するに至れり。第二十字軍の首唱者たる聖僧ベルナルド并びに法王グレゴリー七世は共にクルニ出身の僧なりき。初め、寺院には信者にして罪を犯し懺悔する者あれば、僧侶は或る苦行をなさしめて之を赦す習慣ありしが、次第に組織立てられ、苦行も苛酷にして屈辱的の者となれり。例へば一年間寺門の前に裸足にて立ち、凡ての人に己の爲に祈禱せんことを請ふが如し。十一世紀頃に至りては、之を輕減して慈善・順禮又は寺院への寄進によりて苦行に代ふることを得べしとせり。聖僧は過分の寄附をなせる者あれば、之を「免罪の財寶」とし、之を以て其の罪を赦免したり。寺院はインダルゼンスを信者に交附し、死人さへ之を受くる時は罪を赦さるべしとせり。罪人は金を以て特赦を買ふこと能はざれども、寄進を以て苦行に代ふることを得。これインダルゼンスの起源なり。

寺院の裁判所 十三世紀頃より、寺院に裁判所を設け、僧正、裁判官となれり。僧侶の關係せし事件は、凡て茲にて裁判せらる。僧侶は、罪を犯したる場合にても、僧侶によりてのみ裁判せらるべし。蓋し俗人は神に保護せらるゝ人に手を加ふる能はざればなり。この裁判所の特徴は決して死刑を宣せざるにあり。されば後には死刑を免れんが爲に剃髮して僧となり、ラテ

- (1) unconfessed, intestate.

ン語の祈禱を學ぶ者あるに至れり。かくて、この裁判所は範圍を擴張して俗人をも裁判するることとなり、聖禮サクラメントを管掌する寺院は聖禮に關する凡ての事項を裁判するに至り、事務頗る繁多となれり。結婚は基督教創始の當時より一の聖禮と見做され、新郎・新婦は證人に導かれて寺院の門に至る。寺僧は先、合意の結婚なるか否かを問ふ。新郎曰く「余汝を妻とす。」と。新婦答へて曰く「余汝を我が夫とす。」と。新婦の親は新婦の手を新郎の手に置き、僧は契約の徽號として指環を兩人に與へ、後、跪ける新郎・新婦の爲に祈禱教訓せり。かくて寺院の勢力は結婚にまで及せり。羅馬法にては、兩人の意志は結婚・離婚をなすに十分なる條件なりしが、基督教は之に異なり、寺院の之を承認するによりて始めて成立すべし。一たび結婚する時は、終生離れざるべし。何となれば兩者を結合せしめし聖禮は破るべからざればなり。是に由りて離婚は殆ど跡を絶てり。兩人同棲する能はざる時は、寺院は別居を許せども、結婚を破毀するを許さざりき。

寺院は又遺言を裁判す。何となれば懺悔は聖禮にして懺悔以前に遺言書を作り得ざればなり。諺にも「無懺悔者は無遺言の死亡者なり。」といへり。是より遺言には常に寺院の承認あるを要し、寺院は懺悔せざる者には遺言せしめざりき。かくて凡て遺言に關することは寺院の裁判所にて裁判せられたり。

又寺院は高利貸(寺院之を禁する故)異端・瀆神その他、宗教に關する犯罪等につきて裁判す。インノセント三世は寺院は凡ての罪を裁判する義務ありとさへ極言せり。されば十六世紀頃までは寺院裁判所は俗人の裁判所より繁忙なりき。

メンチカント派 十三世紀頃に至りて有名なる宗教團體起れり。伊太利の人セント、フランシス (1181-1226 A. D.) の創設せるをフランシスコ派又はメンチカント派といふ。フランシスはアッシジの富人の子なり。家を棄て、赤貧となり、市中を托鉢せり。狂人と呼ばれ、父の叱責に逢ひたれども、其の信仰篤行は忽ち認められ、門弟四方より集まり、遂にフランシスコの一派を立つ。隱遁的生活をなし、安逸に陥らざらんが爲に毛髪の上衣を着、食物に灰を混じ、又毎夜、鐵鎖を以て、一は己自身の爲に、一は生存せる罪人の爲に、一は死せる罪人の爲に三たび身を鞭てり。彼れ門弟に云つて曰く「行け、凡ての人に平和と懺悔とを説け。外見は子供らしく馬鹿らしく見ゆるとも、吾々は復活せり。神の意志は吾人の口によりて傳へらるべし。」と。其の規則は頗る簡單なり。曰く「托鉢僧は何物をも所有すべからず。巡禮者として世界を遍歴せよ。貧苦を以て神に事ふるを本分とし、布施によりて生活せよ。」と。彼自ら「貧賤を新婦として娶れり」と言へり。この派の僧は、粗き外衣を着け、頭巾付きの外套を纏ひて繩帶をしめたりしを以て、世人はこの派をコルドリエーとも呼べり。

- (1) Franciscan
- (2) Mendicant (Begging Friar)
- (3) Assisi
- (4) cordeliers

ドミニコ派 開祖、セント、ドミニク (1170-1221 A. D.) は西班牙人なり。酒を飲まず、毛髪の上衣を着、鐵の鎖を帶とし、灰床の上にて死せり。彼は人民を教化するを任とし、説法を以て一生を終へ、其の十年間は異教徒アルビジョア派を改宗せしむるに力めたり。彼は一派を創立して托鉢をなしつゝ説教し、人類の精神を救はんが爲に、到る處に神の道を説けり。

以上の二派は何れも托鉢巡教團と呼ばれ、フランシスコ派は灰色の衣を着けたる故を以て灰衣衆といひ、ドミニコ派は黒衣を着けたる故を以て黒衣衆と云ふ。フランシスコ派は托鉢を目的として説教し、ドミニコ派は説教を目的として托鉢僧となれるなり。兩派の信條とする所は第一社會教化、第二學問なり。何れも羅馬法王に従屬して其の下に立てり。されど、フランシスコ派は、一般人民に重きを置けるに反しドミニコ派は神に重きを置けり。フランシスコ派に屬する者、一二六〇年に一千八百八寺院あり、ドミニコ派に屬する者、一二七七年に四百十七寺院あり、各寺院には少くとも十二人の同志ありき。ローマ法王はこの兩派に特權を與へ、大に寺院の廓清を圖らしめ、恰も十六世紀のジュシェイット派がカトリックの勢力を恢復せしめし功に似たり。昔のベネチクト僧は世俗の外に超越し、托鉢巡教團は社會の中に生活せり。人民は彼等につきて説法を聞き、白狀し、葬式を營み、信心深き善男善女は、多くこの兩派に歸依したり。是此の兩派が羅馬法王の權威を鞏固にすべき一大革新を促せる所以なり。

- (1) St. Dominic
- (2) Albigensis (Albigenses)
- (3) begging order
- (4) gray friar
- (5) black friar

異教派 十二世紀頃より異教徒漸く出でたり。中にも伊太利の北部、佛國の南部に頗る多く、一々之を區別し得ざる程なり。中につきヴォードア派は、リオンに起り、僧侶の不正を惡みて一派を立てたり。⁽¹⁾ ヴォードア派の長ヴァルツスはリオンの富商にして、聖書を俗語に翻譯せり。バイブルの教旨に遵ひ、凡ての財産を貧民に與へ、僧正の禁止するにも係らず自ら説教せり。この派は聖書にあらざる凡ての事即ち肖像・聖水・聖僧・聖骨・死後淨罪所・斷食及び免罪符を排斥せり。其の言に曰く、「羅馬教會は基督の寺院にあらず、惡魔の寺院なり。高僧は偽善者なり。彼等は使徒の如く勞働するを要す。地方の富を占有すべからず。彼等は他の寺院に命令すべからず。何となれば凡ての寺院は同等なればなり。俗人は僧侶より劣れるものにあらず、使徒の爲せし如く、説教する權利あり。敬虔なる俗人は眞の僧侶たるべし。聖餐會・赦罪狀は無用なり。何となれば信仰と懺悔とは救済に十分なればなり。」と。佛蘭西にては、武士をして十字軍を起して之を征することマホメット教に對する如くならしめ、ベヅィエルの凡ての人民を殺戮せり。

インクイジション 異教徒を絶滅せんが爲に、羅馬法王はラングドックの市に委員を派遣し異教徒の疑ある者を鞫問せしめたり。之をインクイジションといふ。委員には凡ての人民を拘引し、裁判し、刑を執行すべき全權を附與し、其の信ずる所に從つて斷行せしめたり。彼等は

- (1) Vaudois
- (2) Valdus
- (3) Béziers
- (4) Inquisition

其の疑はしき者は直に召喚し、被告の名をさへ訊問せずして入牢せしむ。一審問官曰く、「數年間入牢せしむれば遂に前罪さへも白狀するは余の屢々經驗せし所なり。」と。古代羅馬以來絶えて無かりし拷問は再び行はるに至れり。この裁判は專制的にして控訴せしめず、或は重き科料に處し、或は遠國に巡禮せしめ、或は衆人に嫌疑者たるを知らしめんが爲に、黄色の十字を上衣に縫ひ付け、或は同罪者の行列を作り、進行の間、鞭を以て殿ち、或は永久小き暗窖に囚へて僅にパンと水とのみを與へ、或は火刑に處したり。審問官は自ら刑を執行せず、之を普通裁判官に交付せり。

法王權の衰微 十四世紀は法王權史上の一轉機をなせる時代なり。佛・獨・英諸國に於て、君民擧つて法王に反抗し、法王の政權に容喙するを拒めり。所謂法王に對する國民の背叛なり。されど、法王の精神界に於ける最高權を否認するにあらざることを、恰も現今の伊太利王國が羅馬法王の領土を沒收せしに係らず、道德上・精神上の權威を否認せざるが如し。

法王權に急轉直下の衰勢を現はしたるは、ローマ法王ボニファキウス八世(1294—1303 A. D.)の時なり。一二九六年ボニファキウス命令を發して曰く、「凡ての僧徒は法王の認可なくして國王に税を出すべからず、之を犯す者は破門に處すべし。」と。當時、帝王・公侯等凡ての領主は、教會に對して何等かの税を徵せざるはなかりき。されば佛王フィリップ四世は、この命令

を以て、政權に干與する者として反對せり。かくて王と羅馬法王との争は漸く激甚となり、佛王フィリップのボニファキウス八世に致せる書には未だ曾て見ざる無禮の言辭を用ひたり。又、一三〇二年に召集せし三部會は「法王は佛國內の政權に關しては一の權威あらず、佛王には神の外、優越せる何者もあるべからず。」と決議せしが、佛國民の目的は直に達せられたり。佛蘭西傭兵の一隊は伊太利のアナーにて大勝を得、ボニファキウス八世を虜にせり。法王は、三日の後赦されて羅馬に歸りしが、數日にして心臟破裂して死せり。(1303 A. D.)

一三〇九年、法王廳は佛のアヴィニョンに移され、爾後七十年間、法王は佛王の頤使に従へり。教會史上「教會のバビロニア囚禁」といふ。此の頃、獨・英二國の議會に於ても、國民的精神勃興し、法王の世界統一の理想は全く挫折せり。

一三三八年、獨逸の選帝侯等は、法王に反對し、獨帝は凡ての權を神より受け、法王より受くるにあらざるを宣言せり。獨逸國會はこの宣言に裏書し、獨帝の選立並びに帝權の運用に關しては、法王權より全く獨立なることを決議せり。其の後、此の原則は獨逸の憲法の一部となれり。

又、英國にては一三六六年(エドワード三世の時)國會は獨逸と同一の趣旨を決議し、ジョン王以來、法王に納付せし税を正式に廢止し、法王の封土たる名義を撤すべき議を決したり。

教會の分裂

歐洲諸國に於ける國民思想の勃興は、常に法王に不幸なる結果を齎せるのみならず、法王廳の本據たる伊太利人をして不快の念を起さしめ、法王廳は伊太利人と佛蘭西人ととの争の燒點となれり。一三七八年、兩黨各、法王を選立し、同時に二法王あるに至り、一は羅馬に一はアヴィニョンに住せり。之を「教會大分裂」の發端とす。兩法王は共にセント、ペートルの後繼者と稱して相譲らず、羅馬教會は一大混亂に陥り、三十年間互に相争へり。パリー大學教授は此の分裂を熄止すべき最善の方法につきて遍く意見を徵せしに、意見書は一萬の多數に上れり。宗教會議によりて決すべしとの多數の説に基づき、一四〇九年、遂にピサに宗教會議を開きしが、この會議に於て兩法王を廢して新にアレクサンドル五世を選立し、之が爲に問題は益々紛糾を重ね、前の兩法王はこの決議に服従せず、同時に三法王を見るに至れり。この紛擾を鎮めんが爲に、更にコンスタンツに宗教會議を開きしが、一四一四年に至り三法王を廢して更に新法王を選立すべきを決せり。かくてマルチン五世(Martin V)伊太利人より選ばれて法王となり、多年の紛亂始めて收まれり。

- (1) Great Schism
- (2) Pisa
- (3) Constanz
- (4) Martin

- (1) States general (État généraux)
- (2) Anagni
- (3) Avignon
- (4) Babylonian captivity of the church
- (5) Reichstag

第九章 十字軍

十字軍の原因 マホメットの神聖戦争、已に終り、基督教の神聖戦争は十一世紀を以て始めり。當時イエルサレムの地は蠻人セルジユク、トルコに奪はれ、善男善女は多く虐殺若しくは追剥の厄にあひしかば、異教徒より聖地を奪還せんとする神聖戦争起れり。十字軍即ち是なり。十字軍は宗教的信仰と武士的義勇との結晶にして、前後二百年間の永きに及べり。ゲルマニア人の冒險的氣象と武士的訓練とは、今や之を用ふるに絶好の機會を得たり。

傳説によれば、佛國の隱僧⁽¹⁾ペートル、信徒を刺撃してこの十字軍を起せりと言へども、ペートルの如き一隱僧が到底かゝる全歐的一大センセーションを捲き起し得べきにあらず。夫の權威の源泉たる羅馬法王ウルバン二世⁽²⁾（佛蘭西人）こそ實に其のリーダーたりしなれ。初め東羅馬皇帝アレクシス、コムネヌス、土耳其の爲に君府を脅され、援をウルバン二世に乞ふや、ウルバンは一たびピアツェンツァに宗教會議を開きしかども、何等の反響なかりしかば、一〇九五年遂にクレルモンに會議を開けり。蓋しウルバンは武士の發祥地たる佛國を選び、其の仁侠に訴へんとせしなり。集まる者、大僧正十四、僧正二百二十五、アボット四百、其の他の群衆は擧げて數ふべからず。天性の能辯家たるウルバンは、人類演説中の最大成功を收めたりといはる。

- (1) Peter the Hermit
- (2) Urban
- (3) Alexis comnenus
- (4) Clermont

- (1) Dieu le volt! (the will of God)
- (2) Walter the Penniless
- (3) Michaud
- (4) Toulouse
- (5) Raymond

開口、まづ亞細亞洲に於ける屈辱と慘狀とを述べて、神の子が蠻人の足下に蹂躪せられたるを慨し、蠻人のヘレスポントを越えて歐洲に來襲するは遠きにあらずと結び、最後に曰く、「神は諸子を召し給ふ。もはや卑怯を以て家に止まるべからず、神の爲に家を棄て、父母妻子を棄て財産を棄つるものは必ずや百の罪を購ひ、永久の幸福を享くべし。」と。聽衆は熱狂の極に達し異口同音に「神の意志なり」と叫び、明年の夏を以て出征の期と定めたり。隱僧ペートル等は一刻も猶豫すべからずとて、此の年、直に出征し、貧士ウォルター之が指揮官たり。總數八萬と號す。婦人・小兒も加はれり。多くは途に饑餓に倒れ、其の小亞細亞に達したる者は悉く土耳其人に虐殺せられたり。

第一、十字軍 (1096—1099 A. D.) ウルバン、令を發して曰く「出征者は凡て寺税を免じ、戦死者にはあらゆる罪科を免じ、永久の天國生活を與ふべし」と。王侯・武士・僧侶を始とし、賢愚貧富を問はず、十字軍の旗下に集れり。ミシヨール曰く「歐洲は流罪地の如し。凡ての人は歡喜して急ぎこの地を去れり。」と。ツィルーズ伯⁽³⁾レイモン・ノルマンディー公⁽⁴⁾ロバート・下ロイトリンゲン公⁽⁵⁾ゴッドフリー・オトラント公⁽⁶⁾ヘムンド及び其の甥タンクレッド⁽⁷⁾（ナイトの龜と云はる）等、總數三十萬人各地より出發して君府に集れり。ボスボルス海峡を越えて小亞細亞を横ぎりしが、進軍の間、半數を失ひ、道路は死屍を以て充されたりといふ。アンチオキアを陥れて南進し、丘上よ

- (6) Lothringen
- (7) Godfrey
- (8) Otranto
- (9) Bohemund
- (10) Tancred

り靈廟を望見するや、隨喜渴仰し、靴を脱ぎ帽を脱し、「イエルサレムは汝の目前にあり云々。」の歌を唱へ、歡喜の涙に咽びつゝ進軍し、攻圍數週間にして之を陥れ、始めて聖地恢復の宿望を達するを得たり。實に一〇九九年七月十五日なり。從軍者の一人、家郷に書を送りて曰く「吾人最近の行動を告げん。吾人は今ソロモンの門内に入り、其の殿堂に在り。馬に跨りて前進せし時、サラセン人の血は流れて馬の膝に達したり云々。」と。以て其の慘狀を見るべし。

十字軍の茲に建設せし政府は、イエルサレム王國と稱す。模範的封建國家と稱せらる。所謂「⁽¹⁾イエルサレム裁判法」なる者は王國裁判官の適用せし規則並びに習慣を蒐集せる者にして、封建時代の習慣を知る絶好の資料たり。當時武士の典型といはれしゴッドフリーのイエルサレム王に推さるゝや、之を斥けて曰く「基督が荆棘の冠を着けし地に於て金冠を戴くは余の忍びざる所なり。」と、單に「⁽²⁾靈地の保護者」と稱せり。後、弟⁽³⁾ボールドウィン嗣ぐに及びてイエルサレム王と稱す。從軍者の多數は目的を達したるを以て直に本國に歸れり。

宗教騎士團體の起源 第一、第二十字軍の間に二つの有名なる騎士團體起れり。⁽⁴⁾ホスピタル騎士團體及び⁽⁵⁾テンブル騎士團體これなり。前者はイエルサレムに在るセント、ジョン救護所の僧侶等之を創設せるを以て、セント、ジョン團體とも稱し、後者はソロモン殿堂の故址に在る建物を本部とせるを以て名づけたり。前者は僧侶が宗教的誓約に武士風を加へたる者にして、

- (1) Assizes of Jerusalem
(2) Baron of the Holy sepulcher
(3) Baldwin
(4) Hospitalers (knights of St. John)
(5) Templars (Knights of Temple)

後者は武士的誓約に宗教的精神を加味せる者なり。この後、第二、第三十字軍の間に「⁽¹⁾ドイツ騎士團體」創建せらる。是等騎士團體の目的は、十字軍の病者・負傷者を看護し、基督巡禮者を接待し、靈地を防護するにありて十字の爲に間斷なく戦争する者なり。是等の仁慈事業は忽ちにして名を全歐に轟かし、有名なる武士來り投じ、敬虔なる富豪の寄附を得、歐洲及び亞細亞に多數の領土と城塞とを有するに至れり。

第二、十字軍 (1147—1149 A. D.) 一一四六年、イエルサレム王國のメソポタミア方面に於ける城塞⁽²⁾エデッサは、トルコ人に襲撃せられ、全市民は虐殺せられ若しくは奴隸に賣られたり。この報傳はるや、歐洲人大に驚き、イエルサレム小王國再び異教徒の手に落ちん事を恐れ、第一十字軍當時の光景は再び西歐に現出せり。⁽³⁾クレリアヴォーのセント、ベルナルドは雄辯にして第二の「ペートル隱僧」として志氣を激勵せり。極度の熱狂は諸侯・武士・平民の外、大君主を起たしむるに至り、佛王ルイ七世・獨帝コンラッド三世は、自ら陣頭に立ち、蠻人を膺懲せんとせり。獨佛兩軍の大部分は小亞細亞に敗亡し、殘兵は辛うじてバレスチナに達したり。されどダマスクスの包圍戦に成功せず、志氣沮喪して歸れり。

第三、十字軍 (1189—1192 A. D.) 一一八七年、埃及の سلطان、サラチンのイエルサレム王國を亡すや、西歐の天地は三たび驚愕に充されたり。獨帝フレデリック、⁽⁴⁾バルバロッサ・佛王フィ

- (1) Teutonic Knights
(2) Edessa
(3) Clairvaux
(4) Barbarossa

リッパ二世・英王リチャード一世等は自ら大軍を率ゐて靈地に向へり。中にも英王リチャード一世はパレスチナの戦に英名を轟かして獅心王の稱を得たり。獨帝は陸路東歐を過ぎり、屢々土人の逆撃に逢ひ、其の小亞細亞に至るや、土耳其人の爲に進軍を沮止せらるゝこと一再に止らず、一一九〇年、帝、小流に浴して溺死せしかば、獨軍、志氣沮喪して國に歸れり。英佛二王は海路パレスチナに至り、アッコ市を攻圍せしが、苦戦久しきに亘り、漸く之を陥れて東進し、サラチンの軍と戦ふこと二年に及べども靈地を奪取する能はず、フィリップは英王の名聲己の上にあるを憚らず、兵を率ゐて歸り、リチャードは一一九二年休戦を約して歸れり。リチャード歸路變裝して獨逸を過ぎりしが、遂に獨帝ヘンリー六世の爲に獄に投ぜられたり。全歐人は、同胞にして基督教徒の勇將たる英王を捕ふるの非理を難ぜしかども、帝之を宥さず、贖罪金を收むるに及びて始めて歸國を許せり。

第四、十字軍 (1202—1204 A. D.) 第四十字軍は羅馬法王インノセント三世によつて勸奨せられ、埃及に進軍する目的なりしかども、遂にヴェニス⁽¹⁾の爲に君府を攻撃せり。ヴェニス市は當時海軍力優勢にして冒險的氣象盛なりしが、十字軍に東羅馬帝國の内亂を鎮定する議起るに及び、ヴェニス人はこの機會を利用して貿易を黒海方面に擴張せんとし、遠征軍を君府に上陸せしめたり。十字軍は直に君府を陥れて東羅馬皇帝を逐ひ、一二〇四年フランドルのポールド

(1) Richard
2) Lion-Hearted (Coeur de Lion)

ウインを立て、東羅馬皇帝となせり。之をラテン帝國といふ。ラテン帝國は第一十字軍の建設せるイエルサレム王國の如く、封建的國家組織とせり。かくて希臘及び舊帝國の海岸一帯の地をヴェニス市に與へたり。これより東羅馬皇帝はアジアのニケーアに退きて附近の地を領せしが、一二六一年ラテン帝國を亡して再び君府に都し、以て一四五三年に及べり。十字軍の悲むべき結果は君府の武力を弱めしことなり。君府は西方文明の外城として久しく亞細亞蠻人の侵入に對する障壁たりしが、これより漸く衰へ遂に土耳其人に亡さるゝに至れり。

少年十字軍 (1212 A. D.) 永く大人を刺撃したる宗教的熱狂は、今や少年をして不安を感ぜしむるに至り、第四、十字軍後に少年十字軍起れり。少年十字軍の唱道者は十二歳なる佛國農夫の子ステファン⁽¹⁾なり。彼は基督より少年十字軍を組織して聖地を回復すべきを命ぜられたりと稱し、到る處に少年を勸説せり。全歐の少年群起し、熱血の迸る處何人も之を抑ふる能はず、當時の史家曰く、「如何なる鐵柵も彼等を止むるに足らず」と。其の集合せる多數は主として十二歳以下の男兒にして、女兒も多少加はれり。此の新事件に關しては、當時二個の異なる見解ありき。一説に曰く『少年は神の默啓を得たるなり、聖書に「少年は人を導くべし。」乳兒の口よりするは完全なる讚美なり。』とある是なり』と。他の説は之を以て凡て惡魔の所爲なりとせり。佛國の少年は總數三萬人、各、郷里を發し、マルセイユに至り、モーゼの埃及脱出を回

(1) Stephen

想してパレスチナに通ずる神路の開かるべきを豫期せしが、遂に失望して大部分は歸國せり。五六千人は悪商人の甘言に欺かれ、無賃にて靈地に送らるゝ約束の下に、七隻の船に分乗し、アレクサンドリア及び他のマホメット諸市に奴隸として賣られたり。獨逸の少年は二萬乃至四萬と稱せらる。アルプス山を越えて伊太利海岸に到着せしが、またパレスチナに通ずる神路の開かれざるに失望して歸國し、大部分は旅行の苦難の爲に途中に死せり。少年十字軍以後、第一十字軍時代の熱誠は散じ去れり。時の羅馬法王曰く、「是等少年は吾人を迷夢の中より覺醒せしめたり。」と。

小十字軍 第五、第六、第七十字軍は、一括して之を小十字軍といふ。第五、十字軍(1218—1229 A. D.) は獨帝フレデリック二世によりて企てられ、プリンヂシより海路アッコンに至り、戦を避けてスルタンと休戦條約を結び、皇帝自らイェルサレム王を兼ねたり。第六、十字軍(1248—1254 A. D.) は佛王ルイ九世によりて企てられ、キブルス島に越年し、アレクサンドリアを攻めて反つて捕虜となり、僅に金幣を償ひて赦されしが、弟アルフォンソをして歸國せしめ、自ら靈地を巡禮すること四年にして歸れり。第七、十字軍(1270 A. D.) は佛王ルイ九世、チュニスのマホメット教徒を討ちたるが、敵に撃破せられて歸れり。かくて聖地恢復の目的遂に達せられず、一二九一年イェルサレムの地はマメルク人の爲に占領せられたり。

- (1) Brindisi
- (2) Mamelukes

歐羅巴内の十字軍 當時歐羅巴の西南はマホメット教徒に、東北は邪教徒に占領せられしかば、屢々十字軍を是等の地に發したり。

第二、十字軍の際、獨英十字軍の一部は、海路パレスチナに赴く途、イベリア半島の西部に至り、この地の基督教徒を助けてマホメット教徒を撃退し、リスボン⁽²⁾の包圍を解けり。時に一一四七年なり。リスボンは後の葡萄牙の首府となれり。されば葡萄牙は十字軍の精神によりて創建せられし者といひて可なり。

又西班牙にては十字軍本隊の東方に戦ふに方りて、國內のマホメット人に對して絶えず十字軍を起したり。十三世紀の中頃、遂に彼等を驅逐して半島の南部に蹙め、多くの小基督教國を建て、現今西班牙王國の基礎をおけり。其の最後の十字軍は一四九二年のグラナダ王國討滅なりとす。

〔一〕バルト海沿岸ヴィスツラ川の東部はこの頃、邪教徒スラヴ人に占領せらる。スラヴ人は基督教の入るを拒み、宣教師は往々虐殺せられたり。一二三〇年獨逸騎士團體スラヴに對して十字軍を起し、五十年の間、邪教徒と戦ひしが、スラヴ人次第に減少し、全土は獨逸化せられたり。後のプロシア是なり。

〔三〕佛國の南部にはアルビジョア派あり、有力なるツールーズ伯レイモンド六世之を保護せ

- (1) Iberia
- (2) Lisbon

り。法王インノセント三世は、「アルビジョア派はムハメット教徒よりも邪惡なり。」と宣せり。インノセント屢之を改宗せしめんとせしも功なかりしかば、遂に十字軍を發して之を征し、佛の貴族多く従軍せり。最初の十字軍 (1099-1213 A. D.) の指揮官はシモン、ド、モンフォールなり。性冷酷無情にして到る處に人民を殺戮し、市街を消燼し、秀麗なるラングドックの大部分は焼土と變じたり。一二二九年更に新十字軍を起し、佛王ルイ九世はツールズ伯レイモンド七世をして、大部分の地を割讓せしめ、後、彼を寺院に幽せり。其の後もインクイジションによりて異教徒を嚴罰し全く其の跡を絶つに至れり。

十字軍の性質 十字軍は羅馬法王によりて組織せられし遠征軍にして、従軍者は贖罪の爲の武装的巡禮者なり。訓練なく規律なく、軍隊相互の間には何等の關係なし。同一の道を取れる多數團體の集合に過ぎず。重甲を着けて馬に跨り、大貨物・奴隸・從卒を従へたり。懸軍萬里何等糧食の準備なく、到る處に食糧を求め、水なき沙漠、穀物なき荒野に到れば、人馬共に饑渴に斃る。其の食を取るや、暴飲暴食し、流行病に罹りて斃る者幾千人と云ふ數を知らず、十二世紀には道途餓莩を以て充されたりといふ。十三世紀には陸路を棄てて海路を選ぶに至り、伊太利の船は馬と人とを輸送せり。

サラセンの騎兵は輕捷にして容易に勝ち得ざりき。よし勝ちたりとも何等の結果を齎さざり

1) Simon de Montfort

き。勝を得て後、急遽歐洲に歸り、後靈地を顧みざればなり。且又かゝる遠隔の地に戦をなすは一大難事たり。獨・英・佛等の大帝王に引率せられし十字軍さへ不成功に終れり。イエルサレム王國の眞の樹立者は佛國の武士と伊太利の商人となり。而も其の人數多からず、王國の基礎強固ならず、間もなく埃及のスルタンの爲に亡されたり。加之基督教國の君主は一致してマホメット教徒に當れるにあらず、政治的利害は宗教の嫉視よりも甚だしく、宗教的熱狂も商業的競争、民族的嫉妬に克つ能はざりき。宗教的騎士團體さへ、互に相争ひ、後には掠奪を事とし奢侈を極め多くの惡事を働けり。

十字軍の結果 十字軍の直接の目的は達し得ざりしかども、間接に歐洲の文明に影響する所鮮少ならざりき。即ち左の如し。

〔一〕政治上 十字軍に従へる者は、重に貴族即ち武士なりしが、戦死又は病死して歸國せざる者多く、之が爲に其の封土は凡て王侯に沒收せられたり。且假令歸國すとも、當時衣食・武器等凡て自辨なりしを以て、永年の戦争に多額の出費を要し、多くは破産したり。中にも十字軍の策源地佛國を以て甚だしとす。是より封建制度次第に衰へて王權漸く強盛となり、他日中央集權確立の端を啓けり。

〔三〕商業上 王侯・武士の出費多額なるに反し、其の利益を吸收せし者は商人なり。十二、三

(1) Brenner pass

世紀頃には貨幣の大部分は商人の手にありしかば、王侯は多く金を商人に借り若しくは寄進せしめ、其の報酬として諸種の利権並びに特権を與へたり。是、市府の發達を促進せる主因なり。中にも伊太利諸市は十字軍を輸送したるのみならず、十字軍以後も盛に聖地巡禮者を輸送し、歸航には東洋の物産を齎らして莫大なる利益を得たり。ヴェニス⁽¹⁾は十三世紀頃、東羅馬帝國の四分の一の都市を領し、ピサはハリファより埃及・トリポリとの通商を許され、ヴェニス・ジェノアも同様の條約を結び、アレクサンドリアに定期の航海をなせり。東西の關係は宗教戰爭に始まり、商人の交通貿易に終れり。獨逸の商人は十一世紀まで、君府よりドナウ川を渡りて物貨を輸送したりしが、今やアルプス山を越えて、伊太利商人より之を買ふに至りしかば、アレクサンドリアよりヴェニス・ブレンナー⁽¹⁾越を経てアウグスブルグ・ニュルンベルヒに至り、商品は茲より北方に散布せられたり。

〔三〕社會上・學藝上 十字軍の西歐國民の社會上に及せる影響も亦頗る大なり。文化なほ幼稚なる西歐人が東方の文明國人と接觸して自己修養の必用なるを自覺し、次第に粗暴の風を去り、禮儀を重んじ人道を尊ぶに至れり。アラビアの技術・工藝は西歐に於ける工業の發達を促し、其の科學・文學は西歐人の研究心を起し、やがて文藝復興の氣運を見るに至れり。又一面には探檢の必用を感じしめ、マルコ・ポーロの中央亞細亞橫斷となり、コロンブス・ヴァスコ・ダ・ガマ・マジラン等の地理上の發見となれり。是皆十字軍によりて覺醒せられたる賜ならずんばあらず。

〔四〕宗教上 十字軍の擧は、羅馬法王權の強大なるに基く者にして、而も此の間、絶えず法王を中心として活動せり。宗教的信仰昂進するに比例して法王に對する敬虔心益々高まり、此の時代に於ける西歐人心の指導者は法王を措いて他にあらざりしなり。されど十字軍の不成功に終るや、法王に對する信仰の念頓に衰へ、やがて法王權の失墜を促す一因となれり。

第十章 西歐諸國民の發達 國民文學の起り

封建國家の没落 封建時代には中歐に神聖羅馬帝國あり、其の下に幾多の諸侯ありて皇帝に隸屬し、英佛二國にも幾多の諸侯ありき。諸侯には公・侯・伯・子・男ありて強弱大小一様ならざれども、其れく臣隸を有して自ら君主と稱したり。されど實は帝王の臣隸にして絶對權を有するにあらず、獨り自ら富強を恃んで他を凌ぎたり。これ等を封建國家といふ。中世紀には西歐を通じて幾十百の封建國家竝立したりしなり。

されば西歐は帝王に統治せられずして其の直屬する大貴族に支配せられたり。而して各封建國家には其れく特殊の法律ありて一種の獨立國としての權威を有せり。各地の法律は決して國王によつて制定せられ、行使せらるゝにあらず、侯伯其れくの小君主の意志によりて制定せられ、區々一様ならず、而も各小君主は何れも自治獨立をなせり。小國割據自給自足の時代にあつては、生活上、何等支障を感ぜざりしかども、十字軍の如く諸王國共同の計畫をなすか、又は遠國と戰端を啓き若しくは通商を營むに及んでは、かく簡單にして粗野なる政治組織を以てしては不便利なる點少からず、殊に交通商業の發達するに伴ひて各地方に共通なる法律を制定する必要起り、遂に權威ある國王の法律命令を以て全地方を律するに至れり。かくして同

一の國民は共通政府の下に結合せられ、茲に一國民形成せらるゝに至り、一國民の王は地方の小君主に代つて全國を統治し、各地方に於ける郷土愛は、擴大して國家愛となれり。これを國民といふ。この國民的結合は即ち近世國家の重要な要素なりとす。封建國家是に至つて没落の運命に接したり。

(1) nation

近世國家の成立 封建時代の小團體以外に利害を感ぜざりし人民に對しては、他の小團體と共同の政治生活を營み、共同に利害關係を持たしむることは不可能のことなり。故に最初は唯他地方の人民と賣買することによつて次第に共同生活の利を悟り得るのみなりしが、歳月を経るに従ひ、一地方と他地方との交通貿易盛となり、遂に共通の政府の下に結合するに至れり。初め人民は其の地の小君主に忠實なりしも、次第に國民的王に對して忠誠を盡すに至り、茲に忠君愛國の思想を馴致したり。平和の際に生業を勵み國民の富を増すを以て忠君愛國なりと自覺することは尙、難しとするも、國家の危急に際しては勇敢に戦ふことを以て愛國心の發露なりと考へ、他國との戰爭ある毎に國民的團結を固くし、遂に堅實なる國民思想を形成し、近世國民・近世國家の成立を見るに至れり。

封建國家より近世國家・近世國民の形成せらるゝ迄、英佛にては二つの道を取れり。一は裁判上、貴族の法廷はもはや最高の權威にあらずして、王の法廷に控訴し之を以て最高の裁判と信

ずるに至れることにして、一は貴族はもはや己等に貢税せしむる能はず、納税の義務は王に對する忠誠なりと考ふるに至れることはなり。今、獨逸・佛蘭西・英吉利の三國につきて國民思想・國民文學の形成せらるる徑路を考察せん。

第一節 獨逸國民 國民文學

獨逸帝國 東フランク王國は、カロルス王朝絶えて後、九一一年フランクonia家のコンラッド一世、諸侯より推されて王となり、これより獨逸は選舉王國となれり。コンラッド一世の死後、サクソニア家のヘンリー一世選ばれて後を繼ぎ、ヘンリーの子オットー一世立つに及び、九六二年羅馬法王より金冠を加へられて「神聖羅馬皇帝」と稱し古羅馬帝國の再興を以て自ら任じたり。其の領國內には幾多の種族雜住せしかども、人種・言語・習慣並びに社會組織等相似たるを以て、大體一國民として發達したり。されど歴代の神聖羅馬皇帝は世界統一の理想に驅られて屢々伊太利に出征し、却て内治を怠りしより、國內の諸侯自ら威を振ひて半獨立の姿をなし、遂に完全なる國家的統一を見る能はざりき。

獨帝の伊太利經營の野心は中古の時代思潮として古羅馬追慕の念強かりしに起因し、世界大統一の使命を果さんとする高遠なる理想に基づくものなれども、之が爲に獨逸を國民的國家として發達せしむる能はず、徒らに羅馬法王との紛争を醸し、惹いて獨逸國內の分裂割據を助長せしめ、中央の權力衰へ帝權益微弱となれり。

皇帝・法王の争ひは一たび一三二二年のウォルムス會議によつて解決せられたれども、尙帝國內には皇帝黨即ちギベリン黨・法王黨即ちウエルフ黨相對抗して烈しく相戦へり。ギベリンはフランクonia家の所領ワイブリンゲン⁽¹⁾の伊太利語に訛りたるもの、ウエルフはチャールス大帝の時、伊太利に廣大なる領土を有せるウエルフ家の名を襲用せるものなり。

ホーヘンスタウフェン家のフレデリック二世は宛然たる伊太利君主にして、重に伊太利に住せしより獨逸國內は益々分裂割據の姿をなし、ホーヘンスタウフェン王統の絶ゆるに及んで遂に無政府の状態となれり。之を大空位時代といふ。⁽²⁾ (1254-1273) 其の後、ルドルフ、ハプスブルグ王家より出でて獨帝となりしが、バヴァリア家のチャールス四世、帝となるに及び、一三五六⁽³⁾年黄金文書を公布して七人の選舉侯を定めたり。ボヘミア・サクソニア・ファルツ・ブランデンブルグの四諸侯及びマインツ・トリエル・ケルンの三大僧正是なり。かくて是等選舉侯は羅馬の貴族の如く帝冠を賣れり。リチャード、オフ、クロンウエル⁽⁴⁾ (英王ヘンリー三世の弟) 及びカスチラ王アルフォンソの二外人は大金を出して候補を争ひしが、一選舉侯は兩人を選舉せしより、二帝選立せられたり。されど、かゝる皇帝は國人に懾服せらるる筈なければ、到る處に叛亂起り、侯伯は小君主

(5) Interregnum
(6) Goldene Bulle

(1) Worms
(2) Ghibellines
(3) Welf (Guelfs)
(4) Waiblingen

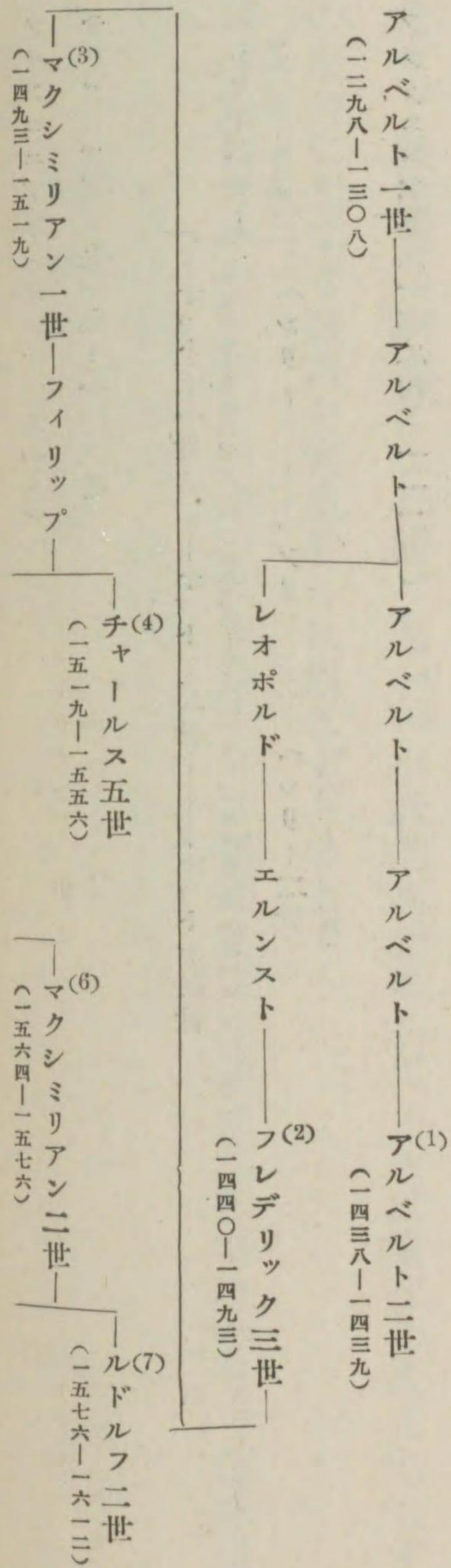
4152
13
207
116

六、大空位時代（一二五四—一二七三）

七、諸王家嗣立時代

- (一) ハプスブルグ家（一二七三—一二九一） ルドルフ一世
- (二) ナツサウ家（一二九二—一二九八） アドルフ
- (三) ハプスブルグ家（一二九八—一三〇八） アルベルト一世
- (四) ルクセンブルグ家（一三〇八—一三三三） ヘンリー七世
- (五) バヴアリア家（一三一四—一三四七） ルイ
- (六) ルクセンブルグ家（一三四七—一四〇〇） チャールス四世—ウエンツェル
- (七) ファルツ家（一四〇〇—一四一〇） ルベルト
- (八) ルクセンブルグ家（一四一〇—一四三七） シギスモンド

ハプスブルグ家（一四三八—一七四〇）



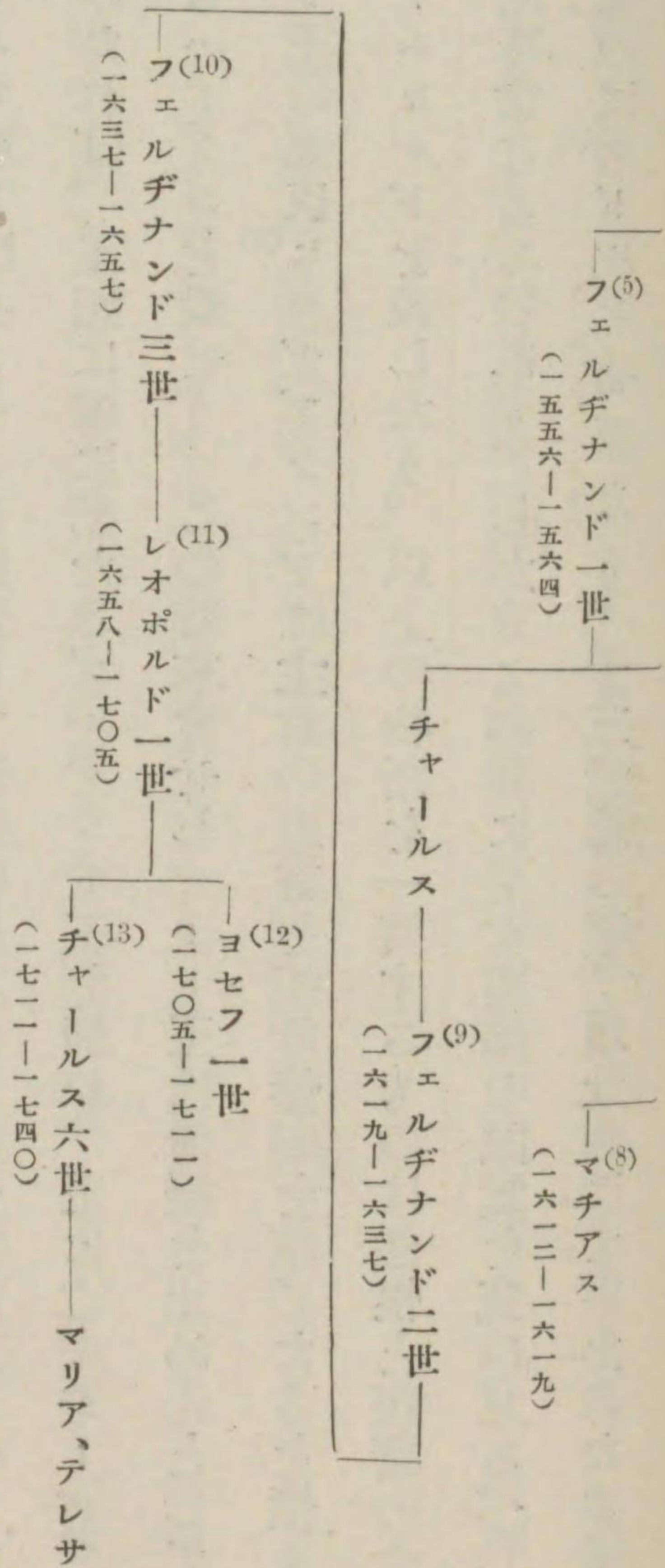
- (1) Nibelungenlied
- (2) Chriemhild
- (3) Siegfried
- (4) Brunhild
- (5) Hagen

獨逸文學

ホーヘンスタウフェン家の皇帝たりし時代（1138—1254 A. D.）に於て國民文學の先驅たるニベルンゲン物語出でたり。獨逸の中世紀に於ける一大叙事詩なり。六、七世紀以後にありし獨逸傳説の集録にして一千二百篇あり。其の梗概左の如し。

ニベルンゲンはゲルマニア族の一派にして其の王はじめ有名なるニベルンゲンの寶物を有せしが、後ブルグンド王の所有に歸せり。ブルグンド王の妹クリムヒルドは絶世の美人にして勇士ジィグフリードの妻となれり。王妃ブルンヒルドは事を以て王妹と反目し、其の臣ハイゲンをしてクリムヒルドの夫ジィグフリードを殺さしむ。

ジィグフリードは嘗て怪物を退治し其の血を浴びたるを以て、其の身體は不死身となり、何



- (1) Etschel
(2) Hildebrand
(3) Gudrun

人も殺害し得ざりき。唯肩の背部の小部分、菩提樹の落葉に覆はれし爲に血に塗れざりしが、ハーゲン獨り其の秘密を知りしかば、ジークフリートの岩蔭の清水を飲まんとせし隙を伺ひ、槍を以て刺し殺したり。彼の妻クリムヒルドの悲痛其の極に達し、遂に深き怨恨と復讐の念を抱たり。當時己の有せるニベルンゲンの寶物を人に與へたるが、ハーゲンはクリムヒルドの衆望あるを見て大に恐れ、其等の寶物をライン河に投じたり。クリムヒルドの憤激益甚だしく匈牙利王エツチエル⁽¹⁾に再嫁するや、夫エツチエルをしてブルグンドの君臣を招きて饗應せしめ、宴酣なるに及び、匈牙利王の弟はクリムヒルドの命を受け、劍を抜いてブルグンドの臣下を斬り、宮廷は修羅の巷と化し、ブルグンド王及びハーゲンは遂に捕へられたり。クリムヒルドはハーゲンを詰責して寶物の所在を自白せしめんとせしが、彼傲然として之を拒みたれば、王妃は遂に兄たるブルグンド王を刎ね、更に亡夫ジークフリートの劍を揮つて自らハーゲンを殺せり。この時來會せしゴート王は紛擾を止めんとして聽かれざりしが、ゴート王の老臣ヒルデブランドは主君の忠言を拒み慘劇を演じたるを憤り、劍を執つて王妃クリムヒルドを殺したり。以上の物語を一貫するものは怨恨と復讐の念なり。歡樂の悲哀は深酷凄慘なるものあり、しかもこの間に男女關係の誠實を窺ひ見るべし。ニベルンゲンに次ぐものはグドルン物語なり。十三世紀の頃、奧太利にて書かれたるもの

にて全篇の骨子は夫の復讐にあれども、クリムヒルドの如き深酷なるものにあらず、しかも最後はハルトムートとヒルドブルグとの結婚に終り、復讐の目的も遂げ罪も潔められて平和の生活を送るに至れり。

同じくホーヘンスタウフェン家の皇帝時代、即ち十二、三世紀の間に、ミンネンゲル⁽³⁾とて戀愛の詩人多く出でたり。ミンネンゲルは所謂叙情詩作者なり。之と相前後して王廷叙情詩として知らるゝ武士小説出でたり。最も秀逸なるはケルト人の傳説、ホーリーグレー⁽⁴⁾及び「アーサー王の圓卓の武士」⁽⁵⁾（後に「出づ」）を基礎としたる者なり。其の道德的教訓は謙遜・純正・同情の完全に達せんことを期せる者なり。

第二節 佛蘭西國民 國民文學

カペー王朝 佛蘭西にてはチャールス大帝の死後、約二百年にしてカールス王朝絶え、九八七年フランス侯ユーグ⁽⁶⁾、カペー舉げられて王位に登り子孫世々フランス國王となれり。されど其の初、王權微弱にして諸侯を抑ふる力なく、單に狭小なる侯國內の臣民を支配し税を貢せしめたるのみ。されば歴代の諸王は諸侯の君主としての權よりも外交・戦争又は結婚・相續等によつて次第に自身の領土を擴張することを努めたり。中にもフィリップ二世は英王ジョンと争

(6) Hugh Capet

- (1) Hartmut
(2) Hi burg
(3) Minnesinger
(4) Holy Grail
(5) Knights of King Arthur's Round Table

ひてノルマンディー・アンジュー、其の他の英領を併合して王領となし、北佛の大部分を支配するに至り、領土も武士も人民も財産も遙に他の諸侯に優り、茲に第一の有力者となれり。フィリップ二世の孫ルイ九世はサン、ルイと尊稱せらる。

ルイ九世は謙抑なる基督教信者、完全なる武士、公平嚴正なる裁判官にして、中世紀の王としては最も理想に近きものなり。毎日二回の奠祭を行ひ、毛髪の下衣を着け、貧人の足を洗ひ己の罪を責め、ユダヤ人を刑せしめ、異教徒を火刑に處し、神を罵る者の舌を熱鐵にて焼けり。全國民より崇敬せられ、最高貴族より畏憚せられたり。戰場に臨んでは佛國第一の勇士なりき。ジョアンゼイル曰く「余未だ曾てサン、ルイ程勇敢なる武士を見ず」と。王は又正義をなすは己の義務なりと考へたり。王は警護官に擁せられずして屢々獨り市外の森林又は市内の公園を逍遙せり。用務ある者來り談ずれば王親ら聽斷す。王は凡ての人を一樣に待遇せんとせり。一諸侯の森林に入りて狩獵せる罪を以て三人の學生を絞首するや、王直に其の諸侯を逮捕して王廷に致さしめて自ら其の罪を斷ぜり。王又全國に令し、格闘によりて裁判するを禁じ凡て證據若しくは審問によりて裁判せしむ。王曰く「戦ふことは正義の道にあらざればなり」と。ルイは佛國人をして王を以て正義の源泉なりとして忠君の誠を盡さしめたり。

王は法律又は命令によらんよりも、寧ろ實行及び感化によりて人民を導かんとせり。世に

(1) Saint Louis

(2) Joinville

「サン、ルイの法典」と稱する者あれども、實は王と何等の關係なく、十三世紀の末頃、或る法律家の編纂せし者なり。又ルイの著と稱するブラグマチック、スチチュート(寺院の權利を定む)は恐らくは十五世紀頃に成りし者なるべしと云はる。

フィリップ四世 ルイ九世は豊富なる歳入を得て死後國庫大に充實せしが、孫フィリップ四世立つに及び、屢々戦争を事として之を消費し、又、新に歳入の增收を計れり。

〔一〕十年間に六たび貨幣を改鑄せり。之が爲に物價下落し、ルイ九世の時、一バウンドが十六フランに相當せし者、今や六フラン五十サンチウムとなれり。

〔二〕ユダヤ人を追放し、テンプル團體を罰して其の財産を沒收せり。

〔三〕新に僧侶に課税せり。ローマ法王ボニファキウス八世は佛王に抗して納税を拒み、後、王を破門せしかば、フィリップは兵を發してボニファキウスを攻めて之を虜にし、金を伊太利に輸出することを禁じたり。

〔四〕富者をして金を貸し上げしめ、承諾せざるものにも之を強制せり。

〔五〕二十分一税を課す。商品を賣買するに方り價格の百分の五を納めしむる税なり。後には二十分一税は惡税の義に用ひらるゝに至れり。

〔六〕凡ての財産に五十分一税を課す。

(1) Pragmatic Stitute

王は人民をして賠償金を出す者には從軍の義務を免れしむ。之をアリエルバンと云ふ。もと陪臣を召集出征せしむるの意より出づ。この賠償金を出さしめんが爲に官吏を各市に派遣し、出征するよりも出金することの遙に有利なることを勧誘せしむ。

是等の課税は法律家及び伊太利銀行家の助言によりて創設せる者なり。王は習慣を顧みずして之を厲行せしかば、多くの市は新税に對して叛亂し、王の死後ノルマンディー・ピカルディー・フオーレー等にては、領主・市民聯合して王に抗するに至れり。これ佛國空前の事なり。ルイ十世は此の同盟に對して父の起せる新税を廢止するを誓ひしかど、此の習慣は後世に傳はり、必要あればこの新税を徵するを例とせり。

民會 フィリップ四世は始めて民會を開きて僧侶・貴族の外に都市の代表者をも召集せり。貴族・僧侶は社會の第一、第二級にして、市民は第三級たり。故にこれを三部會と邦譯す。されど第三級は實は市民の代表者のみにして農民を含まざりき。農民に課税することを承認する者は各州にある州會なり。これをプロヴァンシアル、エステートといふ。之に對して全王國の會をエステイツ、ゼネラル(三部會)といひしなり。されば、エステイツ、ゼネラルはプロヴァンシアル、エステートの聯合會とも云ふべきなり。嚴密に云へば一四八四年まではエステイツ、ゼネラルは存せざりしなり。何となれば、此の年まで南部諸州には自身の州會あらざればなり。

- (1) Arrière-ban
- (2) Picardie
- (3) Forez
- (4) Provincial Estates

(5) Estates-General (État Généraux)

- (1) Estates of Paris
- (2) council
- (3) Parlement
- (4) Palace of Justice

初め三部會に出席することは納税の義務を負へる外、何等の權利あらざりき。都市は代表者の旅費を負担せざるべからざるを不満とし、領主(即ち貴族・僧侶)は代人をして出席せしめたり。されば、王は代表者を出さざる市には罰金を科して出席を督促するほどなりしが、後には人民之を利用して王に對する不平を訴へて出金の承認を拒むに至れり。一三五五年ジョン二世三部會に出金を要求するや、巴里州會は、今後王は惡貨幣鑄造、商品の沒收をなさざるべしとの條件の下に、課税に協賛を與へたり。翌年、王の英軍に捕へらるゝや、皇太子に迫りて三部會を開き税額を定め、且之を監督し長官を交迭せしめ、又王の召集なくとも三部會を開くべきことを決せり。されど王權を制限せんことは當時國民の夢想せざりし所にして、王は其の後も専制を行ひ、チャールス五世の如きは、二十年間三部會を召集せず、ルイ十一世は唯一回形式的に召集せるのみ。又チャールス七世は徒らに費用を増すのみなりとてこれを召集するを拒みたり。

高等法院 初め王は大諸侯と同じく一の宮廷を有するに過ぎず、廷臣は侍從・諸侯・武士・僧正・僧侶並びに政治・經濟に通ずる市民等より成り、王の旅行する時は彼に隨伴して王廷の家政・裁判・財政等を掌れり。十三世紀には事務複雑となりて三局に分たる。評定所(カウンシル)は政事を掌り、出納局は財政、高等法院(パルルマン)は訴訟を掌れり。これより三局は從前の如く移動することなく、常に巴里の王宮に置かる。故に王宮をパレイス、オフ、ジャスチースと呼べり。裁判は毎年二回開か

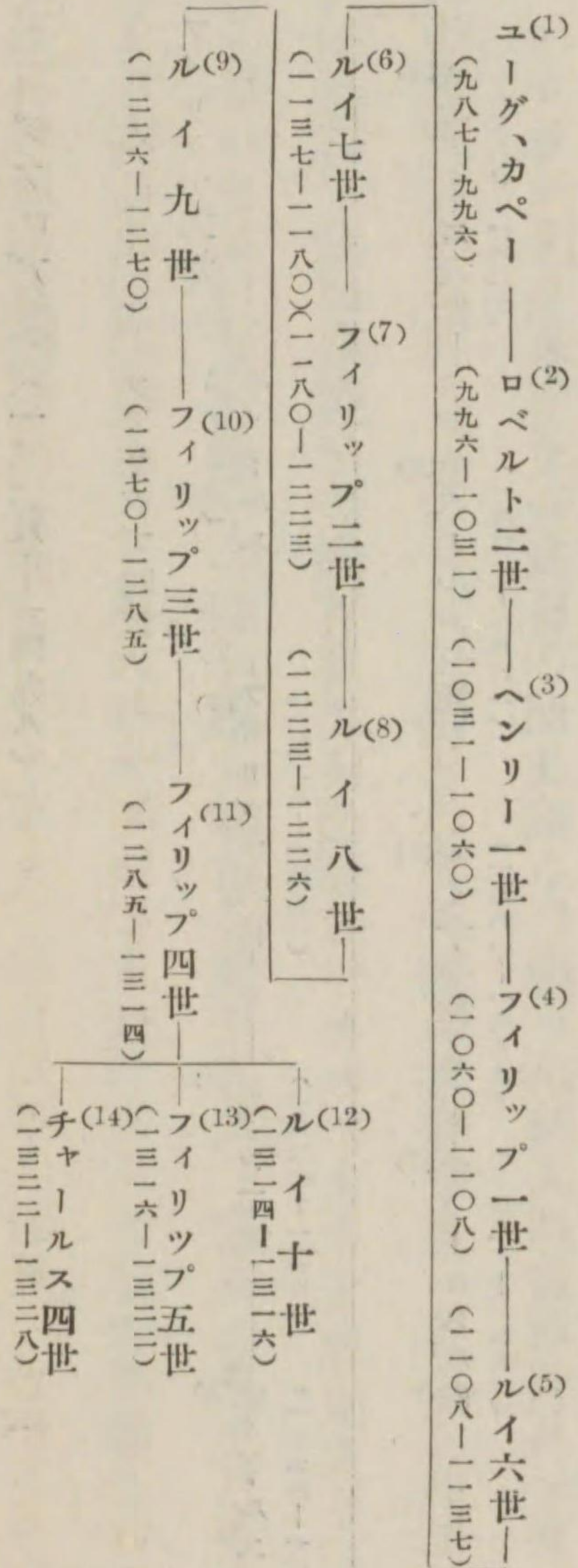
る。王領増加するに従ひ、事件益々多くなり、法官たるは困難の義務となれり。朝六時に始まり、晝食まで休息なしに聽訟し、食後再び開廷せらる。フィリップ四世の頃まで諸侯及び僧侶はこの事に當らざりしが、フィリップは侯伯僧侶をも任命したり。蓋し普通人民以上の者より成れることを示さんが爲なり。されど、侯伯は怠慢なるによりて權威なく、法律家・小貴族・市民・僧侶は王國の最高判官となれり。高等法院は單に王領の事を管し、巴里裁判所とも名づくべき者にして全佛國の裁判所にあらざりき。されば、諸侯は別に裁判所を有し、高等法院と關係なく獨立的に判決せり。王の領土内に於てさへ、巴里以外には特種の裁判所を設けたり。中にもツールーズ裁判所の如きは羅馬法に據つて裁決したり。

巴里市の發達 九世紀頃、ノルマン人に包圍せられし際の巴里は、全くシチー、アイランドに限られしが、十二世紀の終には、セイヌ川の兩岸に弘まり、シチー、アイランドは巴里市の中心として王宮・寺院(後にノートルダム寺といふ)あり、僧正の住地たり。ルイ九世は茲に評議所を設けしが、後、裁判所となれり。川の左岸サンジュネヴィエヴ丘には學生僧徒居住し、丘を包める城壁はシチー、アイランドの頂角に終り、對岸ルーヴルの城に連る。この狭小の地に人民群集し、街衢は狭くして暗く、敷石なく街燈なく警吏なし。毎夕、暮鐘鳴りて後は、市民、戸を鎖し、市内には盜賊横行せり。巴里市にはこれを統治する者なく、一部分は王領なれども、多くの部分特に

- (1) city island
- (2) Saint Genevieve
- (3) Louvre

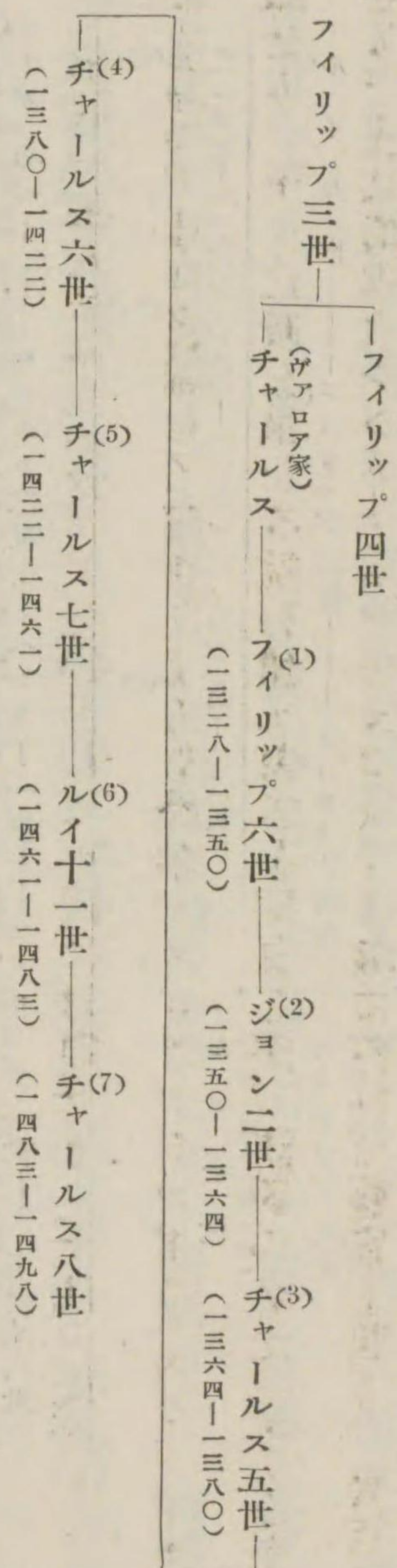
城壁外のフォーブルは寺院に屬せり。この地方にては、僧侶、君主權を有し、税を徴するのみならず、裁判をも掌れり。されば、巴里は一全體を形成するに至らず、王領さへも統一せられざりき。唯他の小市の如く職業組合ありて各組合に首長あり、規約あり、貨物を藏する倉庫ありき。巴里中最も有力なる組合は、セイヌ川を上下する船主にして、組合長あり評議員ありしが、後には船主・組合長及び評議員は巴里市民の代表者となり、其の會合所を市廳(3)といひ巴里市を統一する機關となれり。今も巴里市は、滿帆の船即ち船主組合當時の徽號を紋章とせり。フィリップ二世は巴里市を改善せし最初の王なり。市の城壁を築き、街衢の或る部分に石を敷き、王宮の周りに下水道を設けたり。されど十三世紀の終までは壯大なる家屋なかりき。

カペー家 (九八七—一三二八)



- (1) Faubre
- (2) Guild
- (3) Hotel de Ville

ヴァロア家 (一三二八—一四九八)



フランス文學

ガリアに於ては舊來のラテン語と新來のゲルマニア人の語と混和して茲に二つの異なる方言出でたり。一は⁽¹⁾ラングドックといひ、佛の南部即ち西班牙・伊太利に近き地方の語にして、一は⁽²⁾ラングドイルといひ、佛蘭西本語^{プロバ}即ち北佛の語なり。オックは南佛語の「然り」⁽³⁾オイルは北佛語の「然り」の義なり。

十二世紀の頃、南佛語稍々精練せられて⁽⁴⁾トルバヅールの歌謠起れり。トルバヅールはもと創作の義なり。武士は自らトルバヅールと稱し、自作の歌を謠ふを誇として他の唱歌者と區別せるなり。トルバヅールの歌は貴族的性質を帯び、帝王・武士等古英雄の物語にして戦争・冒險・戀愛等を詠じ、十二、三世紀頃の宮廷を中心とせる花々しき武士の生活を實寫せり。抑々南佛はアルビジョア派の巢窟にして夙に地中海文化の影響を受け遂にトルバヅール文學の發達とな

- (1) Langued'oc
- (2) Langue d' oil
- (3) Yes (oc or oil)
- (4) Troubadour

り、アルビジョア派の首領ツールズ伯は其の保護者たりき。故に此の教派亡ぶると同時に、トルバヅール文學も亡びたり。トルバヅールの詩は各國に歌はれ、歐羅巴諸國民の中世紀に於ける詩は多く之が影響を受けたり。

北佛語即ちラングドイルの詩人を⁽¹⁾トルヴァアと云ふ。十二、三世紀の間榮えたり。南佛語のツールズ伯に相當する保護者は、ノルマンディー公なり。トルヴァアの詩は重に叙事詩にして⁽²⁾ロマンズと稱せらる。就中人口に膾炙せるは歴山大王・アイサー王及びチャールズ大帝の物語なり。歴山大王物語はグレコ・ラテンの生活、アイサー王物語はケルトの生活、チャールズ大帝物語はゲルマニアの生活を歌詠し、所謂西歐の三要素を表現せり。アイサー王は假想的人物にして固より實在の人にあらざるなり。アイサー王物語の梗概左の如し。

アイサー王は早くより武勇の聞え高く、湖中の巨人の捧げたる⁽³⁾エスカリヴァアの寶劍を帯び、絶世の美人⁽⁴⁾ゼニウヴァアを妃として英國に君臨せり。王は大にゲルマニア人を破りて森林に追ひ、單身奮闘して四百七十人を斃し、スコットランド・イスランド・ゴットランドを征服せり。王又仁政を施し寺院を建て都市を開きしが、諸國の名士、王を慕ひ來りて王に奉仕せり。王は戴冠式をウエールスの⁽⁵⁾カメロット城に行ひて盛宴を張り、幾百の貴婦人を會し武士をして武技を闘はしめたり。

- (1) Trouveurs
- (2) romances
- (3) Escariver
- (4) Geneuver

(5) Camerot

- (1) Lamcelot
(2) Tristan and Iseult
(3) Chaucer
(4) Spencer

アイサー王の部下に奉仕せる多くの武士中に圓卓の武士と稱せらるゝ百五十人の武士あり。王と共に圓卓につきて飲食を共にし、武者修行の自慢話をなし、⁽¹⁾が、彼等は仁侠に富み武勇に秀で、人情を解せる模範的武士なり。中にも武勇なる美丈夫ランスロットの戀物語は悔恨・悲哀・歡喜を織り込めり。又トリスタン、イソルト物語は凄艶なる戀物語なり。チャールス大帝の詩が宗教的色彩を帯び、神の爲に戦へる敬虔なる武士を詠じたるに反し、アイサー王の詩は全篇を通じて武士の華やかなる生活・演武會・饗宴等の物語を以て充され、武士的精神の結晶とも見るべきなり。

是等佛蘭西文學は歐羅巴文學の上に絶大なる影響を與へたり。英國文學にては⁽²⁾チャョーサー、⁽³⁾スペンサー及び舊き時代の詩人が大陸の詩より感化せられしのみならず、後の⁽⁴⁾テニソンさへ、其の作「王の牧歌」はトルヴァーの詩アイサー王より得たる想像力の産物なりと稱せらる。

佛蘭西文學の最初の大散文家はフロアサン (1171-1210) なり。物語の記述、其の體を得、而も熟練を極めたり。「佛蘭西のヘロドゥス」の名を得たる所以なり。彼の生れし時は百年戰役前後にしてこの長年間に於ける將軍の多くを知れるを以て是等の大事件を記述するに適せしなり。

第三節 英吉利國民 國民文學

プランタジネット家 一一五四年ノルマン王統絶ゆるや、佛のアンジュ伯英王の位に登れり。ヘンリー二世是なり。之をプランタジネット家の祖となす。もと⁽¹⁾プラント、ド、ジュネーの義にして世々ジュネー(植物の名)を家紋とせしに起因せり。これより英王は佛國の西半を領して佛王の臣隸となりしが、其の領土は佛の王領よりも大なりき。一一九九年、ジョン王、リチャードの後を繼ぎて王となるや、佛王フィリップ二世其の甥アイサーの殺害せられしを口實とし、ジョン王を召喚せしに、ジョン之を拒みしかば、フィリップはアクィタニアの外、英領全部を奪へり。世にジョン王を⁽²⁾ラックランドと云へるは之が爲なり。されど此の損失は英國に取りて寧ろ利益なりき。然らざれば英國は永く大陸の一臣隸たるに過ぎざりしならん。

英國にては、王權 諸侯弱かりしかば、ジョンは己に抵抗し得ざるを知りて土地・物産及び家畜に對して税を課し、又罪なき者を拘引し、審問を試みずして死刑を宣する等、壓制を極め、人民は王領の森林に狩せし故を以て、死刑に處せられし者さへありき。されど諸侯弱くして單獨に反抗し得ざりしかば、連盟して王に抗し、ジョン王が佛王の攻撃を被り、諸侯の援助を要せしを機として王を強迫し、一二一五年將來人民の自由を尊重し國內自由民の凡ての權利を重んずべきを誓はしむ。⁽³⁾マグナ、カルタ是なり。凡そ六十三條より成り、その第十二條には「國會の決議を経るにあらざれば、王は課税するを得ずとし、第三十九條には正當の裁判によ

- (1) Plante de genet
(2) Lackland
(3) Magna Charta

- (5) Tennyson
(6) Idylls of the King
(7) Froissant

るにあらざれば國民は逮捕監禁せらるることなしと規定せり。かくして王は(二)人民の財産を重んじ其の協賛なくして徴税せざることを(三)人民の權利を重んじ法定の訊問又は宣告による外、處刑せざることを保證して、王に義務、國民に權利ありとの原則を樹立し、國民自由の基礎茲に定められり。されども是の一の約束に過ぎず、之を破りたりとて何等王を掣肘すべき力なきを以て、王自身并びに後繼者は屢、之を破り、確實に履行せられしは百餘年の後にあり。各王は繼承毎に誓約し、前後三十三回マグナ、カルタを約諾せり、此の嚴正なる誓言は、英國民をして王の任意に課税若しくは拘引せられずとの念を強からしめて自由の保證を得、茲に國會及び陪審裁判制を定むるに至れり。

英の侯伯は裁判所を有せしかども、領内の民事を決するに止まり、犯人を罰し死刑を宣告するは王の權利に屬し、王は判官を任命して各地方に差遣せり。判官は毎年一定の時期に各地方を巡り、王の名に於て自由民・貴族・侯伯等を召して開議せり。之を巡回裁判所といふ。判官は訴訟犯罪を裁決すべきを宣し、十二人の武士を任命し王に忠實を盡すを誓はしめて審理せしむ。原被兩造の何れが正しきか又嫌疑者果して罪を犯し、かを訊問し、審理後、勝敗并びに有罪・無罪を決す。この方法を審理(又吟味)といひ十二の武士を陪審官といふ。初め財産に關することのみを決せしが、十三世紀よりは犯罪人をも裁決せり。此の陪審制は判官の專斷に對

- (1) Parliament
- (2) Court of Assize
- (3) Inquest
- (4) Jurymen

する最良の保障なりき。この制度は後には歐洲諸國の採用する所となれり。

ジョンの子ヘンリー三世(1216—1272 A. D.)の時代には、國會開設せられて、英國憲政史上の第二期を劃せり。初めヘンリー、マグナ、カルタを無視して專制を行ひしかば、諸侯・人民舉つて王に抗せり。一二六四年ルエスの戰に王軍破れ、ヘンリー捕へらる。民軍の長シモン、ド、モンフォール伯、王の名に於て侯伯・僧侶を召集し、また同時に各市より二人の市民、各郡より二人の武士を召集せり。是迄侯伯・僧侶は貴族會を作りしが、一二六五年始めて市郡より代表者召集せられたり。之を民會といふ。この二機關は英の國事を決す。是より二百年間貴族は國會を指導せしが、薔薇戰爭の際、貴族多く亡び、一四八六年には僅に二十五人となれり。王は新に貴族を作りしかども、舊家の如く尊敬せられず、十六世紀には民會は自ら支配し且權力を掌握するに至れり。

民會は初め侯伯の判定せし所を聽き、之を郷里に報告するに止まりしが、後には之を論議するに至れり。又初は單に王の要求に協賛を與ふるのみなりしが、後には王に對する不平を述べ又屢、施政の改善を迫り官吏を交迭すべきを要求して政治に參與するに至れり。

ウェールズと蘇格蘭 ウェールズのケルト族は、羅馬の撤兵以來、七百餘年間、山中に隠れて新來の種族サクソニア・デーン及びノルマンと戦へり。後、彼等はサクソン・ノルマンの王侯を

- (1) Lewes
- (2) Earl Simon de Montfort
- (3) county
- (4) House of Lord
- (5) House of Commons

認め、其の屬隸となりしかども、税を貢し忠誠を盡すを拒めり。エドワード一世英王となるや、ウエールスの君レウエリン三世、新王に忠實を盡すを拒みしかば、エドワード大兵を發して之を征服せり。後數年にしてケルトの愛國者干戈を取つて立ちしが、直に撃破せられてレウエリンは殺され(1282 A. D.)其の首は當時の習慣に従ひロンドン塔に梟され、ウエールスの獨立は茲に消滅せり。エドワード一世出征中に皇太子生れしが、之をウエールスの主とし「ウエールス公」の稱號を與へたり。英の皇太子を「ウエールス公」といふは茲に始まる。レウエリンの死後、二百年間はウエールス人常に不平にして屢謀叛せしが、チュードル王家の祖ヘンリー七世はウエールスの武士オーウェン、チュードルの孫なりしを以て、これより英王に對して最も忠實なる臣民となれり。

一二八五年、蘇格蘭のケルト王家絶ゆるや、ロバート、ブルースとジョン、バリオルとはノルマン貴族にして何れも前王室に近親なるを以て相續を争ひ、遂に英王エドワードに蘇王を選定せんことを請ひしが、エドワードは己に忠實を盡すべき條件の下に之を諾し、委員を派して之を裁決せしめ、遂にバリオルを王に選立し、英王の臣隸たらしめたり。(1292 A. D.)然るに、バリオルは間もなく佛王と同盟して英王に抗戦して大敗を蒙り、其の地は一二九六年エドワード王に沒收せられたり。エドワードは蘇王の即位式に徽號として用ひし「スコン石」を倫敦のウエ

- (1) Lewellyn
(2) Tower of London
(3) Prince of Wales
(4) Owen Tudor
(5) Bruce
(6) Balliol
(7) Stone of scone

- (1) Sir William Wallace
(2) Stirling
(3) London Bridge
(4) Bannockburn

ストミンスター寺院に遷し、爾來戴冠式の際の玉座の礎石とせり。されど、蘇格蘭人は、其の後、國民的獨立の亡滅を慨き、有名なるサー、ウィリアム、ウォレスを首長として兵を擧げたり。一二九七年スターリングの戦に大勝を得しが、ウォレスはエドワードに欺かれ謀叛人として死刑に處せられ、彼の頭はロンドン橋に梟されたり。(1305 A. D.)ウォレスの斯かる小説的生活・愛國的行爲・英雄的功業と悲劇的最後とは、蘇格蘭の國民的英雄として永く崇拜せられたり。ウォレスの死後、先のロバート、ブルースの孫ロバート、ブルースは、貴族の代表的人物として殆どウォレスと同様なる英名を博せり。ブルースは一三一四年エドワード二世とスターリング附近バンノックバーンに戦ひて大に之を破り、英軍はヘイスチングスの戦以來の大敗を蒙れり。蘇格蘭は此の大勝利を以て、獨立成功の第一日となし、かども、英人はこの後十四年間は承認せざりき。一三二八年エドワード三世はじめて蘇格蘭に對する要求を棄て、蘇格蘭はブルースを始祖とせり。是より一六〇三年まで約三百年間は英・蘇の二國相對立したり。

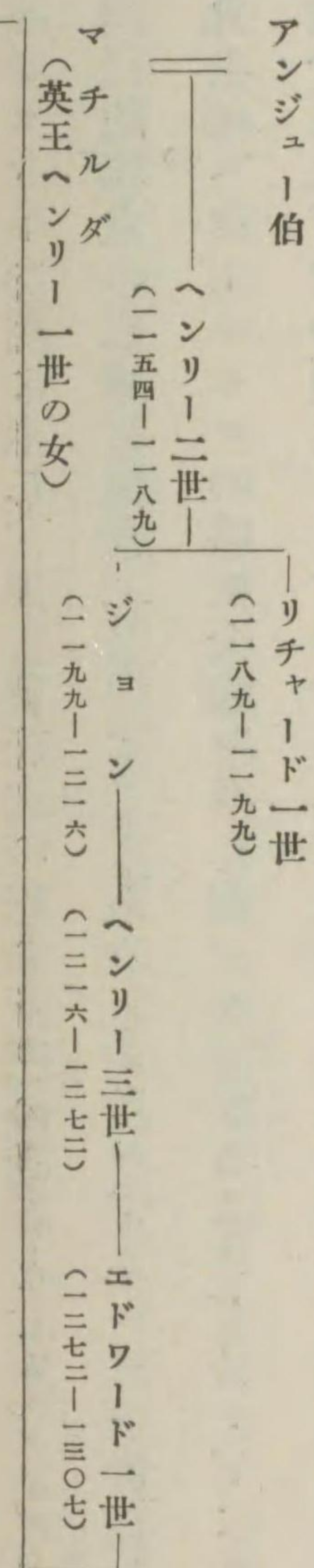
英吉利の國民 十五世紀頃までは、英國民は今日の如き船夫・商人たるの國民にあらず、都邑は何れも貧弱にして一萬以上の住民を有する者四つに過ぎず。毛織工場なくして羊毛をフランスの織物工場に賣ること、今日濠太刺利亞の英國に供給するが如し。人民は農夫と家畜飼養者とのみなりき。されど今日の如き國民となるべき素質即ち勇剛の氣象と獨立の精神とは夙

- (1) Robin Hood
- (2) Little John
- (3) Sir John Fortescue
- (4) Yeoman

に存したり。英詩の英雄にロビン、フッドといへるあり。彼は山賊の長にして往々巡警の官吏を殺害する如き残忍の行ありしかども、貧苦の勞働者を慈めり。或る日、橋上にてリットル、ジョンに逢ひ、兩人、道を譲らずして格闘し、ロビン、フッド遂に水中に陥りしが、後兩人莫逆の友となれり。十五世紀頃の貴族サー、ジョン、フォータスキュー曰く英國にて三四人の賊、七八人の良民を劫かし之を殺すを見たれども、佛國にては七八人の賊が三四人の良民を劫掠し得ず。故に英の一年間に於ける強盜殺人罪の數は佛國の七年間に於けるよりも多し。」と。又英人には獨立心の抑ふべからざる者ありき。フォータスキュー曰く「王は人民の協賛せし以外の他の法律を以て支配し得ず、又其の同意を得ずして税を徴し得ず。」と。彼又英國ヨーマンの富裕なる原因を述べて曰く「英國國民は己の土地人民の産出せし者を喜ぶ。何人も之を沮止するを得ず。是英國が金銀其の他の生活必需品に富める所以なり。云々。」と。

ブランタジネット家(一一五四—一三九九)

(附、ランカスター・ヨーク兩家)



(1) King's English

英語及び英文學の發達

ノルマン語・サクソン語・ラテン語是なり。ノルマン語は勝利者及び上流社會に用ひられ、サクソン語は被征服者の詞、ラテン語は法律・記録、寺院の祈禱其の他の用語并びに學者の使用せし語なり。十五世紀の中頃には、ノルマン、フレンチ語を法廷の用語とせり。當時國語は多くの地方語に分たれしかば「王の英語」が標準語として官文書又は法廷に用ひられたり。されば近世語は舊サクソン語の改良補修せられたる者にして、ノルマン、フレンチ語并びにラテン語等多く混入せり。初めノルマンの英蘭征服は、一百年間、英文學の聲を沈黙せしめたり。蓋し勝利者の語が朝廷・貴族・僧侶の用語となり、英語は國民自身と共に、全く名譽の地位より放逐せられたればなり。數代の後、被征服者は再び勢力をもたげ、英文學は暗黒より出でて光明を放ち、百年前に比すれば稍、變化せられしかども、根本的には舊サクソン語を存したり。かくて古歌

は再興せられしかども、尙亂れたる語調、生硬なる韻文たるを免れざりき。

チヨースー(Chaucer) 中世英語の作者中最も傑出せし者をジェフリー、チヨースーとなす。

英語を話す人種中最初の作家にして、シエクスピアを除きては第一人者たるべし。故に「英詩の父」と稱せらる。「カンタベリー、テールズ」は其の傑作なり。自ら英國中流社會各種の人物を網羅せる三十二人の一團體に加はり、カンタベリーにあるトマス、ベッケットの墓に參詣せる巡禮記事にして、騎士あり、修道僧尼あり、代言人あり、秘書あり、醫師あり、旅館主あり、各人の特徴を巧に描出せる所最も價値ありとす。恰も十四世紀に於ける英國祖先の寫實的肖像畫室に入る如き感あり。中にも騎士の話には中世騎士の信義と犠牲的精神を實寫し、秘書の話、代言人の話には貞淑忍従の二婦人グリセルダ・コンスタンスの性格を描寫せり。

チヨースーが英國中流農民の社會及び生活を記述せしに反し、ウィリアム、ラングランドは貧苦にして壓制に屈從せる下流農民の狀態を記せり。其の著「農民の狀態」(The Plowman) 即ち是なり。飢と勞働とに苦しめる不幸なる農民が、傲慢なる侯伯及び無恥の僧侶に侮辱せらるゝ有様を描寫せり。當時佛國との戰爭は、國民の道徳心を墮落せしめ、加ふるに疫病流行し、小民は衣食住にさへ窮するに至り、偶々上流社會に對する反感は發して農民の叛亂となり、間もなく宗教界の叛亂さへ起れり。ラングランドは斯かる狀態に沈淪せる下流農民を描寫せるなり。

- (1) Geoffrey Chaucer
- (2) Canterbury Tales
- (3) Thomas Becket
- (4) Griselda

- (5) Constance
- (6) Langland
- (7) Vision of Piers the Plowman

第十一章 愛國心の發達 百年戰役

父國の意義 中世紀の初、市民は己の市を愛し、農民は己の村を愛し、武士は己の主君を愛することを知りたれども、パトリイ即ち父國と云ふ觀念もなく、全國を支配する王の誰なるかをさへ知らざりき。蓋し封建時代に於ては武士は相互的契約によつて君臣主従の關係を結び、國內到る處に城廓を設けて自ら衛り割據的・分裂的なりしを以て統一せられたる鞏固なる國家を形成せざればなり。

國王は王領の領主(諸侯)としての資格を有する外、國家の元首として獨特の權利を有し、最高の軍隊指揮官、最高の裁判官、最高の知行主たり。其の初、諸侯の領内に對しては王權制限せられたれども、封建諸侯衰へ中央集權制の發達するに従ひ、王權次第に振張して、國民の統一漸く成れり。中にも英・佛兩國にては、其の趨勢最も著るしく、英・佛兩國の國民的情操は百年戰役に於て高潮に達したり。當時の佛國人アレイン、シャルチエは佛國を憐むべき母に喩へ、貴族・僧侶・平民を其の三子に擬らへ、國民を激勵して曰く自然は神を信仰するに次いで汝の本國の安全を圖るべきを命ず。汝の生れたる郷土に君臨する君主の爲に汝の敵を防禦せよ」と。パトリオチズムの語を初めて用ひたるは實にシャルチエなり。而してシャルチエによ

- (1) Patrie
- (2) Alain chartier
- (3) Patriotisme

つて呼ばれたる父國に對する義務的感情は百年戰役によつて發現せられたり。

百年戰役 百年戰役は佛王の王領を増し、王權を伸張せんとして佛國の最大諸侯たる英王の權力を抑制せんとせしに起因せり。はじめヘンリー二世の英王となるや、ノルマンディー公として、佛國に廣大なる領土を有せし外、アンジュー伯としての領土を加へ、佛國の大半を領有し、佛國の最大諸侯となれり。其の後、英王ジョンは佛王フィリップ二世と争ひて其の大部分を失ひ、十四世紀の初には、英王は僅にボルドー附近を領するに過ぎざりき。

一三二八年、佛王チャールス四世の死するや、男子なき故を以て傍系たるヴァロア伯入つて王となる。フィリップ六世是なり。然るに英王エドワード三世の母はフィリップ四世の女なる故を以て繼承權ありと主張し、茲に英佛兩王の間に百年戰役起り、英・佛二國の争はやがて商業戰を醸し、佛王は英國と南、西佛の葡萄酒貿易、英國・フランドル間の毛織貿易をおびやかしたり。初めフィリップはフランドル伯をして英商を拘禁し、且其の特權を奪はしめ、ついでボルドー附近の英領を侵し、又スコットランド人を援助したるを以てエドワード三世は一三三八年兵を佛國に出しスロイスの戰に佛艦隊を撃破してまづ英吉利海峽の制海權を得、カレー市を占領して海峽を保障せしかば、英國は大兵を佛國に送ることを得、佛國は英國に侵入するを得ず、英國とフランドルとの毛織貿易も間斷なく行はるゝを得たり。

- (1) Bordeaux
- (2) Sluys
- (3) Calais

- (1) Crécy
- (2) Black Prince
- (3) Poitiers
- (4) Jacquerie
- (5) Breigny

(6) Aquitania

抑、英國とフランドルとの毛織貿易は中世紀貿易の最も重要なものたり。中世紀の初、英吉利は牧畜盛にして多量の羊毛をフランドルに輸出したれば、毛織業者に對する課税は政府收入の重なるものたりしなり。されば商業上・工業上・政治上より見て毛織業及び毛織貿易は英國史上最も重要なものたり。初め羊毛を輸出して國富を増し、其の一部は衣服として輸入したるが、エドワード一、二、三世の時代に、絶えずフランドルの織物師、英國に來住し、英國人之に就いて學びたれば、英國の織物業是より發達して反つて大陸に輸出するに至れり。

英佛陸軍の最初の衝突は一三四六年のクレシーの戰なり。この戰に英の黒太子、敵國騎兵の猛襲を撃退して勇名を轟かしたり。又この戰は英國弓矢隊の佛國重裝騎士に對する勝利、英國國民軍のフランス封建武士に對する勝利なり。後、十年を経て一三五六年にポアチエの戰あり、英の黒太子は三軍を叱咤して大に佛軍を破り、佛王ジョン二世を虜にし武士道の華としての眞面目を發揮したり。ジョン二世は英國に留まること四年に及びたり。戰役後、英佛兩國は何れも重き戰時税を課したるを以て農民之に苦しみ、頻に一揆を起したり。中にも佛國にはジャックリーの一揆(1357-1358 A. D.)あり、貴族の邸宅を破壊して慘虐を極め、黒死病亦大に流行して多數の死者を出せり。一三六〇年、ブレチニー和約を結び、エドワード三世は佛國王位の要求を棄て、佛國は英王のアクイタニア地方に對する絶對權を認むることを約せり。これより英

王はアクイタニア侯として佛王に臣隸せざることとなり、且、英國はカレーをも領有したり。然るにラ、ロセルの人民は英國に併合せらるゝを喜ばずして叛亂し、アクイタニア一帯之に應じて英政府に反抗せり。佛王チャールス五世巧みに之を利用して遂に其の地を恢復したり。

ブレチニー和約後五十年にして、野心家なる英王ヘンリー五世は佛の王位を要求して兵を出し、一四一五年アゼンクールの戦となれり。ヘンリー五世は一萬五千人を以て佛の太子ジョンの率ゐる五萬人を撃破し、太子は南佛に敗走せり。佛の死者一萬、捕虜二萬五千人といはる。

一四二〇年⁽³⁾トロア和約を結び、佛王はヘンリー五世の佛王^(チャールス六世)の相續者たるべきを約せり。一四二二年ヘンリー五世は生後十箇月の王子ヘンリー六世を遺して死し、佛王チャールス六世も同年に死せり。よつて英の幼主ヘンリー六世はトロア和約に基きて佛王の位に即さしが、ロアル河以南の人民は之に従はず、佛の太子を戴きて王とせり。之をチャールス七世と稱す。チャールス七世時に年十九歳。この時、佛國多く英軍の手に落ち、僅にオルレアンの一城を保つのみ。この國歩艱難の時に當つて所謂オルレアンの少女は出でたり。⁽⁴⁾ジャンヌ、ダルクは一四一二年シャンパーニュ州ドムルミール村に生る。賤しき農夫の一少女にして性温順、常に家居して裁縫を事としたるが、信仰心篤くよく寺院に參拜せり。一日、ジャンヌ、ダルク庭園に在るや、光明の遍く照すを見、又大聲を聞けり。曰く「ジャンヌよ、善良なれ。幸福

- (1) La Rocelle
(2) Azincourt
(3) Troyes
(4) Orleans
(5) Jeanne Darc

- (6) Champagne
(7) Domremy

- (1) Vaucouleurs
(2) Reims
(3) Beauvais
(4) Arras

なれ。屢、寺に詣でよ。と。他日又曰く、「ジャンヌよ。行いて佛王を助けよ。王國を彼の手に歸らしめよ。」と。四年間かゝる聲を聞けり。彼の女常に曰く「これ天使、セント、カザリン・セント、マーガレット二聖の聲なり。」と、遂に佛國の危機を救はんと決心し、先、己の叔父を説き、ついで⁽¹⁾ヴォークラーの住民に説き、自ら馬に跨りて武士の一隊を率ゐ、オルレアンに向ふ。途々義勇軍の來り會するもの多く、急に英兵を背後より襲撃して逃げ去らしめ、茲にオルレアン城を救ふことを得たり。ついで北佛一帯の地を恢復し、チャールス七世を擁して、⁽²⁾ランスに戴冠式を挙げしめ、遂に英軍を北佛より驅逐したり。チャールス七世側は皆ジャンヌ、ダルクを以て神より送られし使なりとし、英國側は惡魔より送られし者とせり。後英軍に捕へらるゝや、英王は異教徒として之を罰せり。彼の女は⁽³⁾ボーヴェの僧正其の他多くの神學者に鞫問せらるゝに際し、溫柔の態度を以て之に對へ、最後まで其の志牢として動かすべからざる者あり。曰く、「神は佛王を助けんが爲に余を送れり。神が英人を惡むか愛するかは余之を知らざれども、英人は死せる者の外、凡て佛國より追放せられざるべからず。」と。英國は遂にジャンヌ、ダルクの魔女なることを世人に信ぜしめんが爲に、之を火刑に處したり。されど其の所刑は反對の結果を齎せり。其の席にありし英國の秘書官曰く、「吾人は聖者を焚けり。吾人も遂に亡さるべし。」と。既にしてブルグンド侯フィリップは、アラール條約を結びて佛王と和し、佛軍益々振ひ

て頻に英軍を破り、一四五三年、英國はカレ⁽¹⁾の外、全佛を失ひ、百年戦役は終を告げたり。

戦後に於ける英佛二國の情勢 初め歐洲の中部及び西部は封建制度の組織中に織り込まれ、封建國家として存立し、貴族・諸侯に支配せられしが、英・佛二國の王は次第に司法權を執り、收稅權を奪ひて遂に貴族・諸侯より統治權を奪へり。一〇六六年ウィリアム一世のヘーシングスの戦に勝つや、封建制を全英國に布きたるが、其の子ヘンリー一世は人民に自由の權を與へ、一一五四年ヘンリー二世アンジュ⁽²⁾伯より入つて英王となるに及び、始めて國民的政府を建設し司法制度を確立せり。ジョン王は海外の英國領を失ひ羅馬法王の臣隸となりしより、貴族・僧侶・平民等擧つて王に反抗して大憲章を得たり。一二九五年エドワード一世は、政治家として法律制定者として貿易保護者として君臨し、完全なる國會を開設し、是より上下兩院の制定まり、課稅・立法、大臣任命の權を握れり。英の國民主義確立して今の大英國の基礎を置けるは實にアンジュ⁽²⁾王家の時代なり。この頃よりノルマン人・アングロ、サクソン人融合團結して英國民となりしが、たゞアイルランド⁽²⁾のみが國民より冷遇せられて遂に現今のアイルランド問題を孕むに至れり。又スコットランドは一時獨立國たりしかども、後次第に融和して單一なる英國民となりたり。

佛國は初め幾多の封建國家に分れたりしが、カペー家の王朝永く續き、しかも、明君相ついで出で、能く貴族・諸侯を抑壓して統治權を握り、全國民をして王の法廷に立たしめ、フィリップ四世は更に王領を擴大して課稅權を收め、エター、ジェネローを開設して始めて眞のフランス王國を建設したり。されど佛國內には尙英佛兩國間の紛争を招來すべき難問題残り。何ぞや、英王が封建諸侯の一員として佛國王に對して臣隸の禮を執り、而も佛國內の貿易收稅の權を握れることは是なり。この難問題を解決したるものは百年戦役なり。戦役の始、英國は英國海峡の制海權を握り、フランドルとの毛織貿易の權を保障し、二大決戦によつて英の國民軍能く佛の封建武士を撃破して茲にも封建武士のものはや用に堪へざることを暴露したり。ついでジャンヌ、ダルクの義兵を起すに及び、佛の國民的奮起を催し遂に英軍を全佛より驅逐して佛國の完全なる統一を見るに至れり。

第十二章 經濟生活の變遷 市府の發達

農業經濟時代 封建制度に束縛せられし中世の社會は、其の地位を固定せしむるを以て特色とし、經濟生活の基礎は一に土地に存せり。故に農業經濟時代といふ。かゝる時代には通商貿易若しくは製造工業の發達は決して望む可からず、唯、一定の土地に定着して耕作を事とするのみ。而して王權の確立せざる亂世にありては、大地主制度によりて土地を經營するを以て最も確實なる方法とせり。大地主は行政・司法・軍事は勿論、耕地の整理、特殊農業の發達、市場の開催、鑛山の採掘、交通の改善等の經營に任じ、宛然たる君主たりき。即ち政治上・經濟上の中心は大地主たる領主・寺院にありしなり。獨逸にては十二世紀頃、大地主制度に基く經濟生活著しく進歩して人口・物産増加し、地價も騰貴し、商工業も漸く興れり。佛國は中世を通じて農業經濟を以て終始し、英國には地主の莊園經濟行はれたり。但し自由の農村團體早くより存在したるは中世英國の一特色なりとす。

自然經濟 農業經濟の時代にありては、土地は唯一の財産にして通貨には主として物品を用ひたり。農民の地主に支拂ふべき税は主として物産若しくは勞役を以てし、勞働に對する報酬の如きも、食料・器物等を以てせり。之を自然經濟と云ふ。領主の封地を與へ武士の軍役に服するも一種の自然經濟と見るを得べし。當時は鑛山採掘の業衰へて商工業の如きも至つて幼稚にして、領主・寺院の經濟は自給自足の方針に依り、たとひ領内に工業を營むことあるも必竟自家の用をなすに過ぎざりき。

都市の興隆 古代羅馬の都市は蠻族來襲の際、攻撃防禦の焦點なりしを以て悉く破壊せられ、暴風一過の後は都市の城壁は荒野の中に壘々たりき。新來の蠻人は都市よりも寧ろ廣野に住するを喜びしかば、舊都府は廢壞のまゝに任せたり。是舊都市の久しく興らざりし所以なり。かくて十一世紀頃には、全歐洲は現時の露西亞帝國の如き現象を呈せしが、ノルマン人・ホンガリア人及びサラセン人の來侵するに及び、強固なる中央政府なかりしかば、都市は自衛の必用上、兵士を蓄へ、城壁を廻らし、茲に中世紀の都市城壁起り、次第に政事上重要な地位を占むるに至れり。

封建制度の全歐に行はるゝや、都市も亦封建組織中に入り、或は強者の臣隸となり、或は弱者の君主となれり。臣隸としての都市には僧正領(アミアン)王領(パリイ・オル)侯伯領(ボルドー)等あり、領主は君主として市民に命令し、徵稅し、裁判し、刑を執行し、又屢々理由なしに商品を押收し又は市民を拘引せり。十一世紀頃までの市は至つて貧にして城壁を有する外、村落と何等異なる所なかりき。十二世紀頃より市民漸く富裕となるや、領主の金穀を要請すること過

重なりしかば、都市屢々領主に抗して争闘し、大都市は或は武力を以て或は献金を以て特權を得、遂に法律として規定せられたり。其の序言に曰く「余は^(主領)本文に掲ぐる習慣を汝等に許す。故に毎年定期に金額を拂ふべし。これ以上余は徴税せず。」と。法律には多く科料を定む。曰く「拳を以て人を打たば余に三ソール⁽¹⁾を拂へ、足を以て打たば五ソール、出血せば七ソール、小刀又は劔を抜かば六十ソール、刀・劔を以て人を打たば十⁽²⁾パウンド、人に唾する者は七ソールを余に拂へ云々。」と。十二歳以下の少年は争闘するも科料を免ぜらる。法律は大體科料を徴すべき侯伯の權利を定めしなり。かくて都市は市場を開き、「市場の平和」は保障せられ、鬪を置きて税を徴し、交易の爲に貨幣を通用し、且之を鑄造するの特權を許され、更に度量衡の監督をさへ爲せり。是等の特權は獨立の地歩を占めたる大都市にては、市會之を掌握せしが、更に進んで司法權を執行し、領主の裁判官をして之に干涉し得ざらしめ、軍事上の特權を得て都市防禦の爲に自ら城廓を作りて警備し、武器を執つて戦ふに至れり。各都市は以上の特權の一部若しくは全部を有せり。南佛及び他の富裕なる都市にては、十一世紀の終には、何等かの特權を有せざるものなきに至れり。

十字軍の遠征あるや多く伊太利の諸港より出發し伊太利諸市の船舶によつてイエールサレムに向ひたれば、伊太利は地中海商業上、重要な地位を占むるに至り、ヴェニス・ジェノア等の

(1) sol (sou)
(2) Pound

海港繁榮し、ミラン・ピサ・フロレンス等の諸市には製造業盛に起れり。かくて十三、四世紀の頃、歐洲の通商著しく進歩し、地中海を始として北海・バルト海并びに黒海は活潑なる通商地域となれり。されど、封建制度に伴へる必然の結果として通商の特權を獨占する風行はれ、嚴格なる制限を加へたり。アドリア海及びポー川流域の如きはヴェニスの獨占到歸し、黒海はヴェニスとジェノアの間に烈しき競争ありしが、遂にヴェニス市、優勝を制し、又バルト海及び北海の商利はハンザ同盟の獨占到歸せり。嘗に商路のみならず、商品の上にも獨占主義行はれ、嚴重なる拘束を加へたれば、中世紀に於ては自由の發達を見ることを得ざりしなり。

市民・市制、市の裁判 市の住民には職工・商人等の種類甚だ多し。凡て之を市民と云ふ。獨逸語⁽¹⁾ブルゲル、佛語⁽²⁾ブルジョアは市の住民の義なり。凡て領主の臣隸となり、領主より或る條件の下に權利を與へらる。大多數の市にては市民たる名譽を保ち市會に出席する權利を市民に與ふるのみなれども、最も富裕なる市にては己自身を支配することを許さる。之を自由市といふ。自由市は武士と同等の權利を有し、他の諸役若しくは自由市と宣戰講和をなすことを得。其の權利の印として金を貯ふる倉庫あり、市廳には急を傳へて全市民を召喚する爲の警鐘ありき。

市に市會あり市會議員の數は其の大小によつて一樣ならず、少きは四人乃至十二人、多きは

(1) burgher
(2) bourgeois
(3) free city (Frei-stadt)

百人より成れるあり。議員中より市長を選出す。これ等は凡て市の名族なり。中世紀には同等の権利といふ觀念なく依然封建的雰圍氣の中にあり、市の公吏は市民に對して絶對權を有し、裁判を決し犯罪者を刑し税額を定め、市の城門の鍵を保管す。市民は武装して集まり、司令者の命を聞きて敵と戦はざるべからず。なほ大廣場又は寺院に開かるゝ市民會に出席し、市の事務の報告を聴取す。

市民は武士の如く正義の爲に戦ふことを得ず、市の裁判所にて裁判を仰がざるべからず。舊き習慣に従へば被害者又は其の親族は原告となる。原告は罪人を指名し、跪きて聖像に手を置き、害を加へられしことの眞實なるを誓ふ。被告は原告の言ふ所につきて一々抗辯す。裁判所にて屢レ、デュエル（闘格）ヲをなさしめ、勝者を正しきものと判決せり。

凡て裁判は公衆の前にて開き、屢、廣野に開かるゝことあり。その進程は之を記録せず。習慣によりて刑の種類・方法を定め、裁判官は之を改むこと能はず、謀殺者は絞殺せられ、放火者は火刑に處せらる。婦人にして死罪に當る者は生きながら葬らる。法規は例外なしに行はる。犯罪者逃走して不在なる時は、桶を作つて之を刑し、自殺せばその死骸の首を切る。蓋し人を殺害せし者には其の爲し、如くなすを正義と信じたればなり。牛、人を殺し又は野猪、小兒を食へばこの獸を絞首せり。斯く動物を刑することは中世紀の終まで續けり。

⁽¹⁾ 職業組合 獨逸にては、僧正・侯伯の住所の附近に都市を建て、僧侶・侯伯等其の領主となり、商人は其の借地人となり、工人は其の奴隸として領主及び其の人民の爲に勞作し、領主の武士及び家臣は工人及び商人を支配せり。されど、人民の増加するに従ひ、其の義務を軽くし奴隸たりし工人さへも借地料を納めしむるに過ぎざりき。かくして市人は凡て自由民となり、十三世紀には市會を設けて重なる市政を議し、裁判又は宣戰・講和をなすに至れり。

初め工人の尙僧正の奴隸たりし時、已に同職業の者、各組合を作りて僧正の爲に働けり。之を職業組合といひ、各組合には長をおけり。例へば鍛冶職組合・鞍工組合・裁縫師組合等の如し。是等の工人次第に自由となり、領主に支配せられず領主の爲に働かずして自身の爲に働き、自ら其の生産品を市場に賣るに至りても、尙職業組合を繼續せり。各組合は一團體をなし、共通の金を有し同一の旗を持ちて行列し、又戦地にも赴けり。而して其れレ保護聖僧あり。（大はセント、ジョセフ、靴工はセント、クリスピンを保護聖僧とす））其の組合長は同職の者を管轄し、各組合には組合規程ありしかども成文となさざりき。佛國巴里の職業組合規程は十四世紀に至りて成文となれり。この規程には同職に従事するを許す者の資格を定む。少年は先、徒弟として主人に仕へざるべからず、主人は之を教へ且、衣食せしむ。徒弟は主人の爲に働き、主人に従順ならざるべからず。主人には徒弟を打擲する權利あり。數年主人に奉公して一人前となれば旅職人となり、又は使用人の爲

- (1) Guild (Corporation)
(2) Saint Crispin

- (1) duel

に働きて給料を得たり。旅職人は浮浪人の類にして絶えず諸市を遍歴せり。佛國にはこの習慣久しく残れり。自ら開店し得る丈の資本あれば主人となりて組合會に出席する權利あり。職業組合規程によれば己の店以外にて働くことを得ず。公衆の來店せる時、常に在宅せざるべからざればなり。夜間働くべからず。製作品不良なるべければなり。規定以外の材料を用ひ又は分量を製出するを得ず。例へば銀工は銀に金を加工せざるべく、彫刻家は木像以外の者を作らざるべきが如し。又衣服の布片一定量より廣過ぎ、又は狭過ぐる時は其の物は没收せられ、商人は科料に處せらるべし。組合員は名譽を重んずべし。名譽は商品を正直に賣るにあり。此の規程は、互に他を牽制して之を監督すると同時に、他市の商人若しくは他の組合の者に對して互に援助せり。組合の外、何人も製造し販賣する權利を有せず。若し組合の承認なくして開店せば店は直に閉鎖せらるべし。裁縫師は古着屋の新調服を賣るを禁じ、轡師・鐙師は、鞍工の轡・鐙を作る者に對しては規程違犯者として告訴せり。重なる商業は肉屋・織物屋・染物師・石工・武具師・大工・皮革師等なり。獨逸の多くの都市には、十八乃至二十の職業の種類あり、巴里にては一百以上の種類ありき。各職業は一の組合をなすを常とすれば、間、數組合に分たるゝことあり。中世紀には凡ての職業組合を作り、兩替店・醫師は勿論、大學教授さへも組合を組織せり。商人は工人よりも貴し。遠路より物貨を輸し、莫大の利を得ればなり。

商人は初め武士又は僧正に仕ふる小吏より賤しかりしが、遂には彼等と共に會議に列し又は武士とさへなりたり。一二七八年獨帝ルドルフの戰に勝つや、チエーリツヒ商人の子弟百人を武士となせり。武士は初め商人出身の武士を卑しめ、彼等と試合をなすを拒みしが、後には職業として之を見、商人は重要な位地を占め、自ら君主と稱し貴族と稱するに至れり。

貨幣經濟 封建制度廢れ都市發達して商工業興るに及び、自然經濟時代終りを告げ、貨幣經濟時代之に代れり。ゲルマニア人はもと勞働を尙ぶ風ありしが、基督教の感化を受くるに及び、勞働を以て人生の訓練とし、古代生活の現世的享樂的なるに比して遂に眞面目となれり。是經濟生活を發達せしむる有力なる一原因にして領主の獎勵、人口の増殖等と相須つて工業の發達を促進し、生産の過剰を以て有無相通ずるに至り、通商貿易盛となり、茲に貨幣經濟時代に入れり。

貨幣經濟は中世の後半期に行はれたれども、中世前期に於ても固より貨幣なきにあらず、フランクの諸王は貨幣を鑄造したり。貨幣鑄造は最初國王の特權なりしかども、後、次第に之を諸侯に許せり。されど金銀の産額少かりしを以て寧ろ價格を定むる一種の標準として貨幣を用ふるに過ぎず、取引にはなほ物品の交換を行へり。十世紀の頃、鑛山各地に開かれ、中にもボヘミア・サクソニアの銀、ボヘミア・ザルツブルグ・トランシルヴァニアの金最も名高く、十

二世紀頃より遂に金銀貨の流通を見るに至れり。

貨幣經濟の早く行はれしは伊太利なり。伊太利には封建制度流入せざりしを以て封建制度に隨伴せる自然經濟の行はれざるは自然の勢なり。殊に羅馬法王廳の經濟は貨幣經濟の發達を促進せしめたり。蓋し法王廳の收入は大陸各地より徵集せられ、遠隔の地より輸送するを以て、貨幣を便としたればなり。かくして法王廳の經濟は貨幣主義によつて營まれ、徵集の衝に當れる者は伊太利銀行家なりき。伊太利の他國に率先して銀行業を營みしも實は法王廳の經濟に起因するなり。十三世紀以後は歐洲各地の都市に行はれ、一般經濟界の進歩と共に益々興隆するに至り。遂には自然經濟に立脚せる封建制度は貨幣經濟の爲に其の基礎動搖するに至れり。

(1) balcony

中世都邑の状態 中世都市の内部は現今と異なり、富豪の者は小城塞を作り、小商人の家は農家の如く庭園及び倉庫を有せり。職人町ありて同職業の者は同町に住せり。例へば革師町・鞍工町の如し。商家は店先の土間を仕事場に宛つるを以て、店頭客、皆仕事場を見得べし。家屋は多く木造にして數層ある家は下層より上層に至るに従ひて漸く廣く、軒廡を街頭に突き出し、向側の家屋と殆ど接觸する様にし、主人・家族茲に居る。家根は葺き出しとし、屢々破風・櫓又は窓あり。雨多き地方にてはバルコニーを作る。街衢は狭きあり、廣きあり、鋪石も不正にして泥土多く、商業町にては商品を以て埋められ、他の市には牝牛・豚等自在に往來せ

り。十五世紀には皇帝、市に行幸するに際すれば、市會は絞首臺の首を取り除け、家の前にある汚物を掃除せしむ。街衢は今日の如く通行人の爲に作れる道路にあらず、其處に住める市民の爲のみに作られしもの如し。

市は濠又は城塞にて圍まる。城壁には多數の圓形若しくは方形の塔あり、一百の塔を有せざるは少數の小市のみなり。ニュルンベルヒには三百以上の塔あり、塔は防備及び裝飾の用に供せらる。

市は城塞にして大門あり、夜間は之を鎖せり。民家も區々にして一定せず、現今に比すれば不整頓なれども、變化ありて見事なり。ニュルンベルヒは中世紀其の儘の原形を存せる好標本なり。

交通の不便 封建時代には小領主割據せしかば、水陸を問はず關所を設けて通行人及び物品に税を課して領主の收入となせり。マインツよりライン川を下りてケルンに赴くには四十餘里に過ぎざれども、十三個の關所を通過せざるべからず。かかる不便あるのみならず、海陸共に盜賊横行して貨物を強奪せしかば、不安全にして商品を遠地に輸送すること能はざりき。されば羊毛十一包の價、佛國カレーにて六百十二フロリンなりし者、之を伊太利・ミラノに運搬する時は運搬賃のみにて三百四十八フロリンに上れりと云ふ。

通商の區域

商品

伊太利の未だ地中海の商權を獨占せざる以前に於ては、地中海の要港は

佛國マルセイユにして西方の貨物を東方に送り又東歐の貨物を茲に集中せり。マルセイユよりローヌ川に沿ひ、北に進みてライン川流域に出で、其れよりフランドル地方に出で海を渡つて英國のロンドンに至れり。又バルト海より東歐に出るにはバルト海よりドイヴナ川を渡り南より進みてドニエプル川を下り、キエフを経て黒海のオデッサに至つて遂にコンスタンチノブルに達せり。即ちオデッサ・コンスタンチノブル・マルセイユ・ロンドン及びバルト海の五個所を連ねたる線を以て中世の商業區域とし、ドナウ・ラインの兩河は陸上交通の重要な動脈をなしたり。然るに、ロシア内地の交通梗塞し、東羅馬帝國の首都コンスタンチノブル衰ふるに及び、地中海の商權は伊太利諸市の獨占する所となれり。

其の取引商品の重なるものは北歐の毛皮・蠟、バルト海の鯡、英國の羊毛・錫、佛・伊の織物、佛國の葡萄酒、獨逸の染料等なり。サラセン人の手を経て輸入せらるゝ物貨については前章に詳述したればこゝに再説せず。

都市の特權

元來、市場は地方の物資交換の場所として發達したるものにして靈場・寺院・

王宮若しくは港津等の地點に開かれたり。市場には年市・週年・日市あり、開市の特權は僧俗の領主に歸し、彼等は自由に市場を開きて一定の課税を納めしめたり。

- (1) Rhône
- (2) Rhine (Rhein)
- (3) Dvina
- (4) Dniepr
- (5) Kiev

(6) Odessa

伊太利の自由市

中世紀の後半に至り最も勢力あり而も世界に最大の影響を與へたる者は伊太利都市なり。伊太利をして迅速なる發達をなさしめしは、種々の原因に因るべしと雖も、重なる原因は、東方貿易及び十字軍によりて與へられし商業上の刺激に在りとす。富裕となると同時に勢力も強く、重なる伊太利諸市は自治市となり、名のみ法王若しくは皇帝に隸屬せり。十三世紀の末、北部及び中部伊太利は殆ど二百の小共和市に分たれ、各市の黨争及び諸市相互の争闘已まざるに恰も古代希臘諸市の如し。其の後、民主制到る處に破壊せられ、大部分は少數者の手に落ちたること、これ亦古代希臘都市の僭主政治の如し。

伊太利諸市の中最も有名なるはヴェニスなり。五世紀の初、フン族の酋長アッチラの來襲に逢ふや、ポー川の平野に住める種族、アドリア海の沼澤に逃れて難を避け、其の後、戦勝と協商とによりて次第にヴェニス全島を占領し、遂に東地中海の主となれること、恰も第一ボエニ戦役前に於けるカルタゴの西地中海に於けるが如し。十字軍以前にすら、已に東方との貿易を營みしが、十字軍以後、急速の發展をなし、十三世紀より十五世紀にかけて隆盛を極めたり。其の海上權の優越なることは毎年舉行せる「アドリア海との結婚式」によりて知るべし。この慣習は一七七年羅馬法王アレクサンドル三世、ヴェニス人の忠誠に對する感謝の表彰としてヴェニス市のドージに指環を與へたるに始まれり。法王曰く「海上權を有する表徴として之を與ふ。今

- (1) Wedding the Adriatic sea
- (2) Doge

後、汝及び汝の後継者は毎年アドリア海と結婚式を挙げ、以て世人をしてアドリア海はヴェニスに屬し、花嫁の花嫁に對する如く、ヴェニスに從順なることを知らしむべし。』と。此の儀式は中世紀に於ける壯觀の一なりき。ヴェニスは十五世紀の中頃より衰へ、オスマン、トルコの東地中海奪取及びコロンプス・ヴァスコ、ダ、ガマの新航路發見によりて致命傷を受けたり。

ジェノアはリグリアの海岸にあり、ヴェニスに次げる大市なり。其の隆盛を極めたるは、一二六一年、希臘皇帝のラテン帝國を亡して君府に復歸せし以後なり。蓋し希臘皇帝の君府回復は全くジェノア人援助の功によるを以て、其の報酬として商業上の利權を與へたればなり。

是よりヴェニス人はジェノア人を嫉視し、二共和市の艦隊が殆ど二百年間海上權を争へるは恰も古代羅馬とカルタゴとの如し。ジェノアもヴェニスの如く、十字軍の間に莫大の利益を獲得せしが、土耳其人の君府を陥るゝに及びて全く衰へ、ジェノアの商人は黒海より驅逐せられ、亞細亞との關係殆ど絶えたり。

フロレンスはアルノ川の上にあり、伊太利共和市中最も富裕にして、最も有名なる國なり。海上貿易の利なしと雖も、智的天才と工藝的熟練とは市人獨特の長所にして、工業・經濟・文學・美術に於て中世末期の中心たりき。實に文學者・藝術家・政治家・銀行家の偉人の輩出せしこと、古今を通じてアテネの外嘗て見ざる所なり。ダンテ・ペトラルカ・ボツカチオ・マキ

- (1) Osmanli Turks
- (2) Columbus
- (3) Vasco da Gama
- (4) Liguria
- (5) Arno

- (6) Dante
- (7) Petrarcha
- (8) Boccaccio
- (9) Machiavelli

- (1) Michelangelo
- (2) Galileo
- (3) Amerigo Vespucci
- (4) Cosimo de Medici
- (5) Lorenzo de Medici

- (6) Saint Bernard
- (7) Saint Gotbard
- (8) Hanseatic league
- (9) Lübeck
- (10) Hamburg

- (11) Bremen
- (12) Riga
- (13) Bruges (Brugge)

アヴェリ・ミケランジェロ・ガリレオ(1564-1642 A. D.)、アメリカゴ、ヴェスプッチ(1452-1512 A. D.)、コシモ、デ、メヂチ(1389-1464 A. D.)及び其の孫ロレンツォ、デ、メヂチ(1449-1492 A. D.)等皆是なり。

ハンザ同盟 獨逸はアルプスのセント、メルナルド越・セント、ゴタルド越によりて伊太利に通じ、伊太利商業の背景とも見るべき地位にありし關係上、西南獨逸の商業著しく發達し、銀行業の如きも伊太利に次ぎて見るべき者あり。アウグスブルグ・ニュルンベルヒの如き其の著しき者なり。東北獨逸の方面は十二、三世紀以來頻にスラヴ人を追ひて拓地植民を試み、新に都市を開き寺院を建てしが、人口次第に増殖して富盛に赴けり。

當時商業は武力によりて其の安全を保障する必要ありしかば、十四世紀の中頃、北獨諸市は戰艦を作りて商路を守衛し勢力を強大ならしめて商業を擴張せんが爲に同盟を組織せりハンザ同盟是なり。リユベック、實に其の盟主たり。北獨逸のハンブルグ・ブレーメンを初としネーデルランドの諸市も多く之に加はり、十六世紀には八十以上の數に達し、東はリガより西はブリュージュに至れり。瑞典・那威及び露西亞の各港には城壁を築き、傭兵をして之を守護せしむ。傭兵は凡て未婚者にして店主・旅職人・徒弟等より成り、一の組合を組織せり。毎年大船はフランドルの毛織物及びリンネルの服地、東洋の香料・絹等を積載してハンザ諸市より出帆

す。船は武装をなし兵士を以て充され、甲板は二つの木塞によりて防禦せられ、遠く航してベルゲン・リガ・ノヴゴロド等に達せり。貨物は検査せられ、争訟起ればハンザ裁判所にて決す。歸航には木材・漆・毛皮殊に乾魚を積載す。當時多量の鯨、バルト海に産し、之を全歐に供給せり。ハンザ同盟は武力を有せしを以て、一時は那威王をも壓し、同盟以外の船を入るゝを禁じ、屢々王國と開戦したり。されど、十六世紀に至りては勢力漸く衰へぬ。

フランドルには富有なる都市多し。當時英國に工場なきを以て、羊毛をフランドルに輸出し、フランドルにて織染・裁縫せる衣服は全歐に廣まれり。又多くのリンネル製造所あり、此の地の織物師・染物師・裁縫師・鍛冶等も獨逸に於けるが如く組合を作れり。中にもブリュージュはハンザ同盟の一大港にして、當時十八萬の人口あり、ガン及びイーブルと共に他の諸市を支配せり。名はフランドル伯の領土なれども、吏員は富商中より出で、己の工人を兵士とし、屢々フランドル伯と戦ひ、彼等の習慣を重んずることを誓はしめて後、其の君主たるを承認せり。十五世紀に至りブリュージュ市衰へて其の富はアントワープに移れり。

市府の裁判官 普通裁判所は商業上の事件を裁決すること能はざりしかば、商業市にては特別の裁判所を設くる必要あり。十三世紀には伊太利諸市は皆商務官を設けて事を處理せしめしが、間もなく佛蘭西・西班牙等に弘まり、各商港には海事裁判所ありて水夫・船長・乗客等の

- (1) Bergen
- (2) Novgorod
- (3) Gand (Ghent)
- (4) Ypres
- (5) Antwerp

間に起れる事件を裁判せり。かくて海事裁判所にて行はれたる慣習は次第に法律の效力を有するに至り、この判決例を蒐集したり。中にも十四世紀にバルセロナにて編輯せしコンスラー、ド、メール最も有名なり。地中海の諸市ジェノア・ヴェニス・バルセロナ・マルセイユ等にては各港内に倉庫・埠頭・住家を置き又裁判所をも設けたり。裁判官は其の地の君主の許可を得て、商人間の訴訟事件を裁決し、必要の場合には之を保護する任務を負へり。これをコンスルといふ。コンスルは己の市府の人民にして其の地に定住せる者の裁判官たると同時に、其の駐在せる國の政府に對して彼等自身の市府を代表する者なり。今日の領事は之と同一の名と任務とを保持せる者なり。

銀行・兩替・爲替 封建時代は自給自足主義を採れるを以て貿易起らず、従つて資本の必要なかりしかば、資本主義の起らざるは自然の勢なり。十二、三世紀頃、貨幣經濟の行はるゝに及びては、小君主及び都市自ら貨幣を鑄造せしかば、全歐洲には幾百種の貨幣行はれたり。而して各人は成るべく多くの利益を獲んことを欲して其の品質を粗惡にし、不良不純の者を用ひ、價格も頗る區々たりき。この取引上の煩雜を避けんが爲に兩替屋といへる特別の專業起れり。兩替屋は各國の貨幣を備へ置き、手数料を收めて市内通用の貨幣と引換へたり。かくて、兩替屋は多額の現金を有せしかば、商人若しくは主君の需に應じ、之を貸付して利子を收めたり。

- (1) Barcelona
- (2) Consulat de mer
- (3) Consul

はじめ基督教會は貸金の利子を收むることを禁ぜしかば、貸金事務を行ふ權利は猶太人に限られしが、後には伊太利の兩替屋も佛國諸王より之と同等の權利を許容せられたり。彼等は臺の上にて貨幣を取扱ひたれば⁽¹⁾バンカーと云へり。此の金融事務は伊太利人の獨占する所なりしより、後にはロンバルディア人と云へば直に銀行業者を意味するに至れり。かくて伊太利の貨幣は西歐到る處に通用せられ、世人は伊太利の貨幣デユカット⁽²⁾又はフロリン⁽³⁾を以て計算するに至れり。デユカットは公國⁽⁴⁾の意より命名せられし者にして、もとヴェニス・ジェノアの貨幣なりき。又フロリンはフロレンスの貨幣にして其の表面にはフロレンス市の旗幟たる花⁽⁵⁾を刻せるを以て名づけたり。

銀行家は多く同時に二個以上の市府に銀行を有せしかば、一地方より他地方に旅行する者は爲替券を携帯し、彼の地にて現金を受取り、之によりて手數と途中の災害とを省くことを得たり。爲替法は十三世紀の末より一般に行はれ、十四世紀に之を完成し、各銀行は雷に其の支店のみならず、同業者の凡てに向つて手形を發行するに至れり。爲替は猶太人の發明する所なりと稱せらるれども、其の起源明かならず。

中世都市の次代に及せる影響 近世文化は僧庵・城塞・都市即ち中世紀生活の三大中心を傳承せる者なり。中にも都市は近世文化に著しき影響を及したり。

(一) 都市は中世紀に於ける商工業生活の中心なり。是近世歐羅巴文化の特徴たる國際的交通及び貿易の組織の基礎なり。

(二) 中世都市は僧庵と共に建築・彫刻・繪畫の保護所にして、自由市の生活は之が爲に美化せられたり。壁畫を以て飾れる家屋、彫刻に富める職業組合所・會議所、技術的の門、市役所及び寺院等は今尙存し、中世紀の都市は美術史上重要な資料を給せり。

(三) 都市は近世の政治的自由の誕生地なり。都市の住民は重大なる政治的將來を有する新階級即ち第三級⁽¹⁾より成る。十三、四世紀の間、英國の如きは都市の代表者は、國會に於て貴族・僧侶と共に國政を論議するに至れり。是國會發達史上最も注意すべきことなり。

(四) 模範的なる自由都市は古學復興を世界に齎せり。此の一大智的運動は遂に中世紀の終を告げしめ、近世文化の曙光を放てり。

(1) Third estate (Commons)

(1) banker
(2) ducats
(3) florins
(4) ducatus
(5) flora

第十三章 中央集權制の樹立

中央集權の起り 中世紀に於ては各大地主は其の領内にては一の君主の如く、自由市は共和國の如し。されば一王國は幾千の小獨立國に分たれ、侯伯若しくは自由市は現今の獨立國の如く、自身の裁判所・國庫・軍隊・法律及び完全なる政府を有し、又自ら通商條約を結び宣戰講和をなせり。故に英國を除きては、全國共通の政府なく、國民なく國家なきなり。故に封建的無政府といはる。

統一を欲する法王黨及び羅馬法を研究せる法律家は、此の状態を以て不敬虔なり不道理なりとして攻撃せしかども、武士・市民は唯習慣を重んじてこの組織を維持せんとせり。然るに、佛王・ブルグンド侯・バヴァリア侯・サヴォイ侯の如きは、其の領土・人民並びに收入を増さんとし、征戰・結婚政策又は外交手段によりて頻に新領土を獲得し若しくは其の權威を承認せしめて裁判權・貨幣鑄造權並びに收稅權を擴張せり。かくて十四世紀にはネーデルランドはブルグンド及びフランシュ、コンテと共に一王國となれり。又佛王チャールス五世は從來の如く王族に領土を分與するを禁じ、王領は分割せらるべからずとの主義を立て、次第に統一的中心を作り、凡ての人民凡ての軍隊をして一君主の下に従屬せしむ。之を中央集權制(1)といふ。

(1) feudal anarchy
(2) Franche Comté
(3) centralization

王の陸軍 佛國チャールス七世は戰時に兵士を募り之に一定の給料を與へたり。⁽¹⁾ソルド即ち給金を與ふるより之をソルデア(2)といへり。各隊には隊長ありて兵士を補充し、之を指揮せり。されど王は人を兵營に遣して全員を點呼せしめ、閱兵の後、始めて金額を隊長に支拂はしむ。百年戰役に從軍せしはこの兵士と武士(3)となり。軍隊は始め槍と鐵鎖の兜とを用ひしが、後には上衣を着け、矢・クロスボー又は劍を持てり。チャールス七世は、今後、王の外、金を支給して兵を貯ふることを禁じ、是より王のみ兵士を養ふ權利を有するに至れり。

英國にては武士の出征を希望せざる者に對しては免役金を納めて免れしめ、これを以て多くの傭兵を募集し、諸侯に對して權力を振ふことを得たり。南獨人・瑞西人・伊太利人等は傭兵として盛に活動し、王權の伸張を助けたり。蓋し封建武士は其の直屬する主人に服従すれども、王の命令によりて動かず、不統一にして割據的なりしを以て、軍隊の統率上、傭兵を以て便としたるなり。後の常備軍の起れるもかゝる事情に基づけるものにして、傭兵制度より次第に發達したるものなり。

(1) solde
(2) soldier

王の歳入 佛王は戰争又は歡樂に耽り、爲に王領の收入は其の費を支持するに足らず、屢々貨幣の改鑄をなし、かば、貨幣の價格漸く下落せり。又王は國民より税を徵收せんが爲に平民會を召集し、王は茲に税を課する權利を得たり。北佛にては通例バウンド毎に商品殊に飲料に課

税せり。今の間接税の如し。之をエードと云ふ。南佛にては各戸毎に戸數割を課せり。即ち今の直接税なり。之をテューといふ。⁽²⁾されど、議會は、短期毎に承認し、長くとも二三年を約せしに過ぎず、王は常に之を繼續せんことを求め、議會は負擔の重きを批難せしかども遂に之を承認したり。一三五六年ジョン二世敗北の後、北部議會（バリ、エステート）は朝廷の奢侈を抑へんが爲に、精細なる監督法を組織し、十二人の監督官を置きて各州の税を定め、且監督することを委任せり。監督官は其の下に専務官を任命して精細に之を調査せしむ。後三年、王再び有力となり、全機關を自身の者とし、自ら監督官を任命し人民に協議せずして徵税せり。是よりエードは永久税となれり。チャールス七世は一四三九年オルレアンに議會を召集し、軍隊に支拂ふべき税を協賛せしむ。この議會も毎年農夫・市民より財産に應じて收税するを決議し、遂に永久税となれり。今や王は王領の收入のみによりて生活せず、エード及びテューの二税によりて歳費を供給せり。これフランス革命前まで王室の主なる歳入たりしなり。

王の司法權 各領主は初め裁判權を有し、武士をして訴訟を斷じ、罪人を罰せしめたりしが、王權強盛となるに及び、王の裁判官は己等のみ王領に關する事件を裁判し得るとなし、侯伯若しくは市の裁判に敗訴せる者は王の裁判所に控告するを得しめたり。十四世紀より十六世紀まで判官・法律家は有力なる社會の一階級となり、武士に代りて刑事・民事を裁判するに至

(1) aides

(2) taille

れり。王は各裁判所に罰金を徵收せんが爲に執行官を置き、裁判所には判決を記録する爲に書記をおき、罪人を警衛し拘引する爲に巡查・看守をおき、被告をして己に代りて裁判事件を處理せしめんが爲に辯護士を用ひしむ。凡て是等法律家は力を致して侯伯・都市等に反對し、王權の發達、中央集權の確立に絶大なる幫助をなしたり。

新裁判法 中世紀の裁判所は、舊ゲルマニアの習慣によりて裁判し左の手順によれり。

(一) 判官は人民の告發するにあらざれば罰すべき權利なし。この原則は犯罪は被告及び其の一族の外、國家に何等關係なしとの觀念より來れるなり。蓋し國家は甲、乙に對して復讐せんとし、之が爲に社會の秩序を紊す恐ある時のみ、之を防止せんが爲に干渉すべきなり。

(二) 判官は被告をして事情を辯疏せしめ、公衆の前にて之を聽き且判決す。彼自身白狀するか若しくは二人以上の證人ある時のみ處刑し得べし。

(三) 審問は口述・證據品等につきて行ひ、之を記録することなし。

之が裁判の任に當る者は、武士及び市民自身なり。寺院裁判所にては已に羅馬法を適用せしが、王の裁判所にては法律家を採用して専門の裁判官をおくに及び、次第に羅馬法を適用し、また裁判の進行は之を記録し凡て組織的となれり。是よりたとひ人民告發せずとも、犯罪の嫌疑ある者は直に之を拘引して罪の有無を糾問し、判官の適當と考へし方法を取り、鞫問・口供・

(1) 假定的證據等を試むるに至れり。されど、判官一人有罪なりと認めたるのみにては十分ならず、⁽¹⁾ 自白するか二人の目撃者あるにあらざれば刑を執行し得ざる習慣を守りたり。而して二人の證人を發見するは稀有の事なりし故、判官は處刑せんが爲には自白を強迫する外、他の方法なかりしかば、十三世紀より古代に行はれし方法を用ひて拷問をなせり。歐洲の裁判所にては十八世紀の末まで拷問一般に行はれたり。拷問は國に従ひて一様ならず、⁽²⁾ 巴里を始とし、佛國にては多く椅子に横はらしめ、漏斗を以て水を口内に注入し、所謂水責めの法を用ひたり。獨逸にては、ストラッパド⁽²⁾とて兩手を縛し兩足に大なる錘りをつけ、滑車にて之を空中に吊り上げ、不意に落せり。此の時、衝動の爲に四肢の關節を挫く。西班牙にては兩脚を二枚の板の間に挟み、板と脚との間に楔を打ち込みて骨を挫きたり。又爪の間より血の流れ出るまで拇指を押しつづすことは、何國にも行はれたり。拷問の種類甚だ多けれども、之を用ふる原則は同一なり。嫌疑者自白せざる時は、判官は白状するか身體の弱る迄拷問を續けて再び牢屋に入る。若し食言すれば再三再四之を拷問す。されば白状せざらんには非常の勇氣を要す。判官遂に根氣負けして之を赦免する時は、被告は不具となるを通例とす。拷問は男女の別なく之を行ひしが、貴族及び富人には行はざりき。

其の他、判官は次第に法律を以て習慣に代ふるに至れり。即ち嫌疑者を拘引する時は、何人

(1) Place de Grèvo
(2) Land-tag

とも交通せしめずして事件を審理す。書記は出發の狀況より口供・證言・宣言等に至る迄、一々之を記録し、之が爲に數月若しくは數年を要す。この間、被告は牢獄に留置せらる。かくて牢獄は裁判所に無かるべからざる者となり、しかも薄暗き換氣なき汚穢なる者なりき。十六世紀の法律學者曰く「牢獄は厩よりも汚穢として、入牢者は寒さに凍え饑に泣き、虱に苦しめらる。人之を訪へば檻内の熊の如く、暗所より頸を延して哀みを請ふ云々」と。事件落着すれば審問調書によりて判決す。被告は判官の判斷せし材料について知ること能はず、宣告文を被告に読み聞かすのみ。かくて裁判方法は中世紀の始に公開・口述・迅速を尊べるに反し、秘密・記録・緩慢を主とするに至れり。中世初期の法官は罰すべき權力を有せず、犯罪者屢々逃走せしが、後には犯罪者を十分取り締ることを得たり。判官は前に比して有力に而も組織的となりしかども、犯罪人に對しては嚴酷となれり。其の他、中世紀には刑罰の野蠻的制度を改正せんとせず、梟首・火刑・耳切り、手切り、鞭笞等をなし、新刑具さへ發明せられたり。各市には刑の執行場あり、通例、市の中央に設けられ、公衆之を觀覽せり。巴里にては市役所に近き⁽¹⁾ プラス、ド、グレヴにあり。判官は罪人を寛假せず、十八世紀の終まで中世紀の如く殘酷なりき。

伊太利諸國の絶對權

獨逸の王侯等は人民より己の行爲を論議せらるゝを喜ばず、⁽²⁾ ランド

タハの召集を中止し、一時承認せし徴税を永久的のものとなし、王侯の意の儘に徴收せり。計略・腐敗・脅威・妥協若しくは武力を用ひて議會を壓迫し、王は金力と武力とを以て政治問題を處理せんとし、次第に君主權を伸長せり。されど王侯の絶対權は十三世紀頃、まづ伊太利に樹立せらる。市の傭兵の長は、市會を抑壓して君主の如く支配せり。中にもミラノ市の⁽¹⁾ヴィスコンチは最も有力にして全ミラノを統一して一國とし、皇帝より侯の稱號を受く。是等の伊太利王侯は皆外國人にして強暴を以て人民を恐れしめ、壯麗を以て驚歎せしめたり。已に勢力を得るや、唯金力と兵力によりて恐れしめ、信服する者なきを知らば、金力を以て多くの間諜を派して隱謀を摘發し、守兵を嚴にして外敵を防ぎ、内亂・外寇なからしむ。最も賢明なりと稱せらるゝミラノ侯⁽²⁾ルドウィックは臣下をして君に近づかしめず、辛うじて聽取し得る距離に坐せしめ、民に重税を課して憚らず、クレモナの⁽³⁾一市民が新税に反對するを探知するや、秘密に之を絞殺せり。ルドウィックは美術を愛し、アカデミーを建設し、⁽⁴⁾ブラマンテ・レオナルド、ダ・ヴィンチの如き、當代の大技術家を保護せり。基督教寺院中最大なるミラノ寺院及びバヴィアの美麗なる僧庵は暴君⁽⁵⁾ジョヴァンニ、ガレッツォ、ヴィスコンチの建てし所なり。

伊太利市は相互に争鬪し、これが爲に住民減少して兵を補充する能はざるに至り、軍隊受負人と契約し、相當の報酬を與へて各市の爲に戦はしむ。傭兵制度是なり。兵士を職業とする者

- (1) Visconti
- (2) Ludovic
- (3) Cremona
- (4) Bramante
- (5) Giovanni Galezzo Visconti

は各國より集り、報酬の高下によりてこれに仕へ、一市より他市に轉々せり。スウイス人の如きは、傭主の爲に正直に働きたり。されど傭兵の長は互に相害せざるを誓ひ、戦争は恰も觀兵式若しくは演習の如くなりき。⁽¹⁾マキアヴェリ曰く、「戦争は危険なく進行し破滅なしに終る。」と。

革命相次ぐこと二百年に及ぶや、伊太利人の大多數は自治制を嫌ひ、各市は次第に王侯を選びて完全なる主權を與へたり。一三〇八年大會議を⁽²⁾バドヴァに開きて國を救ふべき方法を議せり。法律家曰く、「共和制は滅亡に近づけり。萬事は王侯を要求す。獸群は先達に従ふ。平民は頭領に服従すべし。王侯をして吾人の君主たらしめ、其の意に従つて法律を作り國を治めしめば永久の平和、期すべし。」と。直に⁽³⁾ジァコモ、ド、カラを、バドヴァの王としたり。各市は其の君主なきものは他市に從屬し、または傭兵の長に支配せられ、或はヴェニス・フロレンス等の強國に征服せられたり。

三大商業市即ちフロレンス・ジェノア・ヴェニスは固有の憲法を維持せり。フロレンスは衣服商及び銀行家の市にして、他のトスカナ州の諸市を征服して其の首府となり、富豪の銀行家メデチ家を王とせり。ヴェニス・ジェノアの二市は地中海上の良港にして、アレクサンドリアに航して東洋の貨物を求め、コーカサス地方に奴隸を求めて之を賣れり。二市共に⁽⁴⁾ドイジをお

- (1) Machiavelli
- (2) Padova (Padua)
- (3) Giacomo du Carra

- (1) Golden book
 (2) Secret council
 (3) Adige
 (4) Nicola di Rienzi
 (5) Tribune

けども、實權は貴族會に在り。中にもヴェニスは、貴族會の勢力最も強大にして、黄金書に記載せられし舊族の外、會員たるを得ざりき。十四世紀に貴族會閉鎖せられて樞密會新に起り、毎年十人を選出して大事を決し、刑を執行せり。ドージは傀儡の如く、莊麗なる服を着けて儀式に臨むのみ。政權を執らんことを企てし二人のドージは何れも死刑に處せられたり。ヴェニスには多くの戦艦ありてアドリア海沿岸及び多島海諸島を征服し、又傭兵をして伊太利諸市を攻めしめ、其の境はアヂジェ川に達せり。十三世紀より希臘帝國の八分の三の主となり、十五世紀には凡てのヴェニス人を支配せり。其の領有せし地方には、貴族を派して之を治め税を徴せしめ、ヴェニス商人は其の從屬市にて賣買をなす權利を有せり。ヴェニスは當時歐洲の最も富める市にして、元老院はこれを歐洲最美の市たらしめんとし、珍稀の大理石を以てサン、マルコ寺院を立てたり。貴族等は競つて海岸若しくは水中に壯麗なる建築を起せり。今はいたく荒廢して寂寥なれども、尙宮殿市たるを失はず。

羅馬法王のアヴィニオンにあるや、保護者を失へたる羅馬は未曾有の混亂に陥り、貴族は附近の土地を略有し、市街を封建戰亂の渦中に投じたり。この時ニコラ、デ、リエンチ最下級の人民より出でて非凡の材と雄辯とを以て人民を鼓舞して貴族に反抗せしめ、遂に選ばれてトリビュンとなり、羅馬新政府の首長となれり。忽ちにして貴族を從へて市及び附近の土地を回

復し、羅馬の秩序と安寧とは保障せられたり。羅馬共和政の黄金時代は茲に現出せられ、羅馬人の歡喜は極まる所を知らざりき。此の著大なる革命は、伊太利人の注意を惹き、リエンチの名聲は遠くアルプス山北に轟けり。是に於てリエンチは伊太利半島の諸市を融合して一大共和國を建設せんとし、使節を各市の君主政府に送り、伊太利の統一・自由を勧誘し、伊太利の愛國家・詩人は皆これに賛せり。中にもペトラルカの如きは、リエンチの擧を激賞し、これを以て最大最高の名譽なりとせり。されども伊太利統一は遂に成功せざりき。リエンチは忽ち馬脚を露はし、虛榮心に富める小人なりとして指彈せられ、人民は彼を助けず、羅馬法王は彼を破門し、貴族は一齊に起りて彼に抗し、遂に人民の爲に殺されたり。(1324 A.D.) かくてリエンチ・ペトラルカ及び伊太利愛國家の理想は一場の夢と化せり。

當時の伊太利諸國中重なる者は (一) シシリイ王國 (二) ローマ法王領 (三) トスカナ王國 (四) ヴェニス共和國 (五) ミラノ侯國 (六) サヴォイ侯國 (七) ジェノア共和國等なり。是等は何れも軍國的勢力なく他を征服統一すること能はず、伊太利の國民は當時最も富裕にして最も教育ある人民なれども、小國互に競争して半島内に於ける勢力均衡を保たんことのみ腐心したり。是の地を併合せんとする隣邦強國の爲に好機を與へたる所以なり。

マキアヴェリズム 歐洲君主は舊來の習慣を重んじたりしが、伊太利にては、十三世紀頃、

已に傭兵の長によりて舊來の法令は破壊せられ、十五世紀には何人も舊來の法令を重んぜざるに至れり。されば伊太利人は國家の意義、政治の原理を考究して「政治は君主を最も有力ならしむるを目的とする術なり」とせり。彼等の目に映ずる最良政治家は、最も機敏に己の權力を増大する道を知れる者にして、名譽・品格の高き者にはあらざるなり。ミラノ侯・ヴェニス共和政府は最もこの術に長ぜる者なり。フロレンス人マキアヴェリ(Machiavelli)は「君主」と題する一書を公にして外交術に關する學説を説けり。曰く「當代の最大事業をなせる君主は宣誓を重んぜず、唯威力を以て人民を服せしむるのみ。君主は、己に不利益なる時又は約束せし動機已に消滅せし時は前言を履行するを要せず、又履行する義務なし。唯能く之を修飾して他人をして不快を感ぜしめざるを要す。所謂大詐僞師とならんことを要す。」と。マキアヴェリの推賞せし理想的君主は、ケーザル、ボルジアなり。彼は全生活の間、狐の皮を被りて獅子の行をなせる人なり。彼は敵を賤し、生命を助くるを約しながら之を殺戮せり。シニガグリアにて、伏兵を設けて數人の君主を殺せるを見るや、マキアヴェリはフロレンスの君に報告して曰く「余は信ず、此の稀有なる記憶すべき方法を詳説するは、汝に最も興味あり、最も有益なる者なるべし。」と。マキアヴェリは愛國家の先驅たり。有力なる君主を得て其の力によつて外國の勢力を伊太利より驅逐せしめんとせり。然るに君主をして強大ならしめんには、當時の伊太利にて

- (1) The Prince
(2) Cesare Borgia
(3) Sinigaglia

は正當の道による能はざる事情ありしかば、彼は君主の不徳を認容するを辭せざりしなり。マキアヴェリズムは、伊太利國外に普及し、爾來三百年間は殆ど凡ての歐洲政事家の理想とせし所なり。

佛王の絶對權 初め佛王は王領を以て一族の私有財産と考へ、數人の子ある時は、其の大部分及び王冠を長子に譲りしかども、屢々地を二男以下に分與し、其の子は又之を分割して其の諸子に與へ、或は結婚によりて其の領土を増せり。されば十五世紀の中頃には、左の諸王族存したり。

- (一) ブルグンド家 ジョン二世より出づ。
(二) オルレアン家 チャールス五世より出づ。
(三) アランソン家⁽¹⁾ フィリップ三世より出づ。
(四) ブルボン家 ルイ九世より出づ。
(五) アンジュー家 ルイ八世より出づ。
(六) ブルターニュ家 ルイ六世より出づ。

是等の王族の所領は、王領よりも大にしてブルグント侯の如きはフランシユ、コンテ及び白耳義・和蘭全部を領せり。

- (1) Alençon

ルイ十一世の時、其の領土は、ブルグンド侯チャールスよりも小にして、今の佛國の三分の一に過ぎず、王は絶えず己自身と同様の宮廷あり領土あり軍隊あり國會ある諸侯と戦へり。王即位の初より不平國內に満ち、侯伯は其の權を殺がるゝに不満を抱き、同盟して王に反抗し、佛國を王の惡政より救はんと宣言せり。王は兵力を以て之に當らんとせしが、實力、侯伯に如かず、却て大敗を蒙り、廷吏は巴里の市門を開きて敵を導きたれば王遂に屈服し、一四六五年、コンフラン條約を結び、王は凡ての要求を放棄せり。其の後、ブルグンド侯、チャールス英王エドワード四世と同盟し、英王、兵を率ゐて佛國に侵入せしが、王、敵すること能はず、償金を與へて退去せしむ。已にしてチャールスは獨逸皇帝に選立せられんとの野心を抱き、大軍を出してケルン僧正を助けしが、ベルン人はチャールスに對して宣戦し、スウイス人皆之に與せしかば、チャールスは不用意にも己の全武士を率ゐて瑞西に侵入し、グランソン・モラー(1475)の兩度の戦にて塵殺せられたり。歸りて後、ナンシーに戦死し、ブルグンド侯領は纖弱なる一女子の手に相續せられたり。さればチャールスの死は佛王に取りてあらゆる政策に勝れる結果を齎し、佛王ルイ十一世は直に大兵を發して之を征し、何等の抵抗なくして之を降すことを得、侯領全部を併吞したり。

王は又アンジュー家斷絶せしを以て其の領土を襲ぎ、メーヌ・アンジュー及びプロヴァンス

を王領とせり。その他、サン、⁽¹⁾ポル伯・アルマニヤック伯・アルブレ伯及びヌムール侯等を罰して其の地を沒收し、處置慘酷を極めたり。かくて大諸侯多く亡びて佛國の王權確立し次第に強盛を極めたり。

佛王ルイは武士風よりも市民的の生活をなせり。當代の王侯の如く馬に乗りて狩獵を事とするを好まず、文官の如く長衣を着けて一室に閉ぢ籠れり。屢々市民を訪問して家人と團欒せり。王の功績は王權を強固ならしめて侯伯の上に在らしめしことなり。

ルイはまたミラノ侯ルドウィックを稱讚してこれに倣はんことを努め、重税を課し屢々人民を秘密に監禁して死刑に處し、政府を批難する者を抑壓したり。其の後嗣はルイ十一世ほど獐猛にあらざりしかども、其の主義を踏襲して人民の自由を尊重せず。フランス一世は人民に協議せず法令を改廢せり。凡ての事は王宮内にて秘密に決せられ、十六世紀には王の秘書官のみ眞の主宰者となれり。されども大臣と稱せず、王の名に於て凡ての政治を攝理し、全王國を支配せり。凡ての市は、官吏に支配せらる。ステーツ、ゼネラルはもはや召集せられず、王に指名せられし判官の團體たりし高等法院は、政治に干渉するに至れり。王、新令を發する時は巴里高等法院之を記録せり。是人民に宣布し後世に傳ふる形式たり。記録する前に王に忠言すとも、王は之に従ふ義務なし。新令を實行せしめんには、王自身高等法院に至れば足れり。是

(1) St. pol
(2) Armagnac
(3) Albret
(4) Nemours

(1) Conflans
(2) Bern
(3) Granson
(4) Morat
(5) Provence

王の面前に於て記録せし者は已に決定せるを意味すればなり。一四六二年、ルイ十一世は巴里高等法院をして「裁判を管轄する目的を以て創始せられ、戦争・財政並びに王侯の政治を指揮するものにあらざりし」旨を宣言せしめたり。一五一六年巴里高等法院のコンコルダントに反對するや、フランスス一世曰く、「余は王なり。服従せられざるべからず、明日余は巴里高等法院に嚴命せん」と。故に佛國にては何等の權威も王の專制を抑止する能はざりしなり。

中世紀にては凡ての歐洲人は舊來の習慣に従ひしが、十四世紀に羅馬法を裁判所に適用するに至りても、舊慣を棄てざりき。故に何人も羅馬法によりて裁判せられしことを知らざりしなり。王及び侯伯は勅令若しくは命令を發布して法律を定めたり。稀に議會の協賛を経しかども多くは王自身の意若しくは其の宮臣のみの助言によりて發布し、其の勅令の如きは、末尾に「是余の欲する所なり。」と結ぶに至れり。十三世紀以來、判官・辯護士等の法律家出で、便宜の爲に舊來の習慣を記録せり。されど、單に年代録たるに止まり、法律の力を有せず、判官は己に都合よき時のみ採用せり。十六世紀に至り、法律を以て習慣に代へ、以て混亂を除かんとせり。當時、人民は王侯に服従せざるべからずとの觀念に馴れたれば、王侯の命令は各國法律の基礎となれり。されど習慣は全く失はれしにあらず、形を變へたるのみなり。例へば佛王ルイ十二世・フランスス一世の如きは、判官をして各州の習慣を記録せしめしが、王の是認せし者は直に法律となれり。この法律は王の權威によりて成立し、已に軍隊・金力及び判官等を有せし者は、今や其の意志によりて法律を作り、以て王家將來の幸福を保護せり。

西班牙の王權確立 八世紀の頃、サラセン人のイベリア半島に來襲するや、基督教徒は逃れて半島の西北部アスツリアス・カンタブリアの山中に隠れたり。是等勇敢なる戰士は後次第に平地に進出し、十一世紀の初頃、多くの小基督教國を建てたり。バルセロナ・アラゴン・ナヴァール・レオン・カスチラ・ポルトガル等是なり。カスチラの名は城塞線の義より出づ。蓋しサラセン人に備へたるなり。一四六九年アラゴン王子フェルチナンドはカスチラの王女イサベラと婚し、一四七九年、兩王國遂に合併して一王國となれり。是西班牙王國の起原なり。是より頻にサラセン人を征し、一四九二年、七萬の大軍を被し、グラナダを圍みて之を陥れ、半月旗は永く半島より撤去せられたり。この頃、宗教裁判所の制を建て異教徒を嚴罰に處せり。其の宣告あるや、翌日寺院若しくは廣場に於て大集會開かれ、莊嚴なる儀式を舉行し薪材を堆積して火刑に處したり。之をオート、ド、フェといふ。西班牙にては異教徒は最も殘酷に處分せられ、一四九二年には二三十萬のユダヤ人は國外に放逐せられたり。

西班牙語及び其の文學 アラゴン・カスチラ併合の後、カスチラ語は西班牙宮廷の用語となり、他の多くの方言を壓すること、佛國のラングドイルに於けるが如く、遂に西班牙の國語とな

(6) line of castle
(7) Ferdinand
(8) Isabella
(9) Inquisition.
(10) Auto de fe (Act of faith)

(1) Asturias
(2) Cantabria
(3) Navarre
(4) Leon
(5) Castilla (Castile)

なれり。十六世紀に於ける勝利及び植民によりて、世界到る處に話され、現今の英語に比して少しく狭小なりしのみ。

カスチラ文學即ち西班牙文學は十二世紀に生まれり。⁽¹⁾シドは小説的詩にして、中世紀に於ける最善なる文學の一なり。この一大國民詩は、西班牙の基督教徒とマホメット教徒との間に於ける長年間の争闘より刺戟せられし感情の生産物なり。この詩の西班牙の國民的精神を鼓舞せし功は、恰もホーマーの詩の希臘に於けるが如し。

西班牙の議會 王は宮中に人民を召集して諮詢せり。之を⁽²⁾コルテスと云ふ。貴族及び平民の代表者より成る。王は課税・軍隊及び最高の裁判權を有せず、政治を改善せし後に於てのみ税を徴收し得べし。王はコルテスの開會・閉會を掌りしかど、唯一人の反對者ありても其の提案を實行し得ず、王はアラゴンに裁判所をおけども、コルテスより選出せられし裁判長は王の判官の判決を再審し、拘引又は處刑せられしアラゴン人を保護すべき權利を有す。かくアラゴン人は自由を有せり。アラゴンの領主等の王に誓へる詞に曰く「吾々は汝と同一に大なり。聯合すれば汝よりも大なり。汝若し吾々の自由を尊ばば汝に従順なるべし。然らざれば服従せず。」と。其の後、西班牙王其の自由を抑へんとせしが、コルテス之に反抗せしかば、王は之を口實としてコルテスを廢止せり。女王イサベラ曰く「余が唯一の望は、アラゴン人謀叛し、之を攻撃す

(1) Cid (chief)

(2) Cortes

る口實を得て、憲法を改正せんことなり。」と。カステラは一五二三年謀叛せしが、チャールズ五世は元兇を刑し、コルテスには將來王政を批難する前に、先、税を可決すべきを命じ、議員の開會前、相互に協議するを禁じ、且己の判官・廷臣を其の議員たらしめんとせり。是よりコルテスは三年毎に召集し、王の提案を議決せり。一五九一年アラゴン叛するに及び、王大軍を發して之を平げ、裁判長を罷免し、守備兵をおけり。コルテスは尙税を議せしかども、王は此の時より自由に議會を操縦せり。

西班牙王の絶對權 西班牙は諸侯の兵士を蓄ふるを禁じ、十六世紀以來はメキシコ・ペルーの礦山よりも税を徴し又諸侯の有せざる政治機關を有せり。インクイジションの如き其の例なり。インクイジションは一四七八年フェルデナンドが羅馬法王の許可を得て再興してより王の裁判所となり、王は判官を任命し、處罰者の財産を沒收して王の所有としたり。王の意に充たざる者あれば凡て之を監禁し、秘密に判決し科料に處し入牢・絞罪・火刑に處せり。

伊太利戰爭 佛・西の二王は已に國內の權力を樹立したれば、更に力を外國に伸さんとして伊太利に進出し、茲に二國の衝突を見るに至れり。西班牙王は已に南方より伊太利に接近し、一七八八年以來、アラゴン王はシ、リ、リを領有せり。佛王は伊太利に領土を有せざりしが、チャールズ八世は法定上アンジュー伯の相續者としてナポリ王なりと宣し、六千人の弓手、七千人

のクロッスボーメン、八千人のスウイス兵、百五十人の砲兵を率ゐて伊太利に進軍せしに、ミラノ侯、ナポリ王と好からず、戦はずして降り、チャールス八世に屬せり。佛王は到る處に歡迎せられ、又血に血らずしてナポリ王國を取れり。されど、後、間もなく伊太利人同盟して王に抗し、チャールスの歸路を逆襲せり。(1495) かくてナポリ王國を領有せしは僅に二ヶ年に過ぎざりき。チャールスの後嗣、ルイ十二世も軍を發してミラノ侯を攻めしが、ミラノ兵は侯を捕へて佛王に致せり。それよりナポリ王國に侵入せしが、西班牙王フェルナンド協同して之を攻め其の地を兩分せんことを請ひしかば、之を許して其の地を兩分せり。されど、二王は永く協和せず、二國の兵互に相戦ひ、佛兵は遂に敗走し、西王獨りナポリ王國を領せり。(1505)

當時伊太利の文化は西・佛二國に優り、この二國人を蠻人として侮りしが、今や國內を蹂躪せられ愛國心勃興し、法王ユリウス二世の如きは頻に蠻人を驅逐せよと絶叫せり。法王は佛王がミラノを取りジェノアを略し、進んで伊太利に侵入せんとするを見、先之を退けんとし、對佛神聖同盟を作りて、フロレンス・ヴェニスの外、西王・獨帝マクシミリアン及びスウイスと結び、一五一一年ルイ十二世及び其の黨を破門せり。同盟軍は遂に佛軍を破つて伊太利より驅逐し、ミラノ侯は復位せり。法王自身は「教會王國」⁽²⁾を建てたり。(1513)

伊太利人は已に佛王を驅逐せしかども、忽ちにして西班牙國に奪はれたり。已に南伊太利を

(1) Holy league

(2) States of the church

領せし西王はミラノ侯を保護する口實の下に佛軍を逐ひて、自ら侯と稱し其の地を取れり。法王クレメンス七世は、對西同盟を作ることユリウス二世の佛王に對するが如くせんとし、ヴェニス・フロレンス・ミラノ及びスウイスの外、佛王・英王をも同盟に加はらしめたり。(1526) 時に西王チャールス五世、獨帝を兼ね、獨軍を率ゐて來攻し、一五二七年羅馬を包圍し、劫掠を恣にすること六ヶ月間に及べり。これより西王は伊太利の主となり、ミラノ侯死するに及びて其の領土を併有せり。フロレンスのメヂチ家は舊憲法を廢してトスカナ公國と稱して西王に屬し、ヴェニス共和國を除く外、凡て屬邦となれり。其の後、佛王フランシス一世は烈しくチャールス五世と相争ひしが、二王の戦は近古史の條下に譲らん。

第十四章 アジア民族の西侵

モンゴル族の勃興 中世紀の中頃、封建制度行はれて王權衰へたる時に方り、モンゴル人東方より侵入して東歐の大部分を征服し、茲に蒙古帝國を建設するに至れり。はじめ成吉思汗の遠征は一二一九年より一二二五年に互り、其の部將哲別・速不臺の二人はコーカサス山脈を越え、露西亞に入り南露諸侯の同盟軍をカルカ河上に撃破して東に歸れり。ついで太宗立つや、一二三七年成吉思汗の孫拔都をして西征せしむ。拔都まづ露西亞の東南部を征服し、リアザン⁽¹⁾を從へ、キエフに至りて道を分ち、北軍は波蘭を略し獨逸諸侯及び波蘭の聯合軍をシレシア⁽²⁾のリーグニッツに破り、南軍はモルダヴィア・ワラキア・トランシルヴァニアを屠り、兩軍相合して更に西進せんとせり。已にして太宗の計に接して全軍東歸し、拔都獨り留まり、一二四一年欽察汗國を建て、サライに都せり。拔都の子孫東歐に君臨すること二百八十年の後、一四八〇年モスコイ大公イワン三世に亡されたり。

成吉思汗の孫旭烈兀は波斯地方を征服し、一二五八年バクダドを陥れ、最後のハリファ、アルムスタッシムを亡し、小亞細亞を從へ、伊兒汗國を建て、タブリスに都せり。伊兒汗國は古代波斯の故地を領し、子孫相つぐこと百八十年に及べり。

- | | | |
|------------------|------------------|--------------|
| (11) Ivan | (6) Moldavia | (1) Kalka |
| (12) Almustassim | (7) Wallachia | (2) Riazan |
| (13) Tabriz | (8) Transylvania | (3) Kiev |
| | (9) Sarai | (4) Silesia |
| | (10) Moscow | (5) Liegnitz |

⁽¹⁾オスマン、トルコの興起 是より先、第四十字軍の將士、コンスタンチノープルを陥れてラテン帝國を建つるや、東羅馬皇帝、小亞細亞に逃れてニケーア皇帝と稱せしが、一二六一年に至り遂にコンスタンチノープルを回復して東羅馬帝國を再興せり。其の後、内亂頻發して國力次第に疲弊せしが、オスマン、トルコ族東方に崛起して帝國を侵略せり。

オスマン、トルコは土耳其族の一部落にして早く中央亞細亞に蟠居せしが、十三世紀の初、蒙古人に逐はれ、酋長スレイマンは五萬の部衆を率ゐてアルメニアに移れり。スレイマンの子エルトグルルの時、セルジュク、トルコのコニアの臣となりて小亞細亞の地を領せしが、其の子オスマンに至り一二九九年獨立してスルタンと稱せり。オスマン、トルコの名ある所以なり、オスマンの子ウルカンは更に東羅馬帝國を蠶食し、⁽⁷⁾ジャニザリを編制し、國勢漸く盛となれり。ウルカンの子ムラド一世はトラキアを略し、都をアドリアノープルに奠め、セルビア・ブルガリア及び小亞細亞の諸小國を從へたり。已にしてセルビアはボスニア・アルバニア等と同盟して土耳其に抗せしかば、ムラド一世は、一三八九年、之を⁽¹³⁾コソヴォ、ポリエに粉碎せしが、帝も亦戰死せり。其の子バチャシッド一世はブルガリア・セルビア・アルバニア・ボスニアを平定し、ワラキアを朝貢せしめ、マケドニア・希臘地方を併吞し、エーゲ海の諸島嶼を略取せり。西歐諸國震駭し、獨・佛の武士數萬、基督教徒擁護の爲に匈牙利王シギスモンドを

- | | | |
|--------------------|---------------|--------------------|
| (11) Bosnia | (6) Urchan | (1) Osmanli- Turks |
| (12) Albania | (7) janizary | (2) Suleiman |
| (13) Kossovo Polje | (8) Murad | (3) Ertoghrol |
| (14) Badjasid | (9) Servia | (4) Conia |
| (15) Sigismund | (10) Bulgaria | (5) sultan |

將として東羅馬帝國の救援に赴けり。一三九六年バダヤシッド一世之をニコポリに擊破し、轉じてコンスタンチノープルを包圍せり。

帖木兒大王 東羅馬皇帝、使を印度のデリー⁽²⁾にある帖木兒大王に遣して援を請へり。帖木兒大王は成吉思汗の一族にして碣石に生る。一三六九年察合台汗國を一統し、兩度、兵を欽察汗國に出して其の王を擊破し、伊兒汗國を併せ、更に印度を侵略せしが、東羅馬皇帝の請に應じ、鋒を轉じて西に向ひ、一四〇二年バダヤシッド一世とアンゴラに會戦して之を擒にし、土耳其の勢一時衰へぬ。されど帖木兒大王は一四〇五年に死して大王の帝國忽ち瓦解せり。

東羅馬帝國滅亡 バダヤシッド一世の子ムラド二世國勢を回復し、ムラド二世の子マホメット二世に至り、一四五三年、最後の東羅馬皇帝コンスタンチウス十三世を亡してコンスタンチノープルに遷都せり。或る歴史家はこの年を以て中古史の終となす。マホメット二世は更にトラベズス帝國を亡し、セルビア・ボスニア・アルバニアを併せ、西の方伊太利を侵略せんとせしが、經營半ばにして死せり。

土耳其の西侵は希臘の學者をして難を避けて西に走らしめ、古學復興の氣運を促進し、歐洲の世態は爲に一變せり。

- (1) Nikopoli
- (2) Delhi
- (3) Angola
- (4) Trapezus (Trapezunt)

第十五章 中世の基督教文化

中世紀の思想 古代羅馬帝國瓦解し人心不安の状態に在りし時代にありて未來の幸福を説き安心立命を與へて人生を救済する基督教の勢力絶大にして人心を支配し歴史を左右せしは自然の數なり。中世紀を通じて精神界は抗すべからざる宗教の權威に壓せられ、思想の自由なる表現は殆ど望むべからず。況して實世間に於ては、封建制度の差別的組織に束縛せらるゝありて舊來の傳統に自由なる批評を加ふること能はず、事物に對しても客觀的態度を取るを許さざりしなり。

教父哲學 中世紀に於ける基督教觀の根柢となりしは五世紀の初、聖アウグスチヌスの著に成れる「神の都」⁽¹⁾なり。アウグスチヌスは「神の都」に於て人類歴史の發展を神意の發現に過ぎずとなし、人類の救済は神の豫定する所にして、世界史は神の大慈悲心を演出する過程に外ならず、現世の不安・不幸はやがて歴史の進行の上に於て救はるべきものなりと云へり。彼は宗教的權威の所在を聖書と教會とに置き、次代に多くの感化を與へ、其の學説は十世紀頃まで學界を支配したり。これを教父哲學時代といふ。

然るにチャールス大帝の文學復興以來發芽したる學問の研究は徐々として進み、十一世紀の

- (1) De Civitate Dei
- (2) Patristic Philosophy (Scientia Patrum Ecclesiae)

頃、西歐の學界は異常なる活氣を呈し、十二三世紀には著るしき進境を示したり。故に十一世紀頃より十四、五世紀までをスコラ哲學時代と云ふ。スコラの名稱はチャールス大帝の宮廷學校の名稱に端を發したるが、當代の哲學は神學に異ならざるを以てスコラ神學といひて可なり。

十二世紀の頃、アリストテレスの哲學、西歐に傳來しまづ論理學を取り入れたるが、十三世紀には形而上學も傳はれり。其の初、アラビア語よりのラテン語重譯を通して知り得たりしなり。ユイバーウエヒ曰く「アリストテレスは宗教の創立者の如く敬仰せられたり」と。蓋し當時アリストテレスの説を批評するは罪惡なりとして之を刑に處したりしなり。

大學の起り

チャールス大帝の事業中最も著大なるは國內に僧庵學校を創建せしことなり。

九世紀の初より十一世紀までは、學問の光明は僅に僧庵學校に輝けり。佛國のクルニー・シト・レンス・ツールの如き最も有名なり。十二世紀の初に至り、智的新運動は西歐諸國に勃興したり。その原因種々あるべしと雖も、主として西班牙及び東方に於けるサラセン人及び希臘文化の影響に因し、僧庵學校以外、更に新なる教育機關の設置を見るに至れり。醫師・法律家若しくは政事家として必要なる職業的準備をなすこともその一なり。この新要求を充さんが爲に大學起れり。大學の起原はサラセン帝國にあり、其の全盛時代には十七の大學ありき。西歐に

- (1) Scholastic Philosophy (Scientia Doctorum Ecclesiae)
- (2) Überweg

はサレルノ大學、⁽¹⁾ポロニヤ大學及びパリ大學の三大學まづ起り、中にもパリ大學は「大學之母」「中世紀のシナイ山」と稱せらる。サレルノ大學は醫學を教へ、ポロニヤ大學は法律を教へたり。十一世紀頃、伊太利人はユスチニアヌス法典の研究を始め、教授・學生、ポロニヤに集り、其の數一萬人に達せり。二百年間、羅馬法の解釋に努力し、一句一章毎に註釋を試みたり。是十三世紀の法律家の手に成れる新註釋の基礎なり。

パリ大學は僧庵學校の擴張せし者なり。初め⁽²⁾シチー、アイランドにありしが、後、狹隘を告ぐるに及び、セイヌ川の左岸に移せり。有名なる⁽³⁾ペートル、アベラード(1079-1142)は一一〇三年より一一二〇年までパリ大學にありて哲學を講じ、聽衆五千人に達し、聽衆を容るべき室なく、⁽⁴⁾サン、ジュネヴィエヴ丘上の農園にて講演したりといふ。されど、この哲學者の名譽は品性の瑕疵によりて汚されたり。彼公衆の嘲罵を受け、自ら去りて僧庵に入り、後⁽⁵⁾トロア附近の隱棲所に住せしが、彼を慕ひて來集する者の多きこと恰もパリ大學に於ける如くなりき。初めアベラード、⁽⁶⁾ヘロイスといへる美人の教育を委托せられしが、相愛の仲となりて秘密に結婚し、爲に悲劇を演じたり。「アベラード・ヘロイスの話」は、十二世紀の最も小説的にして最も悲劇的なる説話なり。

當時學問を研究する者も他の職業組合と同じく相集まりて一團體をなせり。此の團體は十三

- (1) Bologna
- (2) City-island
- (3) Petre Abelard
- (4) Saint Geneviève
- (5) Troyes
- (6) HeLoise
- (7) Tale of Abelard and Heloise

世紀に法王より承認せられ、パリ⁽¹⁾、ユニヴァース⁽¹⁾と稱せり。總長を選擧し書記・奴僕をおき、裁判所さへ特設して教授・學生を裁判せり。是よりパリ大學と市長との争、屢起りしが、王は多く大學を勝利とせり。學生は殆ど毎日の如く街頭にて市人と喧鬪せしが、一四〇三年には市長遂に二人の學生を梟首に處したり。よりにて大學は之を中止せしめ、市長は自ら行き鄭重に其の死體をちろして之を焼き、且大學の特權を蹂躪せしを陳謝せり。

學科目は、パリ大學にては、神學の外、法律・醫學等を加へ神學・法律・醫學及び自由學の四科に分てり。自由學は三學(文法學・修辭學・論證學)四術(算術・幾何・音樂・天文)を含み總稱して七自由學と呼べり。教授は俸給を受くる外、聽講料を徴收せり。學生の年齢は老少一様ならず、十二歳頃より僧正の如き老成人をも含み、市内に居住せり。十三世紀には富者の醜金により、家屋を建て貧學生をして寄宿せしめ、規律を定めて之を遵行せしむ。之をカレッジの起原となす。各科はバチエラー・マスター・ドクターの三級に分たれ、試験・論文・討論等によりて檢定す。卒業の後は寺院裁判所・學校等に就職す。されど學生の中には富家の子弟にして漫然、遊樂に日を消するものあり、無規律・亂暴は中世紀大學生の生活なりき。十三世紀にはパリ大學は歐羅巴第一と稱せられ、二萬人以上の學生各國より來れり。英のオクスフォード・ケンブリッジの兩大學は之に倣へるなり。獨逸王侯の大學を創立するや、亦皆範をパリ大學に取

- (1) University
- (2) Liberal arts
- (3) Trivium
- (4) Dialectics

- (5) Quadrivium
- (6) Seven liberal arts (septem artis liberalis)
- (7) college
- (8) bachelor

- (9) master
- (10) doctor
- (11) Oxford
- (12) Cambridge

れり。

大學の教授法は凡て同一にして、教科書を學習するに止まり、科學さへも實驗觀察をなさざりき。解剖も議論を主とし、自然物よりも書籍を重んじたり。ボロニヤ大學は解剖最も進歩せりと稱せられしかども、一年に唯一回解剖するに過ぎざりき。

スコラ哲學 初め九世紀の頃、ヨハネス・スコッス・エリジエナは宗教と哲學は目的を同じうすれども唯形式を異にすと云ひ、「前者は禮拜し後者は研究す」とし、神と宇宙との關係につきては汎神論的觀察を下したり。十一世紀以來人間の智識に關する研究進むに従ひ、哲學が独自の立場を主張するに至り、十三世紀頃には自然界に對する興味・研究、益々進み、自然の一切に關する智識を綜合して百科全書的編纂を試み、而もこれを一切の人事と共に神に結び着けんとせり。ウイケンケンチウスの著述に係る「宇宙大觀」は其の例なり。宇宙萬象の姿を寫してすべて之を神と關係せしめ「自然の鏡」「歴史の鏡」「學理の鏡」の三點より之を論定せり。中にも「歴史の鏡」に於ては、舊約全書の歴史より羅馬史・中世史・十字軍までを記し、遂には反基督の出現より世界の終滅、最後の審判に至るべきを叙述せり。

中世紀の哲學は「神學の侍女」たるに過ぎずと云はれたるが、スコラ哲學は寧ろ智識と信仰とを區別して哲學を神學より解放するに努め、信仰と智識との問題は中世哲學の重要な部分

- (4) Speculum Naturale, Historiale, Doctorinale
- (5) ancilla theologiae

- (1) Johannes Scotus Erigena
- (2) Vincentius de Beauvais
- (3) Speculum

をなせり。十一世紀の後半アンゼラム⁽¹⁾出るに及んで信仰と智識とを區別して取り扱ひ、茲に眞のスコラ哲學始まれり。アンゼラムは信ぜんが爲に知ることを求めず、知らんが爲に信ぜんと唱へ、實體論的有神論を説けり。彼の説によれば「物は知覺せらるゝ以前、既に實體として存在すれども、内的經驗を経て始めて理解せらるゝものなり」と。神の普遍的實在に關する論争は中世哲學の重大問題となり、アンゼラムは實に實體論の驍將たりしなり。實體論者の「思念せらるゝ者は實在せざるべからず」と云ふ思想より茲に唯一宗教たるカトリックを代表すべき唯一カトリック教會を生み、唯一帝國たる神聖羅馬帝國を出現せしめたり。

實體論に反對せるは名目論者なり。其の先驅者はロスケリヌス⁽²⁾にして同時代のアンゼラムと盛に論争したり。其の説に曰く「普遍は實在せず、唯吾人の思念の内に存するのみ。即ち實在にあらずして唯名目に過ぎず」と。この論者は實體論者が「普遍性的實在は物體に先だちて實在す」と云ふに反對して「普遍は個々事物の後に存す」とせり。彼等は實體論者が信仰を智識の上に置けるに反して信仰の上に智識を置けるなり。是に於て教會の信條とする所謂三位一體論は破れて三位は別々の三神となりしなり。この實體論・名目論の對立は十一世紀に始まり、後次第に名目論有勢となり、十四世紀にはウィリアム、オッカム出でて盛に名目論を唱へたり。

- (1) Anselm of Canterbury
- (2) Realism
- (3) Nominalism
- (4) Roscellinus

(5) William of Occam

- (1) Albertus Magnus
- (2) Thomas Aquinas
- (3) Dr. Angelicus
- (4) Father of moral Philosophy

(5) Summa Theologiae (Sum of theology)

十三世紀は羅馬教會の權勢の絶頂に達したる時代なり。教會はもはやアウグスチヌスの如き神國説を奉ぜず、超越的立場より降つて現實的力と握手することを必要とし、羅馬法王は單に宗教界の首領たるのみならず、現實社會に皇帝の權力をも併有せんことを期せり。インノセント三世よりボニファキウス八世に至る百年間の時代は即ち是なり。是に至つて實體論も名目論も共に時代に伴はざる偏見となり、今は兩學說の中間を進んで物心兩界の調和を計るべきスコラ學派、有力となれり。實にこの學派は教會發展の趨勢にも適應し、時代文化の綜合的傾向にも合致するものたりしなり。スコラ學派は早くアルベルツスに始まりたれども、これを大成したるものはトマス、アクィナスなり。アルベルツスはアリストテレスの著書を譯註し、トマス、アクィナスは天使博士と綽名せられ、屢々倫理學の父といはれたり。其の著神學綜覽はカトリック教理の研究に永久の標準を與へたるのみならず、實にスコラ哲學の一大記念碑とも云ふべし。かくてアクィナスはカトリック哲學者の典型と仰がる。この派の學者は實體論者の「普遍は個物に先在す」といへるを訂正して「普遍は個物に内在す」となして中庸と調和とを以て生命とし、現實を假相とせず、永遠の世界に入る階梯なりとして偉大なる綜合的態度を發揮せり。

大僧庵にては多くの僧侶をおき、常に書籍を書寫し、且之を解説するを力めたり。其の圖書

館は二三百卷を藏するに過ぎず。蓋し當時書籍僅少にして羊皮紙高價なればなり。凡て羅甸語にして大部分は聖書、各寺院祖師の著、祈禱書・高僧傳等の如き信仰に關するものなり。嚴格なる僧徒は圖書館内に他の書を藏するを許さず、彼等以為らく「キケロもヱイルギリウスも救世に必要ならず」と。されど、文藝を好める僧侶は、キケロ・ヱイルギリウス・ホラチウス・少プリニー及びボエチウス等、ラテン文學中の傑作を藏せり。又僧正・僧侶は手紙・詩・神學の論文、歴史・年代記等を羅甸語にて花やかに記述せり。中世紀の人は卑屈にして己等は祖先より劣れりと信じ、之に模倣する事のみを力め、創作的の者は殆どなかりき。

中世紀の建築 希臘の美術は彫刻に於て極致に達し、ルネサンスの美術は繪畫に於て精巧を極めしが、中世の美術は凡て建築に集中せらる。蓋し中世紀は宗教的權威に壓迫せられて感情の表現自由ならず、觀察亦幼稚にして美的感情を繪畫・彫刻の手段によりて表現すること能はず、唯宗教的理想を象徴として之を表はすことを目的としたればなり。されば、此の時代は、専ら建築の上に美的表現を求め、繪畫・彫刻は單に建築の附屬物として寺院を裝飾するに過ぎざりしなり。

中世紀の建築の様式は前後の二期に分たる。前期は十一世紀までにしてロマネスク建築行はれ、後期は十二世紀以後にしてゴート式建築行はれたり。

- (1) Boëthius
- (2) Renaissance
- (3) Romanesque
- (4) Gothic

- (1) apse
- (2) Basilica

(一) ロマネスク式 四世紀の頃、基督教徒はバシリカを立て、禮拜堂とせり。平たき屋根にて幾多の大廣間を設け、裁判所及び商品販賣所をおけり。信者は商人等と離れんが爲に、本堂を圓柱列にて限れる廊下を以て分つ。裁判所は圓形をなし、本堂よりも高く、こゝには僧正・僧侶の席あり、合奏場となる。このバシリカの名と形式とは永く採用せられ、一大本堂と之に隣れる二つの廣間と一の合奏場とより成れり。合奏場は圓天井を以て覆はれ、之をエプスと云ふ。其の後、寺院の前方に寺鐘をおかんが爲に、一つ若しくは二つの塔を立つるに至り、輕き圓柱に代ふるに重々しき圓柱を以てし、遂に本梁及び圓天井をば火災を防がん爲に石にて造るに至れり。この新建築式をロマネスクとす。Semi-Roman 又は Roman-like といふ意なり。古羅馬建築の影響なほ認めらるゝを以てなり。バシリカ建築の平面の長方形なるに反してロマネスクの圖案はラテン十字の形をなす。ラテン十字はギリシア十字の正十字と異なり下段の長さを特徴とす(十の如し)。建物全體は細長くして奥に祭壇あり。内部は窓狭く且小さくして何となく沈鬱重厚の趣あり、敬虔の空氣全堂に溢る。本堂より斗出せる諸堂及び高塔は外觀の單調を破りて美觀を呈せり。要するに古代建築に比すれば高くして且暗さを特徴とす。外部の單調なるに異なり、内部は壯麗にして斬新なる趣味を添ゆ。柱又は壁に施せる彫刻・繪畫は何れも神の崇高を現せり。十一世紀頃、北伊太利及び南佛蘭西に始まり、間もなく西歐に廣まれり。

伊太利のピサ本寺(1097-1092 A.D.)最も有名にして、尙バシリカの面影を存し、有名なる斜塔はこの本寺に屬し、一一七二年の建築に係る。ヴェロナのサン、ゼノ、マッジオル寺院(1188 A.D.)⁽¹⁾ バヴィアのサン、ミカエル寺院(1188 A.D.)⁽²⁾ 獨逸のウォルムスの寺院(1110-1200 A.D.)⁽³⁾ 並びにマインツ(1036)トリヘル(1047 A.D.)⁽⁴⁾ スバイヘル(1030 A.D.)⁽⁵⁾ の三大寺院はロマネスク建築の好標本なり。佛のロヌ川流域及びノルマンディーの諸寺院も多くこの式なり。されどロマネスク建築は各地方により、各年代によりて形式及び裝飾一様ならざりき。故に其の地名を冠して呼べり。例へばアヴィニヨン・ノルマンディー又はドイツのロマネスクといへるが如し。ロマネスク式に共通なる要部は左の如し。

〔一〕重要な裝飾(即ちファサード)は西に向ふ。〔二〕塔はファサードの上であり、上端尖りて全建築を壓す。〔三〕信者の出入する入口は中央大堂の正面にあり、彫刻にて裝飾せられし穹窿額椽あり、時としては其の前方に圓柱の廊下あることあり。〔四〕西側には重々しき柱ありて内壁を支へ、天井は圓天井をなす。〔五〕大堂の各側は圓柱列と内壁との間に小本堂あり。この小本堂と大堂との間は廣く高さ廊下によりて限らる。〔六〕本堂と一直線の所に數層高く合奏場あり。〔七〕合奏場の下に土窖あり聖僧の遺物を藏す。〔八〕寺院は大堂の上部及び小本堂にある窓より光線を取る。〔九〕内壁をして圓天井を支持するに堪へしめんが爲に、窓の間、外方に柱脚をおく。〔十〕入口・圓天井・本堂、塔の窓等は凡て古代ローマ建築の如く穹窿形をなせり。

〔十一〕ラテン十字の脚は禮拜者の集合する所にして、全幅の四分の三を占む。廊は十字の兩肢に當り、全寺院の靈所・合奏場は十字の頭部に當り、茲にて儀式を行ふ。

要するにロマネスク寺院の内觀外觀より與へらるる感じは信徒の信頼に値する堅實性と壯嚴性とを有し、内部は採光裝置の缺陷の爲に白晝尙陰暗にして内陣の奥にある一點の燈明は信者をして知らずく敬虔の念を起さしむ。

〔三〕ゴート式 ゴート式建築はゴート風即ちゲルマニア人の創意に係り早く獨逸及び北佛に行はれ、十二世紀の中頃より盛に起れり。ゴート式はロマネスクの半圓形に代ふるに點を以てし、穹窿の頂は尖り、之が爲に非常に高さ建築をなすに至り、建築の革命を起せり。全寺院の圖案はロマネスクに同じく、十字架の形をなし、脚部に本堂を置き合奏場を上部におきたれども、微細なる點に於ては大に異なる。穹窿の頂は半圓形をなさずして尖形をなせるを以て、高低自在に建設することを得。ロマネスクに比して遙に多く自由の精神を發揮し、十二、三世紀の時代思想を最もよく表現せり。中心の大堂は非常に高く支柱の用ひ方も複雑を極め、大堂と並べる横側の廣間との間には大なる支柱ありて架空橋の如く、中央大堂の側壁を支持す。ロマネスクにては外壁は側面の過半を占めしが、ゴート式は之を色硝子の窓となせり。か

(5) Speyer

(1) Pisa

(2) S. Zeno Maggiore

(3) S. Michael

(4) Worms

くて窓は寺院の重要部分として種々の形式及び裝飾をなせり。圓柱はもはや主要部にあらず、入口より本堂に至るまで、寺院の内外凡て彫刻にて充さる。殊に入口の上部には無數の天使・聖僧を刻せり。技術熟練にして手法の變化自在なり。蕁麻、野生の茨・薊アザミ・薔薇等の植物並びに天使・聖僧等の彫刻は、何れも精巧を極めたり。

要するに、ゴート式は建築の内外共にロマネスク式に比して、遙に複雑なる新形式を取り、著しく繪畫的美觀を増し、且、外部よりも寧ろ内部の美觀を重んじたり。建築の壯嚴雄大にして尖頭が高く天を摩し、彫刻は想像に富みて而も變化自在なり。又色硝子の美麗なるは驚歎に價せり。人或は陰鬱性を帯びたる時代の病的産物なりと評すれども、建築家は論理的にして鋭敏なる頭腦を以て成されたる巧妙なる圖案なりと歎稱せり。個性の發揮と空想の追求とに富めるは輕快の風と華麗の裝飾とに見ることを得べし。從來と異なり、宗教の羈束を脱して寺院たると同時に美術なりと考へられ、特異の發達をなせり。此の式は十二世紀の中頃パリーの附近に始まり、ついで佛國並びに全歐洲に擴まれり。十三世紀より十五世紀の終まで佛・英・獨諸國に行はれし唯一の形式なり。十六世紀に伊太利の古學復興派は盛に之を攻撃し、侮蔑の意味を以てゴート式と云ひたり。されど、今日は何人もゴート式は一の有力なる創作的分子に富めることを拒まざるなり。佛國(1)アミアン本寺(1220 A.D.) 巴里(2)のノートルダム本寺(1163—1214 A.D.) ン

- (1) Amiens
- (2) Notre Dame

スのノートル、ダム寺院(1212—1242 A.D.) 獨逸のケルン本寺(1270 A.D.) ストラスブルグ寺院(1240—1365 A.D.) 奥國のセント、ステファン寺院(1300 A.D.) 等は、何れもゴート式の著名なる者なり。又英國のソースベリー寺院(1220 A.D.) は佛國アミアン本寺と並べ稱せらる。

ゴート式は初め寺院のみに用ひられしが、後には各建築に適用せられたり。殊に十四世紀には、王侯及び富豪は城塞又は別荘にこの式を用ひ、市廳(1)の如きもこの式によれる者多し。ブリュージュ(2)・イーブル・ウドナルド(3)の市廳、ルアンの裁判所の如き、最も有名なり。彩色窓・肖像、植物の彫刻等極めて壯麗なり。

フランポアヤン式 中世紀の終頃、寺院の建築は一層纖巧華美なる者となれり。裝飾は富瞻にして重にキャベージの葉を象れり。恰も寺院は石にて織り込める刺繡の如し。これをフランポアヤン式といふ。英國のウェストミンスター寺院(4)(1240—1269 世紀に東部成り十八世紀に至りて全部完成せり) 佛國のサンジャックの塔、ルアンのサン、ウアン寺院はこの例なり。この式はゴート式の墮落せる者として輕蔑せらる。美麗なる寺院はゴート式の起れる初期に建設せられたれども、一般的建築物は多く十五世紀に成れる者なり。

- (1) Hotel de ville (Rathaus)
- (2) Ypres
- (3) Oudenarde
- (4) Flamboyant

(5) St. Ouen

第十六章 ルネサンス

- (1) Die Kultur der Renaissance in Italien
- (2) Burekhardt
- (3) Die Entdeckung der Welt und des Menschen

ルネサンスの氣運 中世紀は古代希臘・古代羅馬の學藝を以て神を瀆し罪惡を誘ふものとして排斥したるが、十字軍以後、武士・教會の二勢力、地に墜ちたれば、今や強き壓迫より免かれ束縛より解放せられ、自由都市の勃興と相俟つて自由の研究起り、自由の道に突進するを得、己に眞なりとするを眞理とするの氣運となり、自由主義・個人主義の萌芽を生じ、基督教・スコラ派哲學に對して古代藝術の研究盛となり、より自由に、より個人的に、より多く人間らしき樂しき社會あるを發見したり。廣義に解すれば個人の自覺なり。精神的天地並びに空間的世界の擴大なりとす。されば「伊太利に於けるルネサンスの文化」の著者ブルックハルトはルネサンスは即ち「人間と世界との發見なり」といへり。殊に伊太利には自由都市多く、夙に自由の生活、自由の思想夙に起り、自由の研究をなし自由を尊び個性を重んずる風盛となれり。伊太利のフロレンスは實にルネサンス搖籃の地たりしなり。

ルネサンスはもとフランス語より起り、イタリア語の Rinascimento 即ち英語の rebirth (再生)の意味なれば、之を古學復興と翻譯すれども實は古學若しくは古藝術を復興せしめたるのみにあらず、更に進んで新なる文化を創造したるなり。文學は勿論建築も繪畫も皆其の源を

- (1) Saint Peter
- (2) Taylor
- (3) Self-expression
- (4) Alghieri Dante

希臘・羅馬の古に求めて軌範を茲に採りたれども、單に模倣し翻案したるのみにあらずして、新なる文學新なる藝術を見出して新時代獨特の文化を産み出せり。試みにセント、ペートル寺の建築を見よ。レオナルド・ダ・ヴィンチの繪畫を見よ、一見して直に昔に見ざる新藝術なることを知らん。さればブルックハルトは再生 (rebirth) の外に新生 (new birth) の意味を加へたり。又テラーはルネサンスは即ち自己表現なりと言へり。實にルネサンスは古代思想に近世思想を加へたる新しき思想の表現たりしなり。

古代學藝の中、羅馬法の智識最も先に開けたり。初め十二世紀にユスチニアヌス帝の編纂せる法律類纂發見せられてより、法律の研究まづ、伊太利に起り、ボロニヤ大學は法律の研究を以て天下に鳴れり。法律の研究は自らラテン文學、ラテン詩歌の研究を誘致し、古學問の復興古藝術の復活となり、所謂ルネサンスを實現するに至れり。伊太利のルネサンスは三期に分つて見ることを得べし。

第一期 (1300-1400)

第一期は人道學派興隆期にしてダンテ⁽⁴⁾・ペトラルカ⁽⁵⁾・ボツカチオ⁽⁶⁾は伊太利ルネサンスの三巨星といはる。中にもアルギエリ、ダンテは實にルネサンスの先驅たり。

ダンテは一二六五年フロレンスに生れ一三二一年ラヴェンナに死す。彼の傑作神曲⁽⁸⁾の完成せ

- (5) Francesco Petrarca (Petrarch)
- (6) Giovanni Boccaccio
- (7) Ravenna
- (8) Divina Comodia (Divine Comedy)

しは實に一三二一年なりとす。神曲は伊太利國民文學の濫觴にして彼に世界的文豪の地位を與へたるものなり。神曲は地獄界⁽¹⁾・淨罪界⁽²⁾・極樂界⁽³⁾の三篇に分れ、主人公はまづ詩人ヴィルギリウスに導かれ、地獄界・淨罪界を巡歴し、最後にピアトリスに對する靈的愛の力によつて天上界(極樂界)に至り、一切の煩悶より解脱して清淨永遠なる靈の世界に到達せることを叙せり。ダンテはまた別にモナルキアを著しこれによつて彼の政治論を見るに足るべし。

ペトラルカ(Petrarca) は人道派の開祖にして古代文學の崇高善美なるを推獎したる最初の人なり。ペトラルカの古代詩人に對する熱心は殆ど崇拜的にして非常なる勞力と時間とを費して、古代の書二百餘卷を蒐集せり。中にもキケロの文は最も之を愛好し、發見する毎に自ら之を書寫せり。彼は希臘語を知らざりしかども、其の書を蒐むることラテン書の如く、プラトリーの著書とホーマーの詩とはコンスタンチノブルより之を送らしめたり。屢故人ホーマー・キケロ・ヴィルギリウス等に與ふる書簡を認めて古人と交際せり。又ペトラルカの短詩集に收めたるラウラの美を讚美したる詩は最も有名なり。ペトラルカのこの古代崇拜は直に傳染して學生間に波及し、父兄は子弟の法律を學ぶをやめて古書の探索研究に熱中するを啣ちたれども、猶底止する所なかりき。人道派は中世紀の神を研究し、神と交通せんとするに反し、古代文學の研究に興味を有し、古人と交通せんことを求めたり。是人道派の名ある所以なり。

- (5) De Monarchia
(6) Canzoniere
(7) Laura

- (1) Inferno
(2) Purgatory
(3) Paradise
(4) Beatrice

ボツカチオ(1313—1375) はペトラルカの高弟なり。古文學を崇拜し希臘語を學びしかども、希臘語は十分に讀解するに至らず。蓋し文法書・教科書・字書無かりしを以てなり。ボツカチオの散文は文學中最も純正に最も完全なる者と稱せらる。中にもデカメロンは當代社會の鏡といはれ、神曲に對してヒューマン、コメデーと綽名せらる。デカメロンは十日物語の義にして十人毎日一話をなすこと十日間に及べり。故にまた百物語と云ふを得べし。

この頃、古書は寺院・圖書館等に埋藏せられたり。ボツカチオ嘗て藏書を以て有名なるモント、カシノ寺に至り、閱覽を請ひしに、一僧舊き梯子を指さして曰く「行きて彼處の戸を開け。」と。ボツカチオは鍵も戸締りもなき室に入りしに、珍書は塵埃の中に埋もれ、或は壞裂し、或は一部を紛失せり。何故かゝる貴重なる書を失ひしかと問ひしに、金に窮して其の一部を賣りたりと答へて平然たり。ボツカチオ常に曰く「學者は先古代の書を得ざるべからず」と。是より學に志す者は、伊太利・獨逸等到處に古書を搜索せり。かくしてキケロ・タキッスの書は救ひ出されたり。古書の蒐集は、十四世紀に始まり十五世紀末に至れり。フロレンスのニッコリは全財産を投じて古書を買ひ、僧ベッサリオンは六百の希臘書を集めたり。是等は大金を費して副寫し、グーテンベルヒ印刷術を發明するに及びても、蠻人の發明に係れる故を以て之を利用せず、手寫をつゞけたり。ウルビノ侯は四十人の筆工を傭ひ、羊皮紙に書寫せしめて曰く「余は印刷本を

- (5) Bessarion (1) Decameron
(2) Human comedy
(3) Monte Cassino
(4) Niccoli

所有するを恥づ」と。されど印刷術は忽ち弘まり古書は多く印刷せられたり。

第二期(1400—1450)

第二期に於ける古典の研究は更に溯つてギリシア語の原本に據れり。偶一三九六年東羅馬皇帝土耳古の軍とニコポリに戦つて大敗し、クリソロラス等多くのギリシアの學者、陸續イタリヤに逃り來りしが、フロレンスのメヂチ家を保護し、古學盛に起れり。コシモ、デ、メヂチ(1388—1454)は國父と綽名せられ、プラトニーのアカデミーを再興し、新プラトニズムとクリスト教を統合して唯一論を高唱せり。この時、建築家にブルネレスコ、(1379—1466)彫刻家にギベルチ(1378—1455)ドナテロ(1386—1466)出でてフロレンスの三大天才と稱せらる。ブルネレスコは一四一九年、フロレンスのドーム(寺本)の設計新案の懸賞に應じて當選し、八角形プランの上に中央圓蓋を作り、八面に大圓窓を設けてルネサンス建築の開祖といはる。ギベルチは本寺の向側にある洗禮堂の門扉に舊約全書を題材とせる十面の浮彫を彫刻したり。ミケランジェロは眞に天國の入口に價すと嘆稱せり。ドナテロはギベルチの門人にして出藍の譽あり、ギリシア彫刻に見る自然主義と理想主義との調和を求め、寫實の間に理想と希望とを表現したり。

第三期(1450—1500)

第三期はルネサンスの最高潮に達したる時代なり。この期はフロレンスにロレンツォ、デ、

- (1) Chrysoloras
- (2) Cosimo de Medici
- (3) Pater Patrie
- (4) Neoplatonism

- (5) Brunellesco
- (6) Ghiberti
- (7) Donatello
- (8) Dome

- (9) baptistery
- (10) Lorenzo de Medici

- (1) Accolti
- (2) Tasso
- (3) Poggio
- (4) Bembo

- (5) Sannazaro
- (6) Vida
- (7) Ariosto

メヂチ(コシモの孫)ありしかど、ローマ法王ニコラス五世(カトリック)はヴァチカン圖書館の創立者、シクスツス四世(カトリック)はシスチナ禮拜堂の建設者、ユリウス二世及びレオ十世(ローレンツの子)は盛に美術を奨励したれば、ルネサンスの中心はフロレンスよりローマに移れる觀あり。されどルネサンスの氣運の全伊太利に横溢せるは前後に類例を見ざる所なり。王侯・貴族は他の諸國の如く狩獵・戦争に日を消することなく、或は詩人と會合して詩を誦し、或は壯麗なる寺院・宮殿を營み、華美なる裝飾品を作れり。晉に之が爲に財を惜まざるのみならず、從來藝術家を工人として賤めるに反し、天才として之に敬意を表したり。中にもロレンツォ、デ、メヂチの如きは學者と晚餐を共にして哲學論を試むるを樂とし、フロレンスにては一般公衆さへも之に對する趣味を有せり。詩人アッコルチのフロレンスに公開演説を試むるや、市人は店を閉ぢて傍聽したりといふ。當時の藝術家は、多くの報酬を得て世に重んぜられしかども、頗る簡易にして無頓着の生活をなし、多くは甲市より乙市に轉々して保護を受くるを常とせり。マキアヴェリは貧苦に身を終へタツンは本國より追ひ拂はれ、彼等は屢々白刃を以て脅かされ、強盜・掠奪の危難に逢へり。はじめは古書を崇拜する餘り、ラテン文を註解し又は模倣するを好愛せしかば、ラテン文學の模倣に過ぎざりき。ボツジオ・ベンボ・サンナザロ及びヴィダの如き皆是なり。十六世紀に至つて國民文學起り、叙事詩家にタツソ、喜劇詩家にアリオスト、

大散文家にマキアヴェリあり。十六世紀には狂歌の如き叙事詩、無雅致なる牧人歌を創め、詩人の思想感情より要求せられずして徒らに奇語を尙ぶの風、囃されたり。

第三期は建築界・彫刻界・繪畫界何れの方面にも天才輩出して藝術を新生せしめ、後代に一大影響を與へ、世界文化史上に一新時期を劃したり。

ブラマンテは建築に於て、レオナルド・ラファエルは繪畫に於て、ミケランジェロは建築・彫刻・繪畫の三方面に於て獨特の技巧を發揮して何れも新時代の傑作を遺して不朽の名を傳へたり。

建築 ブラマンテ(1464—1514) はセント、ペートル本寺を設計し、一面にギリシア・ローマの建築を復活すると同時に、他面には大圓蓋を以て方形プランの眞中心となし、中央穹窿式の模型をなしたるは慥かに彼の創意に出でたるものにして、新生の精神を發現せり。セント、ペートル寺は世界最大の寺院にして一五〇六年ブラマンテの設計せしより百二十年間の歳月を費し、其の間、サンガロ兄弟・ベルッチ・ラファエル・ミケランジェロ・ヴィニョーラ・ベルニニ等出でて之を竣功せり。中にも天才ミケランジェロによつて中央大圓蓋を大成せしは建築史上特筆すべきことなり。

彫刻 ルネサンスの彫刻はミケランジェロによつて代表せられ、ギリシアのフィディアスと並

- (1) Sangallo
- (2) Peruzzi
- (3) Vignola
- (4) Bernini

んで彫刻界の双壁と稱せらる。フィディアスがゼウスの如き超人的巨人を表現するに反し、ミケランジェロは人道主義の強調者として力と勇氣とに充てる青年ダヴィッドを描出せり。ダヴィッドの筋骨隆々たる兩腕と兩脚、熾烈なる戰鬥意志を象徴する眼・眉・口は何れも力其の者の結晶とも見るべし、彼の圓熟期に成れるモーゼ像は兩眼は思索と意力に滿され、能く法律制定者として戰士として高僧としての思慮と力とを表現せり。グレゴリーは之を評してミケランジェロの天才の化身なりといへり。以上二大傑作の外、メヂチ家の墓の彫刻は中央にあるロレンツォ像と左右下にある黄昏の表徴(男)・黎明の表徴(女)とは正三角の均齊を保つて能く統一せらるるを見る。

繪畫 繪畫はルネサンス藝術の花と稱せられ、新生の意味を極度まで發揮せしめ、後代の容易に追隨を許さざる所たり。

抑、繪畫は赤・青・黄・紫等、諸種の色彩を施せるを以て最も信仰・希望・極樂・地獄等を描出するに適し、基督教最良の侍女として能く思想感情を發現し得べし。この點より見れば冷かなる石に彫刻せる者に比して遙に有功なりしなり。これ中世紀以來繪畫獨り美術上に地歩を占めたる所以なり。宗教萬能の時代として繪畫は建築の裝飾たるに過ぎざりしは自然の勢なり。

ルネサンスの氣運盛なるにつれて繪畫界は先づ其の思潮に乗じて一般の進歩を見、如何にし

て人體を描出し遠近法を用ふべきかを研究し、身體の解剖をなし、幾何學的透視法を繪に應用して所謂新畫法出でたり。又この頃まで繪の具を水又は卵・漆等にて溶かしたるが、十五世紀には油と混和せしめて早く乾燥せしむることを發明せり。其の發明者はフレイミッシュ派の畫家「ブリュージュのジョン」なるべしと云ふ。これより、畫に二法あり、一は中古より行はれたる水彩畫にして一は油繪なり。始めは木の上に描きしが、後には畫布の上に描くこととなれり。

レオナルド、ダ、ウイッチ(1452-1519)はルネサンス時代最初の偉大なる畫家にして同時に彫刻家・建築家・文學者・科學者たりしなり。「最後の晚餐」「モナ、リサ像」「岩窟の聖母」は世界の名作といはる。中にも最後の晚餐は幾何學的構圖によつて能く天井・柱・壁・窓各部分の統一を助け、基督の背後にある三つの窓に施されたる遠近法は、能く透視畫法に適ひ、人物の複雑なる描寫は師の左右に三人づゝ一組として十二の使徒を描出せるによつても見るべし。⁽⁴⁾ マックフオールはレオナルドの繪に對してルネサンスの科學的精神の勝利を暗示するものなりと評せり。又モナ、リサ像は黒目勝ちの兩眼、靨を湛へたる兩頬、可愛らしき唇等、凡て謎の微笑と稱せらる。ミケランジェロ(1475-1564)は繪畫に於ても彼の最上の天分を發揮したり。僅に十六歳の青年たりし時、繪畫の師ギルランダヨはミケランジェロを人に紹介して曰く「この子は自分より何事も能く知れり云々」と。彼は多くの大作を遺したるが、「シスチナ禮拜堂の

- (1) Flemish
- (2) John of Bruges
- (3) Leonardo da Vinci
- (4) Macford

- (5) Mona Lisa (Madonna)
- (6) Michelangelo
- (7) Ghirlandajo

天井畫」と「最後の審判」は最も有名なり。中にも禮拜堂の天井畫は法王ユリウス二世の需に應じ四年の歳月を費して一五二二年に完成せり。題材を舊約全書に採り構想の雄大複雑にして筆致の雄健なること古今獨歩と稱せらる。「最後の審判」は一五三四年、法王ポール三世の命によつて畫ける大壁畫にして峻嚴なる審判神としての基督は秋霜烈日の如き正義神の權化たることを表現せり。⁽¹⁾ ラファエル、サンチ(1483-1520)は僅か三十七年の短い生涯に於て數多くの名畫を遺して不朽の名を留めたり。中にも法王ユリウス二世の爲に畫けるヴァチカン宮殿内の壁畫はミケランジェロと神技を競ひ「聖禮論争」の如きは幾十の人物を描き、變化自由にして能く各人の個性を描寫し、「アテネの學校」はプラトニー・アリストテレスの二人を中心に希臘の學者を集め、結構雄大にして能く明智の權威を示現せり。又彼は豊麗圓滿にして清淨純潔なる聖母を描くに長じ、ドレスデン美術館にある聖母像は古今を通じて第一と稱せらる。

繪畫の諸派 以上の繪畫の三大家は其れづゝ繪畫の一派をなせり。即ちレオナルド、ダウイッチはロンバルド派を起し、其の派にコレッジオ(1494-1534)あり、ミケランジェロはフロレンス派を起し、其の派にドルチ(1616-1686)出で、ラファエル、サンチはローマ派を起せり。

この外、チチアン(1477-1576)はヴェニス派を起し、極彩色にして金色燦爛なる畫を描き、調和・色彩・光線を表すことに於て匹敵するものなしと云はる。門人にチントレット(1518-1594)あり

- (1) Raphael Santi
- (2) Correggio
- (3) Dolci
- (4) Titian

又カラッチ(1560-1609)及び其の門人キドー(1575-1629)はボロニャ派をなし、前諸派を折衷して之を融合せんとせり。されど、此の派は模倣的にして十七世紀以後は伊太利人の好尚せし壯大驕飾の風に流れたり。第六派は即ちナポリ派にしてロサ、サルヴァトル(1615-1633)は其の代表的畫家なり。されどナポリ派は通例イスパニア派の支流と稱せらる。

伊太利の畫家は寺院・王侯又は市廳等の爲に描き、博物館・展覽會の爲に描かざりき。故に屢々中世紀の如く壁畫を描けり。されど、大多數は寺院・宮殿に掛くる所の畫板・畫布に描けり。畫題は多く聖敎史に由り、基督聖僧の傳記又は異教徒の神話等より採りしかど、服裝又は地方的特色を現さんことを苦慮せず、猶太・希臘又は羅馬の衣服を想像的に描出し、大體當代の伊太利の服制によれり。ヴェロナのパウルの描ける「カナインに於ける結婚式」の席上、基督の側に坐せる客は、皆當時のヴェニス紳士の服を着けたり。ルネサンス時代は今日の畫家の苦心せる考古學的考慮をなさず、己の目撃せる者によりて之を描きたり。殊に形及び色の美ならんことを欲し、希臘彫刻家の如く人體を最も釣合ひ好く且完全ならしむることを努めたり。顔面の眞實を寫さん爲に美を損することをなさず、表情よりは寧ろ美を求めたり。悲喜劇に於てさへ高尚にして平穩なる容貌を描き、聖僧たることは頸の周りに後光あるによりて識別し得べきのみ。多くの繪は「聖像」と題して基督とマリアとを描けども、畢竟伊太利當時の氣品高き家族を寫

- (1) Carracci
(2) Guido Reni
(3) Rosa Salvator

實せるに過ぎず。故に顔貌に神聖なる空氣を漂はしめざりき。

伊太利畫家は顔面に感情を表すことを知れり。ラファエル・チチアンは勿論、第二流の肖像畫にても其の眞を寫せるは賞嘆に價す。又希臘彫刻家の如く、人間を表現せんとせしが、實際の人間より一層美麗にして而も一層幸福なる人間として、眞と美とを結合する活動的人物を描出せんことを力めたり。

因みに、アルプス山北に於けるルネサンスの繪畫は伊太利より稍後れたり。獨逸のアルブレヒト、デューレル(1471-1528)まづ之を傳へ、十七世紀にはベルギーにルーヴレンス(1577-1640)。其の門人ヴァンダイク(1599-1641)出で、オランダにはレンブラント(1607-1669)出で、イスパニアにはムリリヨ(1618-1682)出でたり。これ等は後篇に詳説せん。

アルプス山北の人道派 人道學派は、やがてアルプス山を越えて佛蘭西・獨逸及びネーデルランドに弘まれり。獨逸の人道學者ロイヒリン(1455-1522)は一四八二年、伊太利に至りて希臘語の教師に就きて學ばんとせし時、まづツキデスの書を探りて試験せられたるが、ロイヒリン容易に之を譯解せしかば、希臘語の教師叫んで曰く「追放せられし吾が希臘は已にアルプス山北に飛び去れり。」と。彼は更にヘブライ語を研究し聖書をヘブライの原書より譯し、ラテン譯の誤謬を指摘し、遂に人道學派の基礎に立てる宗教改革説を主張するに至れり。人道學者エラス

- (1) Albrecht Dürer
(2) P.P. Rubens
(3) Van Dyck
(4) Rembrandt van Rijn
(5) Murillo
(6) Reuchlin
(7) Erasmus

ムス(1493—1536)は和蘭人なれども、英國のオクスフォードに本據を置き、一五一一年有名なる「愚なる禮讚」を發表して中世信仰生活の一切を罵倒し、文化と自由との世界を將來せんことを鼓吹せり。ラテン語・希臘語に對する崇拜は、十七世紀の中頃まで續き、學者は十九世紀までラテン語にて書けり。蓋し母國語最善なれども、ラテン語は母國語より高尚なりと考へたりしなり。ポツジオ(1308—1363)はダンテが其の大作を伊太利語にて記せるを惜みたり。古語を模倣する傾向は國語の文法を説明するにさへ之を用ひ、希臘名・羅匈名を附するに至れり。

ルネサンスの結果 ルネサンスの伊太利に及せる悪影響は、信仰心と道德との衰廢せることなり。蓋し希臘・羅馬の學者は、基督誕生以前にありしを以て、些の基督教的要素なかりしが、伊太利人は古學を研究する間、知らず／＼其の思想に感染して、信仰心薄らぎ、道德廢れて、恰も奢侈淫逸を以て亡びたる希臘・羅馬の末世に似たる者あり。されどルネサンスの西歐文化に及せる利益は莫大にして現代文化の萌芽は實に茲に兆せり。中世紀、學問一般に衰へ、ラテン語・希臘語は全く世に忘れられし時に方つて、人道學者は之を復興し古代文化再び光明を放ち、遂には希臘語・羅匈語の講座は大學に設けられ、中等教育にさへ其の科を加ふるに至れり。

火藥の發明 支那人は早くより火藥を發明せしかども、これを工作に使用せしに過ぎず、十三世紀に至り煉金術學者は、炭素・硫黃及び硝石を混和して爆發藥を作れり。アラビヤ人始め

(1) Praise of Folly

- (1) Haarem
- (2) Loureus Coster
- (3) Johann Gutenberg

て火藥を戰爭に使用し、管を通じて射出せしめ、基督教徒亦之に倣ひ、一三二五年に至りフロレンスに於て金屬の砲を作りて銃彈を發射したり。この新發明は徐々に全歐に傳はりしかども、十五世紀頃までは大砲の大部分は單に石丸を放擲するに止まり、弓矢の射距離に達するに過ぎざりき。且重量重きに過ぎて運搬に困難なるのみならず肉又形の臺上に置かざるべからざる不便あり、高き音響を發する外さほど效力あらざりき。されば、砲を使用してより二百年間は、尙武士は鐵甲を着、歩兵は矢・クロスボー及び長槍を使用し、市は城壘・塔を築きて防衛したり。其の後、徐々に改良せられ十六世紀には其の威力稍、大にして、城壁は銃丸を防ぐに足らず、小諸侯以下の者は最早茲に避難し得ず、砲兵隊を創設し得べき富有の王侯のみ、其の威力を利用して小諸侯を擊滅し、封建制度遂に崩壞せられたり。

印刷機の發明 支那にては、早くより木版行はれしが、十五世紀の始、ネーデルランドにて宗教書を木版に彫刻することを發明せり。此の法は木版の上に墨汁を注ぎ、其の面に紙を宛て幾枚にても之を刷出し得べきを以て貧民用の聖書は是によりて製出せられたり。されども全頁を版木に彫刻すること、今の石版の如くなるを以て各頁毎に新木版を要する不便ありき。其の後文字を一つ／＼に離して彫刻することを工夫し、木製の字母を作りて之を組み立つるに至れり。一四五〇年オランダのハーレムの人コスター⁽¹⁾、活字を案出せしが、獨逸マインツのヨハ

(1) Aldus Manutius

ン、グーテンベルヒ(1400-1468)は活字を鉛とアンチモニーとの合金にて作ることを發明し、一四五四年始めてバイブルを印刷してより、印刷術は全歐洲に弘まれり。中にもウエニス市にてはアルヅス、マヌチウス(1460-1515)始めて印刷機を据ゑて古書を出版せしが、紙質・活字の良好にして印刷の鮮明なることは當時第一と稱せらる。十五世紀の末には、ヴェニス市内に二百の印刷工場起り、他の五十餘の伊太利都市にも印刷所新設せられ、全歐洲を通じて出版物の數一萬以上に達したりといはる。其の始、八つ切にして携帯に便ならず、且文字はゴジック體なりしが、後次第に書籍を小さくし、文字も読み易き形とせり。印刷術全歐に行はれ、新舊の書籍、社會の各階級に散布せらるるや、從來の如く僧侶・學者のみが聖書・科學を學ぶにあらざ、凡ての人民は神學・文學を研究するに至れり。俗人の文學研究は即ちルネサンスとなり、俗人の神學研究はやがて宗教改革を催したり。

印刷術は是等の結果を生ぜしのみならず、三百年の後には、新聞紙をも發刊するに至り、書籍の文學・宗教の革命を促せる如く、新聞紙は十九世紀に於ける政治・經濟の革命を促進したり。

紙の發明 現代歐羅巴の紙は紀元前二世紀頃、支那人の絹布を用ひたるに淵源すべし。八世紀の頃、サラセン人は更に綿布を以て絹に代用し、ギリシア・南伊太利並びに西班牙に之を傳

へたり。然るに西班牙にては、其の地に産する麻又は亞麻を以て綿布に代用し、十二世紀頃、カスチラにてはリンネルの襪を以て紙を漉くこと盛行はれ、遂にピレネー山脈を越えて佛蘭西に入り西歐一般に傳はるに至れり。この間に羊皮紙の重用せられしことは勿論なれども、高價なるを以て公文書其の他重要書類のみに限られたり。十五世紀後半に至り印刷に適して而も低廉に且携帯に便なる紙を製出し、印刷術の發明と相俟つて學問の普及に大なる資けとなれり。

磁石の使用 支那人は早くより磁力を利用して方向を知り、之を指南車と名づけしが、アラビア人は磁針の北に傾くを知りて之を實用に供したり。十三世紀頃、歐洲に傳はりしが、後、間もなく針を樞軸の上に安置し、箱にて之を圍むことを工夫するに及び、羅針盤の使用漸く廣まり、晝夜・晴雨の別なく方向を知ることを得、航海上に一大革命を起したり。

第十七章 地理上の發見

- (1) Calcutta
- (2) Marco Polo
- (3) Khubilai
- (4) Compass card
- (5) Prince Henry the Navigator

葡萄牙人の地理的探檢 中世紀の歐羅巴人は、シリア・埃及に至りて東洋の貨物を求めしが、アラビア人、暴利を貪り、アレクサンドリアに於ける胡椒・肉桂の市價はカルカタの三倍以上、香料は原産地の五倍以上に騰れり。されば歐洲人は直接に印度に達すべき航路を發見せんとせしが、葡萄牙・西班牙二國人は他に先だちて新航路の發見に着手せり。此の二國は大陸の貿易に於ては獨逸・オランダに及ばず、亞細亞との貿易は伊太利諸市に閉ざされたり。殊にイベリア半島の回教徒に對する十字軍、永續せられたれば、進んで東方の地に布教の使命を果さんとの熱望最も強く、此の宗教的使命を果しかつ貿易の利を獲んが爲に新航路の發見に熱中したるなり。

抑、歐洲人の東洋に關する智識は一二四五年早く已にマルコ、ポロ、中央アジアを横ぎつて蒙古に來りフビライの朝廷に仕へて歸り、紀行を著して日本(Japan)の富を紹介したるに始まる。伊太利人は十三世紀、既に磁石を使用し、十四世紀には航海地圖を作り、緯度を測定したるが、商業革命を惹起したる世界發見の端緒はポルトガルの王子ヘンリー親王(航海王)によりて計畫せられたり。

- (1) Sagres
- (2) St. Vincent
- (3) Madeira
- (4) Azores
- (5) Branco
- (6) Verde
- (7) Fernand de Poo
- (8) Pedro d' Escobale
- (9) Bartholomew Diaz
- (10) Cabo Tormentoso (Cape Temptuous)
- (11) Cabo de Bueno Esperanza (cape of Good Hope)
- (12) Calicut
- (13) Genoa
- (14) Toscaneli

ヘンリーは一四一八年、最西端サグレスの岩角セント、ウインセント岬に觀象臺を設け、頻りに探檢隊を出してアフリカ洲の西岸を探檢せしめ、一四一九年にはマデイラ群島を發見し、一四三一年にはアゾールス群島、一四四一年にはブランコ岬、一四四五年にはヴィルデ岬を發見せり。熱帯地方には動植物生息せずとの豫想に反し、綠蔭青々たるを見、歡喜の餘り、ヴェルデ(綠)々々と叫びしよりこの地に名づけたりといふ。ついで一四六〇年ヴェルデ岬群島を發見せしが、ヘンリーはこの年に死せり。されど探檢の事業は葡國王ジョン二世によつて繼承せられ、一四八四年にはフェルナンド、ド、ポアは赤道に近く群島を發見して其の名を命じ、同年ペドロ、デスコバルは赤道を横過して始めて太陽を北方に仰ぎたり。一四八六年バートロミユイ、デアズは、アフリカの最南端に達し「荒れの岬」と命名してジョン二世に復命したるに、ジョン二世は、かくては後人この地に行くことを嫌ふに至るべしとて喜望峰と改名せしめたり。ヴァスコ、ダ、ガマが喜望峰を巡り印度洋を横斷して初めて印度のカリカットに達したるは十四年後即ち一四九八年なりとす。

西班牙人の地理的探檢 この間西班牙人は西方に航して東洋に達する捷徑を發見せんとしたり。伊太利のジェノアの人クリストファー、コロンブスはトスカネリの説を信じ、地球は球狀なるを以て、西方に航せば東洋に達し得べしとし、葡王・西王・英王等に説いて保護を得んとせ